

学位請求論文

戦国期武家の起請文にみる誓約と神仏

仏教文化専攻

山本春奈

序論 1

第一節 本論文の主題 (1)

第二節 研究史整理 (1)

(一) 戦国期起請文の形骸化論をめぐって 1

(二) 勸請神から読み取れること 4

第三節 本論の構成 (7)

第一章 戦国期武家の起請文と勸請神 13

はじめに (13)

第一節 主要武家の起請文にみる勸請神 (13)

第二節 戦国期武家の起請文の機能 (17)

(一) 毛利当主発給 18

(二) 毛利一門・家臣発給 20

(三) 毛利氏宛 21

第三節 越相同盟にみる起請文の機能 (23)

おわりに (26)

第二章 上杉謙信の領主統合と氏神春日 31

はじめに (31)

第一節	謙信の権力と起請文 (31)
(一)	謙信起請文をめぐる評価 31
(二)	謙信起請文の勸請神 32
第二節	越後国内における領主間結集と地域神 (33)
(一)	小泉荘内領主間結集 33
(二)	莊域を越えた領主間結合 36
第三節	謙信の領主統合と春日社 (38)
(一)	謙信と国鎮守 38
(二)	氏神春日大明神 39
おわりに	(43)
第三章	毛利氏と安芸一宮厳島社 51
はじめに	(51)
第一節	毛利氏関連起請文にみる厳島社 (51)
第二節	安芸国外領主との起請文交換 (55)
(一)	毛利氏発給起請文 55
(二)	国外領主発給起請文 58
第三節	防長移転後の毛利氏と厳島社 (59)
(一)	防長移転後の毛利氏関連起請文 59
(二)	近世萩藩と厳島社 62
おわりに	(63)

	第四章 安芸毛利氏の起請文にみる氏神の機能	69
	はじめに (69)	
	第一節 毛利氏と祇園牛頭天王 (69)	
	(一) 毛利氏の氏神 69	
	(二) 祇園社の氏神化 70	
	第二節 起請文にみる祇園社 (72)	
	(一) 毛利氏発給起請文 72	
	(二) 一門・家臣発給起請文 75	
	第三節 毛利「家中」と祇園社 (77)	
	(一) 「家中」連署起請文にみる祇園社の機能 78	
	(二) 弘治起請文の性格 81	
	おわりに (83)	
結	論	89
附	表	

序論

第一節 本論文の主題

起請文とは、遵守すべき事項を挙げ、それに違反した場合には神罰を受ける旨を記した文書様式を指す。基本的には誓約内容を記した「前書」と、罰を受ける複数の神仏名（勸請神）及び罰文を記した「神文」とで構成され、中世後期以降には寺社の発行する牛玉宝印の裏に書くことが一般化する。

この文書様式は平安後期から江戸末期まで確認されるが、このうち戦国期は全国各地において、武家同士の主従形成や同盟など、様々な政治的に重要な場面で頻繁に起請文が交わされた時期に当たり、起請文の最盛期とされている。それと並行するように、記載される神仏数も増加していき、そこには梵天・帝釈や日本全国で信仰を集める八幡神や春日神、各国の一宮や氏神などの多様な神仏の名が列記される。これは勿論、起請文作成者の信仰に基づいて選択されたものではあるが、各々が崇敬する神仏を自由に記載できたわけではない。勸請神の選択は何らかの規則性に基づいて行われたのであり、その規則性を明らかにすることは、起請文作成者の当時の意図や立場、送り先である相手との関係などを明らかにすることにも繋がる重要な事象である。

本論文は、戦国期武家の起請文を素材に、その勸請神がどのような規則性に基づいて選択されていたのかを明らかにし、そこから彼等の意識の一端を読み取ろうとするものである。

第二節 研究史整理

(一) 戦国期起請文の形骸化論をめぐって

起請文に関する研究は中田薫氏の「起請文雑考」を嚆矢として基礎的研究が進められた¹⁾。中田氏の論考は、比較法制史の視点から起請文を捉えたもので、起請文の本質を神仏への宣誓であり神判の系譜に位置付けた。古文書学の立場からも、起請文の本質は神仏への宣誓であり天判とされ、さらにそのような性質上、起請文の形式的な宛所は神仏となるため、本来宛所は書かないものであったとされる²⁾。

一九八〇年代、中世民衆の行動様式や生活意識に焦点を当てた新たな研究動向として社会史研究が登場し、そ

の解明素材として起請文が取り上げられ、とくに誓約の場における「一味神水」の儀礼や、香を焚く、鐘を鳴らすなどの行為が、神仏をその場に降臨させるための所作であったとして注目された³。千々と到氏は、そうした誓約の場において起請文が焼かれ、灰にして一揆構成員等によって飲まれることで、当時は誓約が成立したものとみなされたのであり、起請文は本来残らないものであったと主張した。しかし、中世後期以降に作成された多数の起請文が現在に伝えられ、且つその多くに宛所が記載されている。この、残らないはずの起請文が多数残されている状況について、氏はその背景に、当時の人々から神仏に対する畏怖の念が失われつつある状況を指摘する。それにより当時の誓約が神仏への宣誓のみでは不十分となり、起請文を専ら証文として保管する必要性が生じたとみている⁴。さらに他の論考においても、牛玉宝印使用の一般化や霊社上巻起請文⁵にみる様式的完成、起請返し⁶の作法の出現を根拠に、戦国期以降の起請文が形骸化していると論じている。

千々と和氏以外にも、戦国期起請文の形骸化や神仏に対する崇敬心の喪失を指摘する研究は少なくない。例えば、起請文の様式整備については、勸請神の増加や血判を据えるなどの行為が、起請文の持つ精神的呪縛が重みを失いつつある状況を回復するための作法であったとの見方がある⁷。また、当時の起請文で交わされた誓約の多くが破られた状況もひとつの根拠となっているであろう⁸。

さらに従来の戦国期の位置付け方も大きく影響していると考えられる。日本人の宗教観の変遷を論じる上で、戦国期は、宗教や呪術が人々の価値観を大きく規定する中世から、合理的価値観に基づく人間中心主義の近世へと転換していくまさに過渡期として捉えられてきた⁹。このような見方が前提となっている以上、戦国期起請文が形骸化と評価されることはむしろ当然の結果であったとも言える。

しかし一方で、戦国期に至っても未だ多くの起請文が交わされていた点は事実である。当時の起請文の利用実態については、主に大名権力構造解明などを主題とする政治史の分野において以前から言及されている。そこでは、戦国大名が周辺国人を傘下に引き入れる際、他大名との養子縁組や婚姻、人質交換などの手段とともに起請文が用いられていたことが各地で確認されている¹⁰。なお、起請文を介して成り立つ大名・国人間の関係については、戦国大名が独立性の高い国人と強固な主従関係を形成するには至らず、起請文交換により一応その傘下に組み込むにとどまったといった、大名権力の限界性に結び付けられがちである。しかし起請文の観点からこの状況を捉えれば、むしろ傘下に組み込むことが容易ではない相手との関係構築に起請文が有効的に機能していたこ

ともなる。

各大名権力研究において同様の見方がなされているものの、なぜそれらの場面において起請文が用いられたのか、そこではどのように機能したのかなど、起請文それ自体にまで踏み込んだ言及はなされていない。勿論、こうした問題は同分野としては対象外の事案となろう。しかし、先の社会史研究等における見解と重ね合わせた場合、彼等は主従形成や同盟・和睦などの政治的に重要な場面に形骸化した起請文を用いていることになるのである。

なお近年では、起請文に主眼を置いた研究において、従来の評価が見直されつつある。とくに起請文に宛所が書かれるようになる点について、鶴巻薫氏は、戦国期起請文の性格が神仏への宣誓文書から人と人との間で交わされる契約文書へと変化したとみる¹¹。呉座勇一氏は、そもそも焼くために起請文を作成すること自体が不自然であり、起請文は元々文書として残すことを目的に作成されたとして千々和氏の見解を否定する。さらに宛所を記載した起請文と記載しない起請文とが同時期に併存していることから、宛所のない起請文から宛所のある起請文へとという変化は認められないとする。また、宛所のある起請文が戦国期に隆盛してくる基盤に、鎌倉後期から南北朝期の「契約状」に起請文言を付すようになったという変化があり、そもそもの捉え方として、「宛所のある起請文」ではなく「神文のある契約状」と捉えるべきであるとする¹²。

このように当時の起請文を契約文書として捉えるほか、近世史からも新たな視角が提示されている。大河内千恵氏は、起請文の様式的整備がその形式化に繋がること自体は否定しないが、幕府にとつては神罰の如何に関わらず、諸大名に起請文を書かせ提出させることが重要であったことを指摘した¹³。深谷克己氏も、岡山藩主池田光政は起請文を単なる形式とも、本気で神罰が下るとも考えておらず、主従間の約定について責任を持たせる政治方式のひとつとして重視していたとみている¹⁴。両者の見解は、起請文が持つ形式性・儀礼性の重要性を新たに指摘したものである。さらに、社会史を中心に起請文研究の動向をまとめた佐藤雄基氏も、こうした視角を積極的に評価し、さらに今後の課題について、「神仏への誓約の儀式的意味を、神仏への信仰心という説明を一旦保留にして追及すべき」としている¹⁵。

以上のように戦国期起請文をめぐる研究は整理されよう。これらを踏まえた上で今後求められる課題は、権力研究など政治史の立場からではなく、起請文を主眼に据えた立場から当時の起請文を追及することである。この

点においては、先に挙げた近年の研究方法は有効であろう。ただし、神仏への信仰を保留とした議論展開には賛同し兼ねる。当時の人々がどれほど神罰を恐れていたかには個人差があるとしても、それが誓約違反の最大の抑止力となっていたとは筆者も想定していない。しかし起請文は、具体的な神仏名及び罰文を記した神文部分にこそ、他の誓約書にはみられない特徴が表れているのであり、起請文を起請文たらしめている重要な箇所であると言える¹⁶。それにも関わらず、そこから神仏の問題を取り除いて議論を進めることは、当時の誓約のあり方を捉えようとする上で有効であるとは言い難い。

実際に、それぞれの起請文の神文部分に着目すると、記載された神仏名が起請文ごとに細かく異なっていることがわかる。個人や地域差がみられるのは勿論のこと、同一人物により作成された起請文であっても、その勸請神が毎回同じであるとは限らず、むしろ同じ勸請神を用いている事例の方が少ない。仮に、当時神仏に対する意識が低下していたならば、勸請神を毎回変える必要はなく、極端に言えば「日本神祇」とでも記しておけば事足りたはずである。しかし実際には、個々の状況に合わせてかなり細かく神仏を選別していたのであり、その必要があったことになる。

このことから、戦国期にも起請文を交わす事柄には神仏が深く関与していたのであり、その神仏がどのような基準で選択されていたのか、逆に言えば、そこに記載された神仏から起請文作成者等のどのような意識が読み取れるのかを明らかにすることが重要となるのである¹⁷。

(二) 勸請神から読み取れること

起請文の勸請神について、そこから中世民衆の意識を読み取ろうとしたのは佐藤弘夫氏である。氏は、勸請神として記載される神仏は仏教的世界観の中に位置付けられており、そうした、当時の人々が共有していた神仏世界観を「中世神仏のコスモロジー」と呼んだ。そして勸請神として記載されるには条件があり、それは彼岸にいる仏に対し、此岸にあつて実際に視覚可能な寺社に安置された神仏像などであり、そのような神仏は人々に罰を与える（怒る神）であるとした¹⁸。氏の議論は、勸請神から中世人の持つ神仏世界観を大きな枠組みで捉えた点が必要であるが、さらに議論を深めるためには、個々の事例に則した、詳細な分析の積み重ねが必要となる。そのような研究は戦国期に集中しており、個人が崇敬する神仏や地域信仰圏を明らかにしたもののほか¹⁹、大きく

わけて以下二つの動向がみられる。²⁰

まず一つ目の動向は、当該期における地域秩序の変質と勸請神を関連付けようとするものである。具体的には、戦国期島津氏の起請文に、「当国」として複数国の国鎮守を、「当所」で守護所の鎮守が記載されるようになることから、島津氏が領国主としての地位を鮮明にする目的があったとする福島金治氏の論考を踏まえ、新田一郎氏は戦国期以降の起請文に国鎮守や荘鎮守などの「地域神」が登場するようになることから、室町幕府を中心とした全国的な秩序構造の一環として位置付けられる室町期守護と、地域的に高い完結性を有する秩序構造に君臨する戦国期守護との差異を読み取っている。さらに、そうした地域秩序維持の精神的支柱として機能した「地域神」は、中世的仏教世界観の中で神の序列に組み込まれていることから、より広い地域、すなわち荘・郷から国へ、さらには日本国へと統合していく原理を内包しており、それは大名領国制成立にも繋がるとの見通しが持たれている。²¹

二つ目の動向は、戦国大名権力と勸請神とを結び付けたものである。ここでは徳川氏・上杉氏・龍造寺氏の起請文について、それぞれ以下のように検討されている。

まず徳川家康起請文の勸請神については、個々の神仏に注目し、中央的な神仏（天満・八幡など）と地域的な神仏（富士・伊豆・箱根など）を中心に、そこに相手側の神仏が追加されていることが平野明夫氏によって明らかにされた。これを受けて千々和氏は神仏のセットに着目することで、そこからいくつかの画期を見出している。しかし平野氏は千々和氏が検出した画期はみられないとしており、同氏の指摘で重要なのは、勸請神が起請文の発給・受給者双方の間で協議の上決定されるとする点である。²²

上杉謙信の起請文については、相澤秀生氏が謙信起請文の全てに春日大明神がみられることに注目し、そこから謙信の越後国主としての意識を読み取っている。²³

九州地方では龍造寺氏の起請文が取り上げられている。まず宮島敬一氏が、龍造寺氏が本拠地である肥前佐賀地域の前領主千葉氏が有していた河上社の支配権を掌握し、同社の肥前鎮守・一宮としての地位を再生させようとしていたことを明らかにした。それと同時に肥前国内の国人が家臣団編成のために領内の有力鎮守を設置・掌握していたことを背景に、龍造寺氏がそうした国人側の神を序列化・統合する存在として河上社を位置付けることで領主統合を可能としたと論じている。これを受けて松田博光氏は、龍造寺氏は自身が保護する河上社を相手

側の起請文に記載させることにより領主支配を目指すものの、その範囲は肥前国内の一部に限定されていた。そこで河上社の上位に位置する千栗八幡を同時に利用することで肥前全体を掌握可能とした。さらに両神を起請文に記載しない国人の存在から、龍造寺氏の宗教的側面からの支配が国人全体には貫徹していないことを指摘している。これに対して堀本一繁氏は、河上社の事例から、起請文における地域神の選択は、あくまで発給者がどの地域に属しているかという帰属意識の反映であり、そこから大名による領主統合を読み取ることはできないと先の論を批判している²⁴。

以上のように、大名ごとにその特質が明らかにされ、それぞれ権力形成の鍵となる特定の神の存在を想定している。問題は、全国的に起請文は同様の用いられ方をしているにも関わらず、勸請神の問題が個別事例として扱われている点で、それらを総括的にみる必要がある。

また全体の傾向をみると、大名が本拠とする国の一宮など国鎮守への注目が顕著である。この傾向は、これまで戦国大名と国鎮守との関係に着目した研究における視角が基盤としてあると考えられる。戦国大名と国鎮守をめぐっては、大名権力形成における宗教の政治的手段化の具体的方法として、大名が領国内の有力社の修繕や祭礼を主体的に行うことで、自身が同社の外護者であることを国内に知らしめ、その神社の信仰圏内の民衆等を精神的に統一しようとしたことと見方がなされてきた²⁵。本論文において、大名が領国内の民衆の精神的統合に国鎮守を用いようとしたこと自体は否定しない。ただし、大名がある神社の外護者となることで民衆を精神的に統合しようとしたとすれば、あくまでその神社の信仰圏内のみ（一宮の場合その国内）であったと考えるのが自然であろう。そうなれば、複数国を支配する大名が、本拠とする国の鎮守を介して国内領主を支配下に置くことは可能であっても、他国領主にまでそれを強制するのは困難であったであろう。大名が国内領主のみならず国外領主との関係構築にも起請文を用いていた状況からすれば、国の枠組みに規定された国鎮守が適当とは考え難いのである。

そもそも戦国大名は大名の「家」を内包した権力体であった。そこに国内外の領主等が取り込まれ、家臣団として形成されていくのであるが、そこでも「家」の字が用いられており、「家」としての性格が強く意識されている²⁶。そのような性格を持つ大名が周辺領主を取り込むためには、国の枠組みに規定された国鎮守ではなく大名家の氏神が重要視されていたのではないかと考える。実際、当時多くが武家が自身の氏神を定めており²⁷、一

部の大名では氏神による領主統合の実態も明らかにされている²⁸。このように、先行研究においては勧請神の中でも国鎮守などの地域神ばかりに議論が集中してきた状況に対し、氏神に注目し、それがどのような場合に記載されていたのかを明らかにする必要がある。

第三節 本論の構成

以上の点を踏まえて、本論文では以下について考察する。

第一章では、全国の主要な大名家の起請文を対象に、それぞれの当主起請文の勧請神について、その主な特徴を検出する。そしてそれらの起請文が彼等の間でどのように機能していたかについて、多数の起請文が残る安芸毛利氏関係の起請文を中心に、その発給契機や内容をみていく。また越相同盟を事例に、一度の同盟で複数の起請文が交わされた意味を明らかにし、そこから当時の起請文の機能を検討する。

第二章では、越後の上杉謙信の起請文について、彼の起請文には越後国内の鎮守がほぼみられないことを確認し、一方でその全てに春日大明神が挙げられていることから、謙信がそのような発想を持った背景及び理由を明らかにする。

ここでは東国の上杉氏を事例とするが、続く第三・四章では西国の毛利氏を取り上げる。これは、勧請神の選択の問題を個別事例に帰結させることなく、東西の事例を対比させることで、勧請神の選択について総合的な見解を示し得ると考える。さらに両者の相違点についても同時に明らかとなる。

第三章では、安芸毛利氏関連の起請文に記載された安芸一宮の厳島大明神について、それがどのような基準で選択されているかについて論じる。戦国大名と国鎮守をめぐることは、前節でみたように、そこから大名の支配構造の宗教的側面を明らかにした研究と、あくまで起請文における国鎮守の選択は起請文発給者の所属に基づくものとする研究とに分かれている。戦国期の毛利氏は本拠安芸国のほか、周辺の備後・備中・周防・長門・出雲国など、最大七ヶ国を領国とし、その過程において安芸国外の領主とも頻繁に起請文を交わしている。このような複数国を有し国外領主との関係も深い大名を事例とすることで、国鎮守がどのように選択されていたかが明確になるものと考えられる。さらに毛利氏は慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原敗戦により安芸国から周防・長門に転封される。この時期に発給された起請文も多数残されていることから、当時の起請文にはどの国の国鎮守が記載されて

いるかについても確認する。

第四章でも同じく安芸毛利氏を事例とするが、ここでは同氏の氏神祇園牛頭天王に注目し、それが起請文にどのように表れているかについて論じる。毛利氏関連起請文の中には、「家中」構成員が「家中」内で遵守すべき事項を挙げ、一同に署判した起請文が四通残されている。同起請文は、これまで毛利「家中」のみならず戦国大名「家中」の構造・特質を論じる上で度々取り上げられてきたものの、その勸請神に言及した論考は未だみられない。さらに同起請文にも祇園牛頭天王が記載されていることから、「家中」と毛利氏神との関係性について考察する。

本論文における「起請文」の定義について、本来であれば、前書と神文及び牛玉宝印で構成される正式な起請文形式や、近年月井剛氏によって提唱された「書状形式の起請文」²⁹など、厳密に区別すべきである。しかし本論文では、起請文の様式ではなくそこに記載された神仏が問題となるため、とくに断る必要がない限り、何らかの誓約的事項及び神仏名と罰文（「照覧」も含む）が記されている文書全般を広義の「起請文」として扱うこととする。

また本論文で使用する起請文については、基本的に表を用いて引用する。表はまとめて論文末に載せ、勸請神の表記については神仏名の「大明神」や「菩薩」部分は省略した。起請文を参照する場合は、その表番号とそれぞれの起請文の番号を記載した（例…【表①5】は【表①】越後上杉（長尾）氏発給起請文一覧のNo.5の起請文を示す）。なお、同じ表の中の起請文を連続して参照する場合は表番号を省略し起請文の番号のみを記載した（例…【5】）。各表の詳細についてはそれぞれの末尾に示した。

註

- 1 中田薫「起請文雑考」（同著『法制史論集』第三卷下、岩波書店、一九四三年）、相田二郎「起請文の料紙牛玉宝印について」（『相田二郎著作集1』名著出版、一九七六年、初出一九四〇年）、荻野三七彦「古文書に現れた血の習慣」（『日本古文書学と中世文化史』吉川弘文館、一九九五年、初出一九三八年）。

- 2 佐藤進一「起請文」(『新版 古文書学入門』法政大学出版局、一九九七年、初出一九七一年)。
- 3 勝俣鎮夫『一揆』(岩波書店、一九八二年)、千々和到「中世民衆の意識と思想」(青木美智男編『一揆4 生活・文化・思想』(東京大学出版会、一九八一年)、峰岸純夫「誓約の鐘―中世一揆史研究の前提として―」(同著『中世社会の一揆と宗教』東京大学出版会、二〇〇八年、初出一九八二年)。
- 4 前掲註3千々和論文。
- 5 同起請文形式についてはこのほか千々和到「霊社上巻起請文―秀吉晩年の諸大名起請文から琉球中山王起請文へ―」(『國學院大學日本文化研究所紀要』八八、二〇〇一年)、倉知克直「『三河物語』における二つの「起請破り」をめぐる」(同著『近世の民衆と支配思想』柏書房、一九九六年)。
- 6 千々和到「「誓約の場」の再発見―中世民衆意識の一断面―」(『日本歴史』四二二、一九八三年)。
- 7 前掲註1荻野論文、黒川直則「起請の詞」(『日本史研究』一一九、一九七一年)。
- 8 前掲註1中田論文など。
- 9 勝俣鎮夫『戦国時代論』(岩波書店一九九六年)、清水克行『日本神判史―盟神探湯・湯起請・鉄火起請―』(中央公論新社、二〇一〇年)など。
- 10 上杉氏では池上裕子『日本の歴史⑩ 戦国の群像』(集英社、一九九二年)、龍造寺氏では藤野保「龍造寺領国の成立と終焉」(同編『佐賀藩の総合研究―藩制の成立と構造―』吉川弘文館、一九八一年)、加藤章「龍造寺体制の展開と知行構造の変質」(『九州文化史研究所紀要』二六、一九八一年)など。
- 11 鶴巻薫「中世戦国期武家における起請文の機能について―越後国と安芸国を中心に―」(『新潟史学』五九号、二〇〇八年)。
- 12 呉座勇一『日本中世の領主一揆』(思文閣出版、二〇一四年)。
- 13 大河内千恵『近世起請文の研究』(吉川弘文館、二〇一四年)。
- 14 深谷克己「近世政治と誓詞」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四―四八、二〇〇二年)。
- 15 佐藤雄基「起請文と誓約―社会史と史料論に関する覚書―」(『歴史評論』七七九、二〇一五年)。
- 16 鶴巻氏も起請文の本質は前書ではなく神文にあるとみている(前掲註11鶴巻論文)。
- 17 戦国期が神仏に支配されていた世界であるとか、当時の誓約が神罰に対する畏怖により成立していたと主張

- するつもりはないが、当時の状況に応じた形で神仏は機能していたとみるべきであり、その一端が起請文の勸請神から明らかになると考える。なお、千々和氏も勸請神に注目することの重要性を「中世の起請文にみる神仏―起請文神文から前近代の人々の神観念を探る試み―」（『日本文化と神道』二、二〇〇六年）で指摘している。また前掲註7黒川論文、中村直勝「起請の心」（同著『中村直勝著作集 第五巻 古文書の心』淡交社、一九七八年）など。
- 18 佐藤弘夫『神・仏・王権の中世』（法蔵館、一九九八年）、同著『起請文の精神史―中世世界の神と仏』（講談社、二〇〇六年）。
- 19 竹田和夫「謙信の起請・祈願・呪法―戦国期越後における仏神への祈り―」（池享・矢田俊文編『定本上杉謙信』高志書院、二〇〇〇年）、日隈正守「中世の宗教文書の分析―起請文を素材として―」（『九州史学』八八・八九・九〇、一九八七年）、伊藤清郎『靈山と信仰の世界―奥羽の民衆と信仰―』（吉川弘文館、一九九七年）。
- 20 中世前期については小川弘和「起請文の神仏と荘園制」（熊本学園大学論集『総合科学』一七―二二、二〇一一年）がある。
- 21 福島金治『戦国大名島津氏の領国形成』（吉川弘文館、一九八八年）、新田一郎「虚言ヲ仰ラル、神」（網野善彦ほか編『列島の文化史』六、日本エディタースクール出版部、一九八九年）、栗原修「起請文にみる「地域神」と地域社会―越後国小泉荘の場合―」（廣瀬良弘編『禅と地域社会』吉川弘文館、二〇〇九年）。
- 22 平野明夫「徳川家康起請文にみえる神仏名」（『雲母』五、一九九一年）、千々和到「徳川家康の起請文」（『史料館研究紀要』三二、二〇〇〇年）、平野明夫「徳川氏の起請文」（同著『徳川権力の形成と発展』岩田書院、二〇〇六年）。
- 23 相澤秀生「上杉謙信の誓いと祈り」（『曹洞宗研究員研究紀要』三八、二〇〇八年）。
- 24 宮島敬一「戦国期権力の形成と地方神社」（本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、一九九九年）、松田博光「戦国末期の起請文に関する一考察―「龍造寺家文書」の事例を中心に―」（『黎明館調査研究報告』一五、二〇〇二年）、堀本一繁「戦国期における肥前河上社と地域権力」（二宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 上…個別研究編』岩田書院、二〇〇四年）。

- 25 横田光雄『戦国大名の政治と宗教』（國學院大學大学院、一九九九年）、平井優「戦国期甲斐国一・二・三宮祭礼と地域社会」（同著『戦国大名領国の基礎構造』校倉書房、一九九九年、初出一九九一年）など。
- 26 池享「大名領国制研究の視角」（同著『大名領国制の研究』校倉書房、一九九五年）など。
- 27 河合正治「中世武士の氏神氏寺」（小倉豊文編『地域社会と宗教の史的研究』柳原書店、一九六三年）、奥田真啓『中世武士団と信仰』（柏書房、一九八〇年）。なお、これらの論考においても、戦国大名等が国鎮守を重視するようになったとみている。
- 28 武田氏の事例では奥田真啓「甲斐府中八幡宮の研究」（前掲註27奥田著書）、西田かほる「武田氏の神社政策」（萩原三雄・笹本正知編『定本・武田信玄 21世紀の戦国大名論』高志書院、二〇〇二年）、大内氏の事例では金谷匡人「大内氏における妙見信仰の断片」（『山口県文書館研究紀要』一九、一九九二年）、平瀬直樹「大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会」（『山口県文書館研究紀要』一七、一九九〇年）など。
- 29 月井剛「戦国期佐竹氏の起請文に関する一考察」（『栃木県立文書館研究紀要』一七、二〇一三年）。

序論

第一章 戦国期武家の起請文と勸請神

はじめに

序論において、起請文に記載される神仏は個別事例ごとに細かく選択されていたと述べたが、本章では、その実際の状況について、戦国期武家の起請文を事例に確認する。そしてそれらの起請文がどのような場面で用いられていたのかについてみていく。

第一節 主要武家の起請文にみる勸請神

ここでは全国の主要な武家を対象に、その当主の起請文にどのような神仏が記載されていたのかについて、大まかな特徴を整理する。その一覧（【表①～⑭・⑮】）は論文末にまとめて掲載した。

(一) 越後上杉（長尾）氏【表①】

上杉氏の起請文は為景・謙信・景勝の三代のものが残されている。全体を通して八幡と春日がほぼ全てに確認される。

個々の特徴としては、まず【①1】の為景起請文には「氏神御霊」がみられる。これは長尾氏など関東平氏の氏神で、鎌倉にある御霊神社に比定される。【①2～6】の謙信起請文ではこのうち三通に「氏神春日」とあり、父為景の代から同家の氏神が変化していることがわかる。また彼の起請文から愛宕や摩利がみられるようになる。続く【①7・8】の景勝起請文には氏神は確認されない一方、【①7】には為景・謙信期にはみられなかった「当国（越後国）鎮守」の「弥彦」「二田」などが記載されている。なお上杉氏の起請文については第二章で考察する。

(二) 甲斐武田氏【表②】

武田氏は信玄・勝頼のものが確認される。両者の起請文には「甲州（当国）一二三」で武田氏の本拠である甲斐国の一宮・浅間神社、二宮・美和神社、三宮・玉諸神社が記載されている。また四通にみられる「諏訪」は信濃国の諏訪社を指し、軍神として武士の信仰を集め、武田氏も早くから同神を崇敬していた¹⁾。

武田氏の場合、氏神は「新羅」が【②3】にのみ確認される。同神は甲斐武田氏の祖・新羅三郎義光が近江園城寺の新羅明神の社前で元服したことに由来し、同氏の氏神とされてきた。なお武田氏の氏神としては府中八幡がよく知られ、甲斐国中の主要神社の禰宜衆に同社への参勤が義務付けられ、それを通じた国内支配が明らかにされている。しかし起請文上に表れる武田氏の氏神は「新羅」であった。

(三) 駿河今川氏【表③】

今川氏は氏真の二通のみである。両方に今川氏の本拠駿河国の一宮である「浅間」が記載されている。

(四) 三河徳川氏【表④】

徳川氏の起請文の勧請神については平野明夫・千々和到両氏により特徴が検出されている。平野氏は同氏の起請文には八幡などの中央的な神々と富士・白山、伊豆・箱根といった地域的な神々を中心に、相手側の神仏も記載されるとする。千々和氏は個々の神仏ではなく「富士・白山」「霊社上巻起請文」「伊豆・箱根・三島・八幡・天満」といった神仏のセットに注目し、その変遷と徳川氏の立場の変化を照らし合わせている。

なお、先の三氏のように徳川氏が本拠とする三河国の鎮守（一宮の砥鹿社など）はみられない。また「氏神」は【④15・20】に認められるものの、具体的な神名は不明である。少数例としては【④13】の「秋葉」や【④22】の「天道」がある。

(五) 相模後北条氏【表⑤】

後北条氏の場合は氏綱・氏康・氏政（連名も含む）の三代の起請文が残る。同氏起請文では伊豆・箱根・三島が多数確認される。

鶴岡八幡・武州（当国）六所⁴は同氏起請文にのみ確認される。一方、相模国の一宮（寒川神社）は記載されていない。また同氏起請文には氏神は確認されない。

(六) 常陸佐竹氏【表⑥】

佐竹氏は義舜・義昭・義篤・義重・義宣の五代にわたって確認される。佐竹氏も後北条氏同様氏神は確認されない。それとは逆に本拠常陸国の一宮である鹿島神宮が多数に認められる。そのほか日光・熊野・飯縄も多くに記載されているが、これらの神も同氏の起請文特有の神であるといえる。

(七) 奥羽伊達氏【表⑦】

伊達氏は宗遠・政宗（九代目）及び政宗（一七代目）のものが確認される。【⑦1・2】の時期には八幡しか記載されていなかったのが、【⑦3・4】では神数が増加し、また【⑦3】には陸奥一宮の鹽竈社がみられる。

（八）阿波三好氏【表⑧】

三好氏は長慶発給のものが二通確認される。

【⑧1】には東大寺の「大仏」「二月堂執金剛神」、さらに「連盛・熊法師之明神」と特徴的な神仏が並ぶ。この「熊法師」は長慶の幼名千熊丸を指すとみられており、つまりこれは起請文発給者である連盛（連盛は三好家臣）と長慶の明神となる。同神は氏神的な神のようにも捉えられるが、【⑧2】に「氏神八幡」を挙げており、今のところ詳細は不明である。

（九）周防大内氏【表⑨】

大内氏は義弘・義興・義隆の各一通が確認できる。同氏の勸請神は他大名に比して少なく、本拠地である周防鎮守などは記載されていない。注目されるのは一通目に氏神として記載されている「妙見」である。大内氏による記載はこの一通のみであるが、同氏宛の起請文やその配下にある領主の起請文には同神が散見される（【表⑩27】など）。

この神は大内氏の氏寺氷上山興隆寺の上宮に天長四年（八二七）頃造立された神社を指す。大内氏がこの神を氏神としたのは、同氏の祖と伝える百濟聖明王第三子の琳聖太子が来朝する際、その鎮護として妙見菩薩が下臨したとの伝説に由来する。大内氏は神社のある上宮とその周辺で毎年二月会を開催し、同行事は寺内において、領国支配安定のための最も重要な行事であったとされる。

（一〇）安芸毛利氏【表⑩】

毛利氏の起請文は、光房以降長期にわたって歴代当主の起請文が残されている。なお同氏起請文は、その内容等について次節で扱うため【表⑩】に示した。

ここではまず、同氏が本拠とする安芸国の一宮である厳島社が全体を通して確認される。そのほか「祇園」も散見されるが、同神は毛利氏の氏神であり、同氏の氏神については第四章で、また厳島社については第三章で詳しく述べる。

全国的な神としては八幡・天満がともに多く、そのほかの特徴としては、光房期のみ「伊勢」が挙げられ、輝

元期には「摩利」がみられるようになる。

(一一) 土佐長宗我部氏【表⑩】

長宗我部氏も大内氏同様、本拠地である土佐国や四国地方の鎮守はみられない。

注目すべきは「八幡」で、【⑩2】に「氏神八幡」が確認されるが、【⑩3】では「八幡」と「氏神」が別々に記されている。【⑩2】の「氏神八幡」も「氏神」と「八幡」で切り離すべきか否か慎重な判断が必要となる。なお「氏神八幡」と捉えた場合、同氏の居城岡豊城の鬼門鎮守として同氏の崇敬が厚かった別宮八幡宮があり、同社に比定可能と考える⁸⁾。

(一二) 豊後大友氏【表⑪】

大友氏の起請文には氏神として「由原八幡」が記載されているが、これは豊後一宮の柞原八幡宮を指す。このように、大名が一宮を自身の氏神と認識している点は、他大名にはない大きな特徴といえる。

このほか「祇園」及び「関六所」はそれぞれ大内氏の本拠近くにあり、大友氏の崇敬を受けた神社である¹⁰⁾。

(一三) 肥前龍造寺氏【表⑫】

龍造寺氏の起請文は後藤・田尻氏宛のみであり、残存状況に偏りがあるものの、そのほかの領主との間でも起請文を交わしていたと推測する。また他大名と比べて神数の多い大名といえる。

肥前国鎮守として「千栗」「河上」「与賀」「金立」が確認され、このうち「千栗」「河上」は近世に一宮の地位を争っている。さらに同氏は、氏神としている「春日」と「龍造寺八幡」を併記している点においてほかにはない特徴を持つ。一つの武家が複数の氏神を持つこと自体は珍しくないが、このように併記することは珍しい。両神について、春日は龍造寺氏が藤原氏の流れであることにより、龍造寺八幡は文治三年(一一八七)に鶴岡八幡を自身の本拠龍造寺村に分祀したことによる。なお、両氏神を常に併記しているわけではなく、片方のみの場合も確認され、龍造寺氏が両氏神をどのように使い分けていたかが問題となる。

(一四) 肥後相良氏【表⑬】

相良氏のものではまず、全てに「市房」「青井」が確認される。前者は【⑬4】に「求(球)磨郡内守護」とあり、同郡の守護神であったことがわかる。後者は青井阿蘇神社(熊本県人吉市)を指し、相良氏の保護のもと人吉鎮守として崇敬された神社である。三通にみられる「妙見(白木社)」は八代神社(熊本県八代市)を指

す。相良氏は球磨衆・八代衆といった家臣団を有し、球磨衆は青井社に、八代衆は妙見社にそれぞれ集合して神裁を行ったことが知られ、両社がそれぞれの衆の統制に機能したとみられている¹¹⁾。

そのほか肥後一宮の阿蘇社や藤崎八幡といった国鎮守クラスの神も確認される。

(一五) 薩摩島津氏【表⑭】

最後の島津氏については福島金治氏によって、室町期守護と戦国期守護との間に勸請神の変化がみられることが指摘されている¹²⁾。それは表にも明らかで、貴久以降は勸請神が増加し、複数国の鎮守が併記されていることが見て取れる。

以上、大名ごとに勸請神の特徴を挙げてきた。全国的な神から国鎮守、氏神に至るまで、記載されている神仏は各家により異なり、神数の多少、国鎮守や氏神を記載する大名・記載しない大名など様々なパターンが確認された。これが単に個人の信仰のみに基づくならば、それぞれの大名により勸請神は統一されていても良いはずである。しかし一大名家をとってみても、その勸請神は一樣ではなく、事例ごとにかなり細かく神仏を選択していたことは、各表からも明らかである。その選択はどのような基準によるものであったのか。それを第二章以降で詳しくみていくのであるが、その前に、これらの起請文がどのように用いられたものであったかをみておかなければならない。

第二節 戦国期武家の起請文の機能

戦国期の起請文については、大名権力研究を中心に政治史の分野で取り上げられ、大名・国人間の主従形成や大名間の同盟・和睦に用いられたことが指摘されていることは序論でみた。ただしそこでは起請文全体に注目しているわけではないため、当時の起請文がどのように用いられていたかについては、起請文を網羅的に分析する必要はある。近年、東国の徳川・後北条・佐竹氏の起請文については、その発給契機や内容等が整理されていることから、それぞれの要点を以下に示す。

まず徳川家康の起請文については、主従関係の確認、大名間の盟約確認、織豊政権への臣従・忠誠、個人的事案の四つの契機により発給され、各内容は、主従関係確認が相手の身体保証・知行安堵・知行宛行・宛行約束、

大名間の盟約確認は盟約内容の再確認、織豊政権へはその忠誠を誓うもの、個人的な起請文は兵法相伝・身体保証となる。さらに、家康の起請文はそれ単体では機能せず、安堵状などとセットで発給されていたこと、起請文によって主従が結ばれたわけではなく起請文は相手の見参を促す装置であったことが指摘された¹³。

次に佐竹氏については、軍事的進攻・勢力関係変化に伴う領主間の緊張関係、内訌等による「洞中」支配の動揺を契機として発給され、内容は、当主発給では服属領主の進退保証関係が多く、一族・側近・奉公人発給も佐竹氏権力を前提としていること、そのほか兵法契約・和歌門弟契約に関するものも確認されている¹⁴。

後北条氏の起請文は、古河公方家との婚姻、公方交替・当主代替わり、公方の関宿移座、領主層の後北条氏への従属、領主間和睦・同盟等を契機に発給され、内容は白河氏宛の申し合わせ、上杉氏宛の領土割譲・養子入嗣などの政治的交渉についてであり、築田・由良・野田・瀬上氏宛は彼等の進退・知行保証となる¹⁵。

以上のように、大名が発給する起請文について、発給契機はそれぞれの状況により異なるものの、内容は従属領主に対する進退・知行保証、自身と対等な相手との同盟・和睦に関するものが、三氏間で共通してみられることがわかる。このように大名の起請文の内容等を整理したような研究は今のところ東国に集中している。先の三氏の見解と大きく異なるものではないが、ここでは西国の事例として安芸毛利氏の起請文を整理する。残存する毛利氏関連起請文は他国に比しても多く¹⁶、これまでも毛利権力研究において度々取り上げられてきた。しかしこれらを網羅的にみた研究は未だみられない。よってここでは毛利氏関連起請文を（一）毛利氏発給、（二）一門・家臣発給、（三）毛利氏宛に分け、それぞれの内容や発給契機などをみていく。

（一）毛利当主発給【表⑮】

毛利当主の起請文は五八通確認される。なおここには当主とともに元就の二男・元春と三男・隆景がともに署判している事例も含める。おおよその傾向としては先の三氏同様、従属を誓ってきた領主や従属下にある領主に對し「疎略なし」や「見放さない」など相手の進退を保証したものが多数みられる。また他の国人との一揆や兄弟契約【⑮1・5・10・15・18】、双方の子の婚約【32・58】などヨコの関係を結んだもの、豊臣政権下では同権力への従属を誓うもの【55・56】もそれぞれ複数確認される。逆に一通ずつしか確認されない例は、土地寄進【2】、兵法相伝【37】・軍配日取【53】について他言しない、雑説の否定【27】、他国領主を味方に勧誘するもの【19】が挙げられる。

多数みられる従属領主への進退保証について、さらに詳しくみていくと、一概に進退保証に関するものとは言っても、その発給契機は大きく(1)領主の従属誓約への返答、(2)他大名との和議等による領主への影響、(3)協力者への感謝の三つに分けられる。以下、いくつか例を挙げてみていく。

まず(1)に該当する事例として【11】を挙げる。これは石見国人の出羽祐盛が毛利氏の与力として馳走すると誓ってきたことに対し、毛利氏も今後出羽氏を見放さないと伝えたものである。享禄二年(一五二九)五月、毛利氏が安芸・石見両国に跨る地を有する有力領主高橋氏を滅ぼし、同氏により押領されていた出羽氏の本領を同氏に還付し、さらに高橋一門の本城常光の拠城である本城要害を毛利氏が攻略した。これにより出羽氏が毛利氏への従属を申し出たのである。

すでに毛利氏に従属的な立場にある国人が再度忠誠を誓ってきた例も複数みられる。それに該当するのは【33】で、石見国人の益田藤兼は弘治三年(一五五七)長門且山城攻防戦中、吉川元春の誘いによりすでに毛利方に転じているが、さらに永禄六年(一五六三)藤兼が同家の重刀を贈り毛利氏への従属の姿勢を示してきたことで、返書として送られたのが【33】である。この時毛利氏からも刀を贈り¹⁷、吉川家とも盟約を結ばせた【表⑩10】。そして永禄一年(一五六八)藤兼父子は毛利氏の本拠吉田に初めて出頭し、藤兼の子次郎は輝元から加冠状を与えられて元服し、元就から一字を与えられて以後「元祥」と称する。この元服式は益田氏の毛利氏への服属儀礼とみられている¹⁸。

続いて(2)に該当する事例は【⑩38】で、受給者の高橋鑑種は豊後大友氏の庶流一萬田氏の一族である。同氏は永禄五年(一五六二)大友氏から毛利方に転じたが、永禄一年(一五六八)九州において大友軍と毛利軍が衝突中、尼子勝久が出雲国に侵入したことで毛利軍は撤退を余儀なくされ、大友氏との間で和議を結ぶこととなった。毛利軍が撤退すれば残された高橋氏の立場が危うくなるが、その際に毛利氏から、大友氏との和議が成立しても高橋氏を見放さないと伝えている。同様の事例は【50】でも確認できる。事前に相手側から何らかの要請があったかは不明であるが、このように毛利・他大名間の関係変化に伴い立場が危うくなる領主に対し、毛利氏側から積極的に相手の進退を保証する起請文を送っていたことがわかる。

(3)に該当するのは【14・17・29】である。【14・17】について、元就は二男元春を安芸国人吉川家へ、三男隆景を同じく国人の小早川家へ送り込み、それぞれの家督を相続させるが、その時の協力者に対して送られて

いる点でこの二通は共通する。まず元春側の【14】の受給者は当時の吉川当主興経の叔父とその嫡子で、彼等は
大内・尼子間で離反を繰り返す興経に不信感を抱いていた。そこで元就は彼等と共謀して興経を隠居させるとも
もに元春をその養子として迎えさせた。その時の尽力を称して彼等に起請文を送ったのである。隆景側の【17】
は、それまで沼田・竹原に分かれていた小早川家のうち、すでに竹原小早川家の家督を隆景に継がせていた元就
が、受給者の乃美隆興等の協力により、今度は沼田小早川家の家督も隆景に継がせ、これにより両小早川家が統
合される。その協力を称して送られたものである。

【29】の出羽氏については、享祿四年に毛利氏への従属を誓っていることは【11】で確認した。その出羽氏に
対し毛利氏が再度起請文を送ることになったのは、毛利氏が石見銀山掌握のために銀山防衛のための城である山
吹城攻略へ乗り出す。尼子氏から同城番を命じられていた本城常光はこれにより降伏するが、その際、事前に常
光と敵対関係にあった出羽氏の了承を得なければならなかった。その了承が得られたことで、出羽氏に対し長久
疎略無いことを起請文で伝えたのである。

(3)で挙げた事例は相手の進退保証について記しているとはいえ、直接互いの関係を結んでいる(1)や(2)
とは少々意を異にしている。このように、領主の進退保証といってもその契機は、必ずしも直接大名・領主間の
主従契約に関わるものばかりとは限らず、一様ではないことがわかる。

(二) 毛利一門・家臣発給【表⑩】

【表⑩】をみると吉川元春・小早川隆景によって発給されたものが多数みられる。これは両者が吉川家・小早
川家の家督相続後も毛利家の運営に参画していたことによる。そしてこの二名が毛利当主代理として発給した起
請文が表中に複数確認される。具体例を挙げると、【11】【13】は永祿八年(一五六五)出雲進攻中、元就が病に
倒れ一時危篤状態となる。そこへ益田藤兼・佐波隆秀・平賀広相がそのような状況でも変わらず毛利への従属を
誓ってきたことで、そのことを称して元春・隆景から三氏に送られたものである。両名のほかにも、当主の意思
を家臣から伝えている事例が確認され(【2・4・9】など)、彼等を通して相手領主の進退が保証されている。

当主から起請文を発給するとともに、一門・家臣からも同時に起請文を発給した例もみられる。それは【14】
と【33】で、これらの起請文と同日あるいは近日に、毛利氏からも起請文が相手に送られている(【⑩34・49】)。

このように当主と家臣の起請文がセットで発給された例は他の地域でも確認され、大名間の和睦・同盟時の手続きとして注目されている¹⁹⁾。

元春・隆景が他の国人と兄弟契約を交わした例も複数認められる。例えば【10】は、この二年前に藤兼から毛利氏に重刀を差し出して従属を誓い、毛利氏も起請文と刀を送ってこれに応えたことは先にみた（【15】33）。藤兼との間にタテの関係を築いた毛利氏はさらに、元春と藤兼との間に兄弟契約というヨコの関係を結ばせることで、国人との関係をより強固にしようとしたのである²⁰⁾。このほか一門・家臣と国人との間で兄弟契約を交わした例は、どれも毛利氏の下で交わされたものと捉えられる。

(三) 毛利氏宛【表17】

ここでは領主から直接毛利当主に提出された起請文及び毛利家臣などを通して間接的に提出された起請文を扱う。このうち最も多い内容は毛利氏への従属に関わるものであるが、その起請文を送ることとなった理由も多様である。例えば【17】2は井上元兼が行永名という所領を毛利弘元から拝領したことを受けて、弘元への奉公を誓っている。また輝元が家督を相続して間もない時期には、輝元から元春に対し父隆元同等の協力を依頼しており、元春側もそれに応えて起請文を提出している【27】²¹⁾。【34】は隆元室の尾崎局が死去したことを受け、その姉弟にあたる内藤隆春から夫人逝去を悲しむ旨を記した上で、以後も毛利氏への無二の覚悟を誓っている。

また毛利氏との間で一揆や兄弟契約を結んだものや（【10】・【11】など）、大名間の和議（【25】・【26】・【38】など）などヨコの関係を結んだ例も複数確認される。

このほか複数確認されるものとしては、興元の在京・山口時に賦課される役銭の負担と興元への忠節を誓った起請文【5】9、自身の知行報告【45】・【46】・【49】54、毛利「家中」内の規約についてその遵守を署判者一同で誓約したもの【12】・【18】・【23】、豊臣政権下での取り交わし【59】61、毛利氏より上位の相手から毛利氏の進退を保証したもの【3】・【41】・【71】などが挙げられる。

一通のみの例では、安芸国人平賀家が毛利氏により再興されたことで、その恩を忘れないことを伝えたも【19】、出雲尼子氏と毛利氏の和議に際し、その仲介者が中立的立場であることを誓ったもの【24】、九州に向かう途中で広島城に立ち寄った豊臣秀吉が毛利秀元を輝元後継者として承認した際の様子を報告したもの【48】などがみ

られる。少数例ではあるものの、当時の起請文が様々な場面で用いられたことが、これらの事例から見て取れる。以上のように毛利氏関連起請文について概観したが、先に挙げた東国の三氏同様、領主からの従属誓約とそれに対する毛利氏からの進退保証に関するもの、兄弟契約や和議・同盟などヨコの関係に関するものが大半を占めている。しかし、これら起請文の発給契機は多様であり、また内容についても少数の例も加えると、当時の起請文が用いられた状況は多岐にわたる。

当時の起請文について、人と人との間で交換されることから契約文書として機能したと捉えられている²³。しかしここまでみてきた毛利氏関連起請文において、その全てを「契約文書」として捉えることは果たして妥当であろうか。確かに大名・領主間の主従形成や大名間の同盟・和議は契約として括することは可能であろう。しかし中には、明らかに互いの間で交わされたとは捉え難い例も含まれる（⑩13・24 など）。そうした例を抜きに「契約文書」として一括してしまつては、当時の起請文の本質的な機能を明らかにすることにはならないのではないか。

また、起請文を契約文書と捉えたとして、当時の契約的事柄全てに起請文が用いられたわけではない。当時の契約的事柄について、その中で文書形式を特定可能な例を挙げるとすれば、起請文以外には以下のような形式が挙げられる²⁴。

寄進状、讓状（処分状）、請文、請取状、借用状、去渡状、安堵状、宛行状、打渡状、売券、詫状、軍忠状、感状、免状、置文、預け状、証文、契約状、和与状

内容でいえば、土地・財産の寄進・讓与・宛行・借用・売買や軍功の報告・褒美、後代への讓与・書き置きなどとなる。このような文書形式を用いた契約も多数結ばれているのであるが、基本的にこれらの文書に起請文言は付記されない²⁵。対して、先にみてきたような事柄では起請文が用いられていた²⁶であり、起請文を用いるか他の文書様式を用いるかについては、何らかの使い分けがあったと想定される。

どのような場合に起請文を用いたかについては、法制史の視点から公の保証がない私法的行為確保のために各種契約状に起請文言を付記したといった説明がなされている²⁶。具体的に追求した例では、鎌倉幕府訴訟において、人事を尽くしてもなお白黒を決し難いにも関わらず、何らかの判断を下さなければならぬ局面に限定して利用された状況が明らかにされている²⁷。また近世には、依怙最原の出そうな役職のみ起請文を提出させていた

とされる²⁸。このように起請文は各時代において、状況に応じた使い方がなされていたのであり、戦国期にも戦国期の状況に対応した起請文の利用がなされていたのである。それが何であったかを考える際、当時の起請文の機能を「契約文書」として捉えた場合、齟齬が生じてくるのである。では戦国期の起請文の機能とは何であったのか。その手掛りとして、次節では越相同盟締結時に交わされた起請文を例に取り上げる。

第三節 越相同盟における起請文の機能

戦国大名や領主間で主従関係を結ぶ時や同盟締結の際の起請文をみていくと、一人または一度の関係形成において複数回にわたって起請文を交わしている事例が確認される。なぜ何度も起請文を交わす必要があるのか。本節で取り上げる上杉・後北条間で結ばれた越相同盟は、永禄一二年（一五六九）六月の起請文交換によって成立したものとみられている。しかし両者が起請文を交わしたのはこの時だけではなく、その後合わせて計四回にわたって交わしている。これをどう捉えるべきか。また、この同盟を含め、当時の主従・同盟は起請文交換によって成立したとみられる一方²⁹、起請文交換はあくまで相手の見参を促すための装置であり、見参の実現によって主従関係が成立するとの見方もある³⁰。ここでは、一度の同盟においてなぜ何度も起請文を交わしたのかを明らかにし、そこから起請文がどのように機能していたのかを考察する。

永禄一一年（一五六八）一二月、武田信玄が今川氏の本拠駿河に侵攻を開始したことで、今川・武田・後北条の三氏間で結ばれていた三国同盟は崩壊する。この事態を受けて後北条氏は、今度は越後上杉氏と同盟を結び、信玄を共通の敵として対処することを提案し、上杉氏もそれに同意した。こうして両者間で締結されたのが越相同盟³¹である。

永禄一二年一月、後北条氏から「越相一和」の正式な申し込みがあり³²、同月中に上杉氏からも同意の意思を示すと³³、具体的な交渉が開始された。同盟成立のための主な条件は国分と謙信の信濃・西上州への侵攻、公方・関東管領職合一、養子交換で、以上の諸条件について交渉が行われた後、六月頃に双方が相手使者の眼前で起請文に署名・血判したことで同盟成立に至ったとされている³⁴。ただし先にも述べたように、この同盟においては六月の起請文交換の以前に一回、以後に二回の計四回にわたって起請文が交わされているのである。

ここで、越相同盟を含めた戦国大名間の同盟と起請文の関係について、諸先学の見解をみておく。まず藤木久

志氏は、戦国大名たちの同盟が「攻守軍事協定・相互不可侵協定・領土協定・縁組」の四要素で成り立ち、双方の大名が相手方の使者の面前で誓約書（起請文）に署名・血判することで成立したとみている³⁵。栗野俊之氏はさらに、双方の大名の署名・血判に加え、一味神水等の儀式も行われていた可能性を指摘している³⁶。黒田基樹氏も六月の起請文交換によって越相同盟が成立したものと認識していると同時に、その前後の起請文にも触れ、それはその都度互いの関係を確認し合い、今後における関係継続を明確にするために必要であったと述べている³⁷。以上のように、多くの研究において大名同士の間は起請文交換により成立したと見なされており、そこで起請文の機能を契約書として捉えているのである。

この同盟で交わされた起請文のうち、直接内容を読み取ることが可能なものは、残念ながら四回目以後北条氏から発給された起請文のみである。よってそのほかの起請文については関連文書から推測していく。

(1) 最初の起請文は永禄一二年（一五六九）のはじめに後北条氏から提出された。内容は沼田在番衆の一人松本景繁を通して上杉氏から提示された条目に従って作成されたとみられ³⁸、羽下徳彦氏はこの条目が、これ以降交渉に入る同盟の具体的条件とみている³⁹。そして三月一八日には上杉氏からの返書が到来したことが報告されている⁴⁰。

(2) 同年閏五月に上杉氏からの起請文が後北条氏の使僧天用院に預けられ⁴¹、六月九日にはその起請文が後北条氏のもとに届き、後北条氏も相手の使者の眼前で起請文に血判を据えている⁴²。この時の起請文が同盟成立を示すとみられている。内容については他の文書からも読み取るのは困難であるが、他の場合に比較して使者の往来等、互いに血判を据えるまでの過程が詳細に記されており、その重要度の高さが窺い知れる。よってこの時の起請文がこの同盟において最も重要なものであった点については異論はない。

(3) 永禄一二年秋に交わされた三度目の起請文は、直接同盟交渉に関わるものではなく、臨時的に出された可能性が高いと推測する。(1)の交換の後、後北条氏からは度々上杉氏に信濃への出陣を要請している。しかし上杉氏は信濃出陣には慎重で、この段階においても未だ実現しておらず、さらには越中へ進出する。対する後北条氏も上杉側の求める西上州攻めに同陣できず、両者の間に不信感が高まりつつあったのであろう。一〇月には後北条氏からその件について、同陣できないのは駿河・伊豆の諸城に「同名家老之者共数千人楯籠」っているため、虚言ではないことを「身血を可進」、つまり起請文によって証明すると伝えている⁴³。

翌月には上杉氏からも起請文が提出されたことが同月一三日付の北条氏康書状から読み取れる⁴⁴。その内容については同書状に「今度越中御出張、御表裏無之段、預御誓詞候」とあり、あくまで越中出陣について上杉側も同じく弁解するために発給したものとみるべきであろう。このように三度目の起請文は、双方の軍事要請が実行されないことについて弁解するために急遽交わされたものであったといえる。

(4) 最後の起請文は、年が明けて永禄一三年二月一日付で後北条氏から提出された。それが以下のものである。

【表⑤13】

敬白起請文

一、今度以篠窪治部、自山吉方条々承、重而進藤・須田方来着、因茲、愚意無為所、翻宝印以誓詞申候、有御分別、弥御入魂可為本望事、

一、岩付之儀、於佐陳可渡進由候、去秋以来如申定、信州歟、至于西上州、一途御調儀候上与申候得共、強而、御陳中に而与承候者、可任其儀候、仍御行不可有相違旨、如案書御誓詞可給事、

付、太美事、如度々申入、当敵之様ニ有之而、敵方之儀取持所、淵底御存知之前候時者、岩城渡置可申上、氏政与太美疑心晴候様之御扱、専一候、同者梶原源太方、当地ニ暫被指置専要ニ存候、抑越・相一和之上者、両国吉凶、同前ニ候哉、御啐啄可為喜悅事、

一、御養子之事承候、自最前如申候、柿崎方不然者、彼息左衛門尉方可被差越候、至于其儀者、御養子於西上州渡可申候事、

右条々、若於偽者、日本国中大小神祇、殊伊豆・箱根両所権現、三島大明神、別而八幡大菩薩・摩利支尊天御罰可罷蒙者也、仍如件、

庚午

二月十八日

氏政（花押）

氏康（花押）

山内殿

一条目では上杉側の使者等の到来により、北条側で起請文を作成することについて、二条目では岩付城の讓

渡について上杉の意に従うこと、三条目では養子を渡すことについて記されている。そして三月二六日付の氏康・氏政条書から、後北条氏側からも上杉氏に対し、案文に従って起請文を提出するよう要求しており、それが提出されたことがわかる⁴⁵。

以上、越相同盟において四回にわたって交わされた起請文についてみてきた。このように数回にわたる起請文交換は三国同盟でも確認されており⁴⁶、この同盟にのみみられるものではない。しかし、ここで交わされたそれぞれの起請文が、直接組み合わさって一つの機能を有するわけでも、条件が更新されるごとに改めて起請文を交換し直しているわけでもないことは、とくに(3)の事例から明らかであろう。(2)については従来の見解通り、この同盟の契約書の機能を果たした可能性は否定できない。では、(2)と同じく起請文形式でもって、その前後にも発給するということはどうだろうか。(2)とそのほかとはその内容や発給契機からして、明らかに性質の異なるものである。(1)から(4)は全て同盟に関するものであることに間違いないが、(2)のように、直接契約を結ぶためにほかの三事例も同様に機能したとはいえないであろう。このようにこれらの起請文を捉えてみると、戦国期起請文を契約文書とのみ捉えるには説明の付かない性格を有していることが改めて指摘できる。では全てに共通するものは何であったかといえ、それは内容に「偽りなし」との宣誓であろう。よって、この事例を含めた当時の起請文を、単に人と人との間で交わされていたことを根拠に契約文書として捉えるのではなく、全体を通してみられる共通点は偽りなしとの宣誓であり、そういった部分を追及していく必要があるのである。

おわりに

本章の要点をまとめると、まず第一節で、越後上杉氏をはじめとする一五の大名を対象に、その当主の起請文にどのような神仏が記載されていたのかをみていった。そして多数の神仏を記載する大名からほとんど記載しない大名、自国の国鎮守を記載する大名から記載しない大名など、大名ごとにその勸請神に特徴が表れた。

第二節では安芸毛利氏関連の起請文を対象に、それらがどのような場面で用いられていたかをみていった。その多くが、大名・領主間における従属誓約と進退保証であり、大名やそのほか領主との同盟や和議・兄弟契約といった事例も複数確認される一方、それらが発給された契機や少数事例から、その用いられ方の多様性も明らか

となった。そして当時の起請文の機能が、人と人との間で交わされている点から契約文書と捉えられている点について、起請文の利用状況からみて、それらを総括して契約文書と捉えること難しく、改めて当時の起請文の機能について考える必要があることを指摘した。

そのことを明らかにする一端として三節では、大名間の同盟締結に際し、起請文が数回にわたって交わされている理由を検討し、それらの共通点は、起請文の本質でもある自身に偽りなしと宣誓している点にあり、このことからやはり、当時の起請文を契約文書とするだけでは説明がつかず、偽りなしとの宣誓こそが重要であったことを指摘した。

戦国期の起請文が宣誓書から契約文書に変質したとの捉え方については、確かに当時の起請文が誓約者と神仏との間で機能するものであったとは考え難いが、自身に偽りなしと宣誓するという起請文の本質的機能に変化はなかったのである。その性格自体が変化したのではなく、そのような性格の起請文を、それぞれの状況に応じてどのように活用していたのか、そこに違いが表れていると捉えるべきであり、そのような視点で改めて戦国期の起請文を見直す必要がある。

註

1 笹本正治『武田氏三代と信濃―信仰と統治の狭間で―』（郷土出版社、一九八八年）。ここでは同神を介した信濃支配が論じられている。

2 奥田真啓「甲斐府中八幡宮の研究」（同著『中世武士団と信仰』柏書房、一九八〇年）、西田かほる「武田氏の神社政策」（萩原三雄・笹本正治編『定本・武田信玄 21世紀の戦国大名論』高志書院、二〇〇二年）など。

3 平野明夫「徳川家康起請文にみえる神仏名」（『雲母』五、一九九一年）、千々和到「徳川家康の起請文」（『史料館研究紀要』第三一号、二〇〇〇年）、平野明夫「徳川氏の起請文」（同著『徳川権力の形成と発展』岩田書院、二〇〇六年）。なお、勸請神が両者間で協議された点や相手の神仏が反映される点は否定しないが、家康起請文においては、相手の神仏はそれほど反映されていないようにみえる。

- 4 大国魂神社（東京都府中市）か。武蔵国総社で、武蔵大国魂大神のほか国内の一宮から六宮を合わせて祀ることから「六所宮」「六所明神」とも呼ばれる。
- 5 天野忠幸「三好氏と長洲荘」（『地域史研究 尼崎市立地域研究史料館紀要』一一三、二〇一三年）。
- 6 氏神妙見については平瀬直樹「大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会」（『山口県文書館研究紀要』一七、一九九〇年）、金谷匡人「大内氏における妙見信仰の断片」（『山口県文書館研究紀要』一九、一九九二年）など。
- 7 高知県南国市岡豊町。長宗我部氏の同社への崇敬は『元親記』の「阿波入最初之事付岡豊ノ八幡神変之事」にみる事ができる。
- 8 武家が自身の本拠地近辺の神社を氏神とした例が複数確認されており（前掲註2奥田著書など）、長宗我部氏が同社を氏神と定めていた可能性も考え得る。
- 9 この点については外山幹夫「大友氏の八幡信仰」（『神道学』四七、一九六五年）で論じられている。
- 10 祇園は弥栄神社（大分市上野）、関六所は早吸日女神社（大分市佐賀関）か。
- 11 『日本歴史地名大系』44 熊本県の地名』平凡社、一九八五年。
- 12 福島金治『戦国大名島津氏の領国形成』（吉川弘文館、一九八八年）。
- 13 前掲註3平野明夫「徳川氏の起請文」。
- 14 月井剛「後北条氏の起請文発給・受給形態」（同著『戦国期地域権力と起請文』、岩田書院、二〇一六年）。
- 15 月井剛「佐竹氏の起請文発給・受給形態」（前掲註14月井著書、初出二〇一三年）。
- 16 対象となる起請文は『毛利家文書』、『吉川家文書』、『小早川家文書』、『平賀家文書』、『益田家文書』、『山内首藤家文書』（以上、『大日本古文書 家わけ』シリーズ）、『萩藩閥閲録』、『広島県史』古代中世資料編ⅡⅣ（一九七八年～一九八〇年）、『山口県史』史料編中世二～四（二〇〇一年～二〇〇八年）から蒐集した。
- 17 『萩藩閥閲録』巻七―五・七。
- 18 岸田裕之『毛利元就―武威天下無双、下民憐愍の文徳は未だ―』（ミネルヴァ書房、二〇一四年）。
- 19 前掲註3平野明夫「徳川氏の起請文」など。
- 20 前掲註18岸田著書。
- 21 同様のやり取りは小早川隆景との間でもなされたと推測する。

- 22 このように領主が給地付立を起請文形式で提出するのは、守護大名の知行高調査の形式を継承したことによる。これについては田沼睦「室町幕府・守護・国人」(『岩波講座日本歴史』7、岩波書店、一九七六年)および秋山伸隆「戦国大名毛利氏の軍事力編成の展開」(『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八〇年)。
- 23 鶴巻薫「中世戦国期武家における起請文の機能について―越後国と安芸国を中心に―」(『新潟史学』五九、二〇〇八年)、呉座勇一『日本中世の領主一揆』(思文閣出版、二〇一四年)。
- 24 村石正行『中世の契約社会と文書』(思文閣出版、二〇一三年)、酒井紀美編『契約・誓約・盟約』(竹林舎、二〇一五年)などに挙げられた事例を参考にした。
- 25 上記の文書様式全てに起請文言が付されないと断言はできず、例外も存在する。例えば「契約状」であることが明確にわかる例に絞ってみても、起請文言を付したものと付していないものが半数ずつみられた。請文も起請文言が付されている割合はほかに文書形式に比べて高い。こうした同一様式での起請文言の有無に相違が出る理由について、今後明らかにする必要がある。
- 26 中田薫「起請文雑考」(同著『法制史論集』第三巻下、岩波書店、一九四三年)。
- 27 佐藤雄基「鎌倉幕府の起請文と裁許―神仏と理非」(同著『日本中世初期の文書と訴訟』山川出版社、二〇一二年、初出二〇一一年)。同時に借錢関係では起請文を用いないという原則が存在したことも指摘されている。
- 28 深谷克己「近世政治と誓詞」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四―四八、二〇〇二年)。
- 29 黒田基樹「宣戦と和与」(同著『中近世移行期の大名権力と村落』校倉書房、二〇〇三年)。
- 30 前掲註3平野論文。
- 31 越相同盟に注目した研究は、市村高男「越相同盟の成立とその歴史的意義」(戦国史研究会編『戦国期東国社会論』吉川弘文館、一九九〇年)、大河内千恵「越相一和における使節の往還について」(『史学研究集録』二〇、一九九五年)、羽下徳彦「戦国通交文書の一側面」(同著『中世日本の政治と史料』吉川弘文館、一九九五年)、遠藤ゆり子「越相同盟にみる平和の創造と維持―戦国大名の有縁性と無縁性―」(藤木久志・黒田基樹編『定本・北条氏康』高志書院、二〇〇四年)、千葉篤志「戦国大名間の同盟に関する一考察―越相同盟における上杉氏側の同盟認識について―」(『史叢』七七、二〇〇七年)、儘田めぐみ「越相同盟交渉における北

- 条氏照の役割の再検討―第二次関宿合戦との関係から―」（『戦国史研究』六五、二〇一三年）、井上恵一「上杉謙信の関東進出と越相同盟」（同著『後北条氏の武蔵支配と地域領主』岩田書院、二〇一四年、初出一九八八年）など。
- 32 『上越市史』（別編Ⅰ、以下同）六三六、六三七。
- 33 『上越市史』六四〇。
- 34 前掲註29黒田論文。
- 35 藤木久志「戦国大名の和与と国分」（同著『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、一九八五年、初出一九八三年）。
- 36 栗野俊之「戦国期における合戦と和与」（中世東国史研究会編『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年）。
- 37 前掲註29黒田論文。
- 38 『上越市史』六五二、六五三。
- 39 前掲註31羽下論文。
- 40 『上越市史』六九〇。ただし、上杉氏からの返書が同様に起請文であったかどうかは他の文書からだけでは断定できない。
- 41 二度目の起請文交換の前に、四月二七日付で北条氏康から松本景繁に送られた書状に「八幡大菩薩・三島大明神可蒙御罰」との一文がある（『上越市史』七二二）。内容は謙信越山について強い働きかけがなされたものである。なぜこの書状にのみ起請文言が付されたのかは今後明らかにしたい。
- 42 これとは別に、北条氏照も上杉使者の前で起請文に血判を据えていることが確認できる（『上越市史』七六〇）。
- 43 『上越市史』八一七。
- 44 『上越市史』八二八。
- 45 『上越市史』九〇〇。
- 46 永禄一二年一月二日付北条氏康書状（『上越市史』六三九）には信玄と「数枚之誓句取替」たとある。

第二章 上杉謙信の領主統合と氏神春日

はじめに

戦国期起請文の勸請神については、そこに登場する国鎮守への注目が顕著であり、一国規模での権力確立のために、その国鎮守を介して周辺領主をまとめ上げようとする戦国大名の姿が描かれつつあることは序論で述べた通りである。しかし、本章で扱う越後国の戦国大名上杉謙信¹の起請文には国鎮守が記載されていない。つまり謙信の場合は、国鎮守を介して周辺領主をまとめ上げるといふ構図は成立しないことになる。では謙信はどのように領主を統合しようとし、それは起請文にはどのように表れてくるのか。本章ではその点を明らかにしていく。

第一節 謙信の権力と起請文

(一) 謙信起請文をめぐる評価

ここでは謙信や越後国内の起請文に関する研究動向を確認する。

まず池上裕子氏は、長尾為景（謙信父）・謙信政権と起請文との関係について、両者は共に国内国人と起請文を介して同盟関係を形成し、その盟主として政権を維持し得たのであり、それは神の力なしには存在し得ないものであったと述べている²。相澤秀生氏も、謙信は起請文を国人等の力を結集させる牽引装置として利用し、神の力によって苦難を乗り越えようとしていたとして、池上氏と同じ立場に立っている³。鶴巻薫氏は、戦国期武家の起請文の機能を検討する上で越後国を事例に取り上げ、国人等は領主間協約や相論解決といった国人相互の関係構築に起請文を用い、対する為景・謙信は国人の味方への勧誘や抵抗勢力に成り得る存在への牽制などに起請文を用いていたとの見解を示している⁴。このように、国人等の起請文は相互連携に機能し、彼等の上に立つ為景・謙信は自己権力維持のために起請文を用いたとみる点は共通している。

また、勸請神に注目した研究では、竹田和夫氏が越後国内の起請文を謙信政権期以前と以後に分け、それぞれの特徴を検出し、謙信起請文の特徴としては、「氏神春日大明神」が頻出するほか、摩利支尊天といった軍神や自身の政治拠点でもある「府内六所」がみられるといった特徴を挙げている⁵。相澤氏は謙信起請文全てに記載

されている「春日大明神」に注目し、守護代長尾家の出身である謙信が、越後守護上杉氏の氏神春日大明神を自身の氏神とすることで守護職の継承者であることを自負し、外部勢力から越後国を守ろうとしたとみている。⁹つまり、謙信による氏神春日の記載を、越後守護としての意識に求めているのであるが、謙信が起請文で結ばれる国人等を背景に自己権力を樹立したことからすれば、彼の起請文は国人等の起請文のあり方に規定されていたものと想定され、彼等側の状況をみる必要がある。

その国人等が記載する「地域神」について栗原修氏が、小泉荘内で交わされた起請文を事例に、そこから地域社会の変質を読み取っている。氏は、「地域神」は荘・郷から国へ、さらに日本国へと統合していく原理を内包し、それは大名領国制成立にも繋がるとの見通しを持っており、¹⁰重要な視点と言える。その見通しに従えば、謙信起請文にも越後国の鎮守が記載されているべきであるが、実際の状況は異なるのである。そのことを次にみていく。

(二) 謙信起請文の勸請神

越後国内で発給された起請文を一覧にしたものが【表⑩】である。その中で謙信の起請文は五通あり、それについては【表⑩】に網掛けで示した。起請文の具体的な内容等については三節で取り上げるため、ここでは勸請神のみに着目する。

先行研究に指摘があるように、五通全てに春日大明神が記載されている。そのほかに注目されるのは【48】の「伊豆・箱根・三島」で、これは関東鎮守として武家の崇拜を集めた神々であり、謙信が関東管領就任を意識したためとみられている。¹¹彼の起請文の特徴は、それ以外の越後国内で発給された起請文との対比を通して明らかとなる。

ここでは具体的に、国内領主から謙信宛に出された三通【49・53・54】の起請文を取り上げる。まず【49】は、永禄三年（一五六〇）以降度々行われた関東進出に際し、謙信が長尾政景にその間の越後の留守を任せ、留守中の責務厳守を誓わせたものである。¹²次に【53】は、安田頼家と三好慶家が作事に関する事項について誓約したものの、【54】は能登七尾城・石動山城攻略時に署判者等に提出させたもので、陣中において尽力することを誓っている。これらの起請文に記載された勸請神は謙信起請文に比べて多く、その違いは「弥彦」や「二田」「居

多「関三所」「蔵王」「府中六所」といった神々の存在にある。これらは越後国内全体から信仰を集める国鎮守クラスの神々であり¹¹⁾、上記三通以外にも、多くの越後国内の起請文に記載されている。

その一方で、謙信起請文には【51】の「府中六所」以外にはこれらの神が見当たらない。この特徴についてはこれまで指摘されていないが、謙信が彼等を自身の下に統合しようとするならば、彼等が共通して信仰する神々を、謙信も同様に崇敬することが重要であったと考えられる。しかし謙信は自身の起請文にその神々を記載していないのである。先にも述べたように、謙信が領主側の起請文を前提に自身も起請文を用いているならば、その理由は領主側の起請文の状況に求められると考える。よって次節では彼等の起請文をみていく。

第二節 越後国内における領主間結集と地域神

(一) 小泉荘内領主間結集

【表⑱】をみると、小泉荘内で発給されたものが複数確認される【21】32・36】43・46】。そこには他の起請文にはない「貴船大明神」「鷺巣権現」「河内大明神」¹²⁾の三神が記載されている。この三神は小泉荘内にあった鎮守で、その記載方法に変化が生じていく点が注目される¹³⁾。

小泉荘¹⁴⁾は、出羽国に隣接する荘園で、一一世紀後半に中御門家領であった免田に国衙領を付加する形で、仁平三年(一一五三)鳥羽院御願寺の金剛心院領として立荘された荘園である。しかしそれに異を唱える国衙との関係から荘域全てを荘園として認めることはできず、旧中御門家領免田を中心とした地が「本庄」、岩船潟とその南方に広がる平野部の国衙領及び日本海の栗島が「加納」とされた。その後加納の停止・立荘が繰り返されたものの、建久二年(一一九一)以降は加納を加えた荘域が固定された。

同荘地頭には武蔵国に本貫地を持つ秩父氏の秩父季長が任じられた。ほどなくその子息に分割譲与され、本庄を有する惣領家が本庄姓を、加納を有する庶子家が色部姓を称するようになった。さらに本庄側ではその庶子小河氏や会津蘆名氏の一族鮎川氏が台頭し、本庄氏と並んで分割支配を行うまでに成長していった。

この色部・本庄・小河・鮎川の四氏間で、享禄四年(一一五三)、天文一〇(一一四一)～一一年(一一五四)～四二)、同二〇年(一一五五)、弘治四年(一一五八)の四度に渡って起請文が交わされた。該当する起請文については、それぞれ【表⑱】に太枠で「I」～「IV」で示した。

まず享祿四年（一五三一）の【¹⁸I】は、鮎川清長・小河長基・本庄房長それぞれから色部憲長に提出したもので、全て同日付で四氏間での取り決めに関する内容となる¹⁵。この起請文作成の背景には、当時、事実上越後国主として国内全体を統治しつつあった守護代長尾為景の存在があった。自領の自力支配を望む領主等にとって為景の介入は脅威であり、近隣領主間で結束することで為景の干渉を防ごうとしたのである。享祿四年の起請文はそのような動きの中で作成されたものと評価されている¹⁶。

そこでは五箇条に渡って、四氏間において等閑無きことや（「於御間至于何事も不可等閑事」）、他荘の領主との対立（「自他庄可被止綺」）、為景の要求への対処や相互の家中への対応（「此御間江何事成共、従府内被仰事候共、以御同意吉凶共未代迄可被仰断事、并相互之家中に逆意^{（之カ）}□者候者、以御同心可被成敗事」）といった取り決めがなされているが、この中で彼等が最も問題としたのは、実は為景ではなく相互の家中への対応であり¹⁷、為景の干渉を契機に、各領内における自領支配貫徹といった問題に相互で対処することを誓ったのである。

勸請神は三通とも「両庄鎮守」で貴船・鷲巢・河内を記載している¹⁸。三神の登場はこの時の起請文が初めてであり、他荘の起請文にみられないのは勿論、この前年に本庄房長が色部憲長に宛てた起請文【19】にも記載されていない¹⁹。よって三神はこの四氏間協約を結ぶ段階になって初めて持ち出された神ということになる。そしてこの協約をもとに、これ以降、彼等の間で起きた問題に相互に対処するようになるのである。なお、ここにもみられる「両庄」は小泉荘の本庄・加納の系譜を引く、戦国期の本庄氏・色部氏領を指すとされる²⁰。ここに三神が記載されているのは、彼等の領域全体（地理的区分では小泉荘）を包括する神をそれぞれの領内から選出しているからであるが、それはつまり、この時期の小泉荘には荘域全体を包括する特定の神が存在しないことを示している。

ではその三神はそれぞれ各領内においてどのような神と認識されていたのか。ここでは詳細がわかる貴船を例にみていく²¹。貴船は「延喜式」神名帳磐船郡八座の「石船神社」（村上市岩船三日市）に比定され、古代には他の七神と共に岩船郡の守護神であったところに貴船明神が合祀され、戦国期に神社の位置する地域を領有する色部氏によって領内鎮守とされたものである。また、色部氏館を中心に行われていた行事に関する記録である『色部氏年中行事』²²からは、領主・領民双方が貴船の秋の大祭である流鏝馬の神事に参加していることが読み取れる。この記録からは、神事への双方の参加が領民支配のための一つの手段であり、領主は領民と共通した信仰基

盤を持ち、領民を代表して神事に参加することで領民の心を支配（心意統治）することが可能であったことが指摘されている。²³このように、貴船は色部領内において最も重要な神と認識されていたのであり、本庄領側の二神も同様であったと推測される。

天文一〇年（一五四一）になると、本庄領において、本庄当主房長の死により、本庄孫五郎・矢羽幾長南・小河長資の三者が対立し、さらに本庄氏に所領を押し領されていたために当時対立関係にあった鮎川清長が長資と協力して長南を殺害、その居城（下渡島城）を奪い、村上城に拠る孫五郎に対し房長の遺児千代猪丸（のちの繁長）を擁立するという事件が起こる。そこに、協約に基づいて憲長の跡を継いだ色部勝長が仲裁に入り、その主導のもとで和解に向けた交渉が進められる。その過程で交わされたのが【**18 II**】となる。

この時期の勸請神は享禄期のものとは異なり、鮎川清長【**25**】及びその家中【**26・27**】が「当庄鎮守」で鷺巣と河内を、小河長資【**30**】は「当庄」で河内・鷺巣を記載しているのに対し、色部勝長【**28**】は「当庄鎮守」で貴船と若宮・白山を記載している。若宮は領内の「牧目の若宮」²⁴と推測され、白山も領内にあったと推測する。よってこの時の起請文には各々の自領の神のみが記載されていることになる。

ところが天文二〇年（一五五一）になるとその記載方法に変化がみられる。この頃本庄領では、小河長資が本庄繁長に自害させられ、長資と協調関係にあった鮎川清長と繁長の関係が悪化してしまう。そこに再び色部勝長が仲裁役として介入していく。

この時期の起請文群となる【**18 III**】には案文が多く、勸請神を確認できるのは二通のみである。そのうち鮎川元張起請文【**41**】は「此庄守神鷺巣・河内両社、殊木船大明神」とあり、従来の鷺巣・河内に続いて「殊」で貴船を記載している。本庄繁長【**43**】も「殊」で貴船を記載していることが辛うじて確認され、本庄領側の領主の間に、貴船に対する何らかの意識変化が生じていることが読み取れる。この段階では仲裁者である勝長を意識したに過ぎないとも捉えられるが、それから七年後の弘治四年の起請文にもさらに変化が認められる。

弘治四年（一五五八）の起請文は、彼等の起請文としては最後となる。それが以下の起請文である。

【**18 IV**】

起請文

右之意趣者、今度当郡申合、依令出張之旨、従世間如何様之儀申成、殊於陣中横合之旨候共、御間相互毛頭

不可有見除候、惣別於向後裳侘仁之族有之、表裏等候共、互被露頭、弥以甚深肝要候、若於至于此旨偽者、梵天・帝尺・四大天王・閻魔法王・五道冥灌、堅牢地神、下海竜神、別而王場鎮所稻荷・祇園・賀茂・春日殊当国惣社弥彦大明神并二田大菩薩、当庄鎮所貴船大明神、鷲巢・河内両権現、諏訪上下・八幡大菩薩・天満大自在天神、惣而日本六十余州大小之神祇冥道各可罷蒙神罰冥罰者也、仍起請文如件、

弘治四年^{戊午}

本庄弥次郎

潤陸月十四日

繁長（花押・血判）

色部弥三郎殿

参

（傍線は筆者）

これは本庄繁長が、「当郡」の領主等が出陣するのに際し、陣中で相互に協力することを誓ったものである。ここでは「当庄」として貴船が記載されており、本庄氏が貴船を自身側の神として持ち出しているがわかる。この変化について栗原氏は、文書中の「当郡」（傍線部）を一五世紀以降新たに登場する「瀬波郡」（戦国期の本庄・色部領の総称）と想定し、その「瀬波郡」という新たな地域社会を統合する神として貴船が位置付けられたとみている²⁵。しかしこの起請文からだけでは、「当庄鎮所」が貴船社のみにかかるのか、それ以下の鷲巢・河内までかかるのかを判断することはできない²⁶。むしろこれまでの流れからみて「当庄」は三神全てにかかるのみるほうが自然ではなからうか。つまり、これまで本庄領・色部領で別個に記載されていた貴船・鷲巢・河内の三神に、「当庄」＝「小泉荘」の三鎮守という共通の位置付けを与えられたのであり、貴船のみを特別視することは適当ではないと考える。

以上、小泉荘内で交わされた起請文から、元々色部・本庄それぞれの領内で最も崇敬を集めた貴船・鷲巢・河内の三神が、荘内領主協約に持ち出され、各領の鎮守から小泉荘全体を守護する三神へと新たな位置付けを与えられたことが明らかとなった。

（二） 荘域を越えた領主間結合

ここでは荘域を越えて遠方の領主と交わした起請文や、領主側から越後国主に出された起請文といった、越後国内全体を範囲とするような起請文の勸請神についてみていく（【表⑱】を参照）。

一通目は永正一〇年（一五一一）に白河荘の安田実秀が奥山荘の中条藤資に提出したもので、実秀が長尾為景に別心無しと誓っている【11】。当時、為景の傀儡と化していた越後守護上杉定実が為景の排除を目論んだが、事前にそれを察知した為景は、自身と争う意志のないことを定実に誓わせると共に²⁷、信頼していた藤資とも起請文を交換し【10・12】、さらに藤資を介して実秀からも起請文を徴収した。そこには「当国鎮守」で弥彦・二田の二神が挙げられている。

二通目は大永八年（一五二八）に蒲原郡代の山吉政久が守護方の大熊政秀に、守護上杉定実の勘気を蒙るような者の援助はしないことを誓約したもので【18】、これは山吉氏の守護方への服属とみられている²⁸。勸請神はここでは「当国鎮守」で関山・弥彦・二田の三神が記載されている。

どちらも為景や定実の関与が大きく、純粹な領主間の交換と言えるものではないものの、荘域などを越えた領主間の取り交わしでは自領の荘鎮守などは記載せず、その上位に位置し双方に共通する国鎮守が彼等の関係を結ぶ上で有効であった。

それは直接為景・謙信に提出された起請文でも同じである。謙信宛については先述したため、ここでは大永六年（一五二六）に領主等から為景に提出された起請文群を取り上げる【18V】。当時の為景は越後国主として、国内に対して支配を強化しつつある時期にあたるが、その最中に下郡の諸将と抗争が起き²⁹、彼等との和睦に際して発給されたのがこの時の起請文であり、それぞれ為長に従うことを誓約している。

五通のうち【13・14】【15・17】の勸請神がそれぞれ共通している。黒川盛重のみ国鎮守を記載していない点に注意しなければならないが、その直前までの神は【15・17】と一致する³⁰。また中条氏は【9】では国鎮守を記載していないが、為景宛の【12・17】には国鎮守を記載していることから、ここに記載された神仏が領主等にとって共通の神であるのと同時に、為景の側からもその記載を命じられたのであろう。

以上、越後国内の領主等は荘鎮守や国鎮守といった国内鎮守を介して相互に関係を結ぶ存在であり、荘内領主間協約のような小領域の場合には荘鎮守レベルの神を、それを越えて遠方領主間で起請文を取り交わす場合には双方の領域を包括可能な国鎮守をその中心に据えたのであり、このように国内の諸鎮守を介した領主間結集が重層的に国内に広がっていたのである。では、その領主等の上に立つ謙信がなぜ国鎮守を記載しないのか、そして春日社はどのような機能を果たしたのか。節を改めて明らかにしていく。

第三節 謙信の領主統合と春日社

(一) 謙信と国鎮守

なぜ謙信は自身の起請文に国鎮守を記載しなかったのか。まず想起されるのは謙信が越後国鎮守を崇敬していなかった可能性である。しかし彼が国鎮守への崇敬心を有していたことは願文の存在から指摘できる。謙信の願文は写しを含め一八通確認される。その一覧は【表⑱】で示した。これまで彼の願文を取り上げた研究においては、彼の信仰の深さや宗教の政治的利用、さらには神仏を超えた意識までもが読み取られている³¹。ここではとくに願文の提出先の寺社に注目する。

願文の【1・2・11】は甲斐の武田氏との川中島合戦前か、その最中に信濃国内の寺社に捧げられたものである。【1・11】の更級八幡宮は川中島の重要な神社とされていたが³²、当時は敵地にあたる。なお願文は同社に原本が存在せず、実際に捧げられたかは不明であり、これらは神社に捧げるためではなく、世間に公示することが目的であったとされている³³。【2】の小菅山元隆寺は戸隠・飯縄とともに北信濃の霊場として知られ³⁴、【3】も国外遠征に関わるもので、謙信は前年より関東管領上杉憲政の依頼により関東へ出兵し、北条氏の拠点である小田原包囲前に同国の鶴岡八幡宮に捧げたものである。次に【7・8・(12)】³⁵と【9・10】は同日付で二種類の願文が弥彦社・姉倉比売社・(愛宕社)及び看経所³⁶・弥彦社にそれぞれ捧げられている。【8】の姉倉比売社は越中婦負郡にあり³⁷、謙信が守護代神保長職の抵抗により永禄五年(一五六二)に二度越中へ進攻していることに関係しているようが、この時期になって同社に願文が奉納された理由は判然としない。これらのように謙信が進攻地の有力寺社に対して願文を捧げていたことが認められる。

ここで【7】と【10】のように、越後一宮の弥彦社にも同じ願文が捧げられている点が注目される。なぜ謙信が同社に願文を奉納したのかについてはこれまでの研究では明らかでないが、少なくとも謙信の同社に対する崇敬心は皆無ではなかったことが確認される。なお越後国内の寺社宛の願文はほかにもみられ【4・5・6】³⁸、ここでは越後国内の保全を願っている³⁸。また木村康裕氏は、謙信が国内外の寺社に出した安堵状や寄進状から謙信と寺社との関わりについてみており、それは寺社に武運長久等の祈念を依頼し、代わりに寺領安堵・宛行を行うという関係で、願文から窺える関係と同様のものであったとする³⁹。

前節でみたように、越後国内の領主等は同国内の鎮守を介して相互に関係を結んでいた。謙信もそれらの鎮守

を崇敬していたことは願文から確認される。しかし実際には、謙信の起請文には国鎮守は記載されていなかったものであり、これはつまり、彼が国人と国鎮守を介した関係を築こうとしなかったことになる。では国鎮守を用いないならば、彼はどのように国人と関係を結ぼうとしたのか。

(二) 氏神春日大明神

ところで、同社に限らず春日大明神という神は、藤原氏の流れを汲む上杉氏の姓氏系統上の氏神であることから、相澤氏は、謙信の起請文への同神の記載を、関東管領山内上杉氏か越後守護上杉氏どちらかを意識したものと想定する⁴⁰。さらに詳しく氏の論を追うと、謙信は天文一七年(一五四八)に越後守護代長尾家の当主となり、同一九年に將軍足利義輝から白傘袋と毛氈鞍覆使用の免許を獲得し、越後守護上杉氏と同格になることで事実上越後国主として公認される。さらに永禄四年(一五六一)に山内上杉氏と関東管領職を継承したことで、以後関東支配へも乗り出していくという経歴を持つ。しかし氏神春日の初見は長尾政景宛起請文【表⑭45】の弘治二年(一五五六)であることから、山内上杉氏の氏神ではなく、越後守護上杉氏の氏神を意識したものと判断している。そして氏神春日は謙信が越後守護職の継承者であることを自負し、同国の公権的支配を具現化するための不可視的存在であり、関東管領就任後も同様の意識で外部勢力から越後を守ろうとしていたと、謙信の「在地主義的」な政治認識を読み取っている。つまり氏は、謙信による氏神春日の記載は越後守護を意識してのものであり、氏神春日による越後支配を想定しているのである。

しかし謙信や先代為景が自身の家格を守護と同格にまで成長させたとはいっても、それは越後守護上杉氏とは異なるもので、長尾という新たな家の創出が目的であったとみられている⁴¹。さらに謙信の支配意識は越後一國にとどまるものではなかった。それは以下の願文に端的に示されている。

【表⑭15】⁴²

願文之所

右意趣者、賀州并瑞泉寺・安養寺之一揆、可峰起由申唱候、依之、当郡能化衆六人申付、摩利支天法一七日修行、并仁王経・尊勝陀羅尼・千手陀羅尼、衆僧ニ申、為誦誦候条、賀州・越中之凶徒悉退散、雜意消失、越中・信州・関東・越後、藤原謙信分國、有無事安全長久堅固、諸人得歡喜、可住安堵思者也、仍願文如件、

元龜参年^申

六月十五日

藤原謙信（朱印）

御宝前

（傍線は筆者）

この願文は加賀・越中の一向一揆の蜂起により、能化衆や衆僧に修行・読誦を命じ、凶徒退散を依頼したものである。傍線部にあるように、謙信は「越中・信州・関東・越後」を自身の分国と認識し、その安穩を祈願している。「分国」意識は【4】以降の願文に度々確認される。例えば【4】では「分国中、取分越後州豊饒」とあり、【13】では「分国何も無事長久、就中、越後国・上野・下野・安房何事なく」と記されている。このような謙信の「分国」意識には永禄四年の関東管領就任が少なからず影響を与えているであろう。ここに挙げられた国々がそのまま実際の支配領域と一致するわけではないものの、謙信の意識が越後国主におさまるものではなかったことは明らかである。

謙信の起請文に戻って、ここで春日社の表記に注目すると、単に「春日」とあるものと「氏神春日」とに分かれている。さらにその表記の違いに加え、「春日」は「八幡―春日」、「氏神春日」は「八幡―他神―氏神春日」という順序で記載されていることがわかる。このように春日社自体の表記と他の神との順序が関連していることから、両神を別神と捉えるべきと考える。

両表記に注意しつつ、改めて謙信の起請文を詳しくみていく（【表⑱】を参照）。一通目となる【45】は「氏神春日」である。同起請文は、謙信が突如隠遁の意向を示した際⁴³、長尾政景の諫言により隠遁を取りやめるというものである⁴⁴。政景は謙信と同じく越後長尾一族で元々繋がりがあつたが、為景死後の天文一六年（一五四七）晴景・謙信間の抗争で政景は晴景に付いたことで謙信とは敵対関係となり、晴景が謙信に家督を譲ったことでその関係は修復されたかにみえたが、天文十九年（一五五〇）、今度は謙信・政景間で抗争が起きる。しかし謙信が自身の姉を政景に嫁がせることで鎮静化し、以後政景は謙信の家臣として行動する。

この春日社について相澤氏が、越後支配の「正統性」獲得を狙う謙信が越後守護上杉氏の氏神を自身の氏神としたとみていることは先に示した⁴⁵。しかし筆者は、この春日社（厳密には「氏神春日」）は越後守護の氏神ではないと考える。さらに言えば、同神は春日山の東麓に位置する春日神社（上越市春日）に比定できるのでないかと推測する。同社は天徳二年（九五八）奈良の春日社が鉢ヶ峰（春日山）山上に勧請され、永徳年間（一三

八一―八四)に守護代長尾高景により現在地に移され鬼門鎮護とされたと伝えられる⁴⁶。謙信の具体的な信仰を示すものは残されていないが、謙信を含め歴代の春日山城主からの信仰が厚かったとされる。同社前には門前町である「春日」が発達し、そこが長尾氏の拠点となると共に、同家の菩提寺である林泉寺も明応六年(一四九七)に同地に建立されている。また春日山城は元々越後守護の拠点「府中(府内)」の要害として築かれたが、当初から長尾家が守り、為景期には同家の居城とされた⁴⁷。このように長尾家の居城の鎮守である春日社は長尾家と関係が深い神であった。そして為景・謙信が、越後上杉氏とは異なる、新たな長尾家の創出を志向していたことは先に触れた。その彼等が越後守護上杉氏の氏神を転用するとは考え難く、時期的にも山内上杉氏の氏神を意識した可能性もない。よって彼等が氏神とした春日社は越後上杉氏でも山内上杉氏でもない独自の神でなければならぬ。それに相応しいのは身近に存在するこの春日社であったと考えられる。

続く【48・50】をみると、ここでは「春日」とあるのみで、この「春日」は氏神ではなく全国的な神としての春日社を記載したものである。【48】は永禄四年(一五六一)謙信の関東管領就任に伴い、古河公方の重臣築田晴助に「関東管領就任は晴助の功績が大きい、今後関東のことなどについては晴助に相談する」と誓約したものである。【50】は同一〇年(一五六七)越後国人の色部勝長に対し、関東の前線基地である下野国佐野城への出兵を要請したものである。

【51・52】には再び「氏神春日」と表記されており、【45】と同神と考える。【51】は永禄十一年(一五六八)に越後国人の中条藤資が甲斐の武田氏に通じた本庄繁長からの書状をすぐに謙信に届け、さらに黒川家中の石塚玄蕃允の問題を解決したことで、それらの忠勤を称えて与えられた。では【52】はどうか。

【表⑱ 52】

起請文

今度当口^江出馬処、世間不見合則着陣、先忠之驗弥感入候、輝虎存命之内者忘失有間敷候、然者任先約藤岡可出置候、併無抛備^二候者、相当以替地可申合候、若此旨於偽者、

梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国中之大小之神祇、別而者、日光・月光・摩利支尊天、八幡大菩薩・愛宕山大権現・氏神春日大明神・天満大自在天神之可蒙御罰者也、仍如件、

永禄十三年
庚午

正月五日

輝虎（花押・血判）

宛所は不明だが、謙信は前年末から関東へ出兵し、年明け早々に佐野に向かう。謙信がその時に馳せ参じた者の忠勤を起請文中で褒めていることから、宛所は関東の人物と想定される。

以上五通にみられる「春日」と「氏神春日」について、その表記の違いを検討する。まず一通目【45】の長尾政景は謙信の家臣であり、ここに氏神があるのは理解できる。逆に二通目【48】の築田晴助は家臣ではないため、氏神を挙げなかったのは当然であろう。

問題は三通目【50】の色部勝長と四通目【51】の中条藤資である。双方とも揚北衆に属す国人であるが、氏神が記載されているのは中条氏宛の起請文のみである。この差は、謙信と色部・中条それぞれの関係差によるものであったと推測する。永禄二年（一五五九）頃の上杉家臣団の構造が読み取れる「侍衆御太刀之次第」⁴⁸では、勝長・藤資どちらも第二グループの「披露太刀之衆」に配されている。注目すべきはその順序で、勝長はその衆の中では第四位に位置する一方、藤資は第一位であり、一門に次いで国人最高位の立場にあることがわかる。また、同史料では中条氏に続いて本庄氏の名が記載されているが、同氏は永禄一年（一五六八）に一度武田信玄に内通したことを受けて、天正三年（一五七五）「上杉家軍役帳」⁴⁹にはその名が記載されず、同氏に代わって色部氏の順位が上がっていることが指摘されている⁵⁰。つまり色部氏は、あくまで本庄氏に次ぐ立場にあったのであり、対する中条氏はここでも国人一位の地位にある。また勝長と謙信との関係については【50】の起請文を根拠に、出征を命じる者と命じられる者という関係にはなかったとの指摘がある⁵¹。このように、同じ国人であっても、謙信―中条氏間と謙信―色部氏間ではその関係の距離に相違が認められるのであり、自身との距離がより近い相手の起請文にのみ氏神が記載されていたことになる。

このような視点から五通目をみれば、受給者は特定できないとしても、政景や藤資と同じ側に分類されるような人物であったということになる。さらにその受給者が関東の人物であったとすれば、謙信の氏神は越後国外の人物にも向けられていることになる。このことから、氏神春日は越後支配のための神ではなかったことが指摘できる。そして謙信の支配意識が越後国内におさまるものではなかったことは先にみた通りであり、よって謙信は越後国内外の領主を自身の下に統合しようとする際に用いた起請文に氏神春日を記載したのである。そして統合的關係が成立したと認められる中条氏宛の起請文には氏神を記載できたが、まだそこまでの関係性に至っていない

い色部氏に対しては、いまだ氏神を記載することはできなかつたのである。こうした領主統合の段階差が起請文の氏神から読み取れるのである。

おわりに

本章で明らかにした点は以下の通りである。

第一節では、先行研究においては、謙信の起請文が国内領主を統合するために用いられていたことを確認した。実際に彼の起請文をみていったところ、その全てに春日社が記載されている一方で、越後の国鎮守である「弥彦」や「二田」などが記載されていないという特徴が明らかとなった。そのほかの越後国内の起請文にはそれらの国鎮守が記載されており、これは謙信特有の傾向であったと言える。

第二節では、謙信起請文に国鎮守が記載されなかつた背景を明らかにするため、国内で発給された起請文を検討した。ここでは荘内の領主間協約では荘鎮守を、荘園の枠を越えて遠方の領主と関係を結ぶには国鎮守を用いるというように、国内の鎮守を介した領主間結集が重層的に国内に広がっていた状況を確認した。

そして第三節では、謙信の起請文に国鎮守が記載されなかつた理由について考察した。まず謙信と国鎮守との関係について、起請文には記載されていないものの、謙信が国鎮守を崇敬していたことが願文から確認できることから、謙信が国鎮守を崇敬してたか否かによって、起請文に記載されるか否かが決定していたわけではないことがわかる。謙信は、国鎮守によって結ばれる領主等の上に新たな権力を確立するため、彼等の関係から抜け出し、それとは異なる方法で彼等を統合しようと考えた。これが謙信の起請文に国鎮守が記載されなかつた理由である。

一方で、全てに確認できる春日社については、「春日」と「氏神春日」という二つの表記がみられ、厳密に区別すべきであることを指摘した。その上で、「春日」は全国的な神を指す一方、「氏神春日」は先行研究で指摘されている越後守護上杉氏の氏神を謙信が転用したのではなく、長尾家の氏神として新たに定めた神であり、この「氏神春日」が記載されている起請文の受給者は謙信の家臣やそれに近い国人など、自身の下に統合しようとする領主であったのであり、その範囲は越後内外に及ぶものであった。つまり謙信は、国鎮守でまとまる領主等を統合するために氏神春日を記載したのである。⁵²

ところで謙信のこの構想は次代の景勝にも継承されたのか。景勝起請文で勸請神のわかる二通【18・55・56】をみる限り、彼は謙信とは違い越後国鎮守を記載している。この点のみから判断すれば、謙信の論理は景勝へは継承されなかったということになるのだが、当時の景勝の状況等を鑑みつつ、今後の検討課題としておく。

註

- 1 謙信は何度か改名しているが、本文中では「謙信」に統一する。
- 2 池上裕子『戦国の群像』（日本の歴史⑩、集英社、一九九二年）。
- 3 相澤秀生「上杉謙信の誓いと祈り」（『曹洞宗研究員研究紀要』三八、二〇〇八年）。
- 4 鶴巻薫「中世戦国期武家における起請文の機能について―越後国と安芸国を中心に―」（『新潟史学』五九、二〇〇八年）。
- 5 竹田和夫「謙信の起請・祈願・呪法―戦国期越後における仏神の祈り―」（池享・矢田俊文編『定本上杉謙信』高志書院、二〇〇〇年）。
- 6 前掲註3相澤論文。
- 7 栗原修「起請文にみる「地域神」と地域社会―越後国小泉荘の場合―」（廣瀬良弘編『禅と地域社会』吉川弘文館、二〇〇九年）。
- 8 前掲註3相澤論文。
- 9 宛所は【18・49・54】が河田長親、【53】が吉江資堅となっている。両者は元々近江国出身で、謙信が上洛する際に召抱えられて側近として活躍した人物である。三通とも彼等を通して謙信に差し出されたものである。
- 10 池享・矢田俊文編『上杉氏年表 為景・謙信・景勝』（高志書院、二〇〇三年）、『新潟県史』通史編2（以下、『新潟県史』、『新潟県史』、『上越市史』通史編2（以下、『新潟県史』、『上越市史』通史編2（以下、『上越市史』）など。
- 11 国内の起請文に国鎮守として記載される神はほかに「国上大権現」（燕市国上）がある。「弥彦」（西蒲原郡弥

彦村)と「二田」(柏崎市西山町二田)はそれぞれ越後国の一宮・二宮であったが、室町期に越後守護上杉家の保護を受けて「居多」(上越市五智)が一宮とされ、双方が一宮を主張したため、越後には弥彦・居多の二社が一宮として並立する体制が成立した。「関三所」は現在の関山神社(妙高市関山)に比定され、妙高山信仰を背景にその登山口に成立し、戦国末には鎮守神として崇敬されたほか、謙信期には勸学・山伏修験の場として栄えた。「蔵王」は現在の金峰神社(長岡市西蔵王)に比定され、平安後期に大和金峰山から記載された神とされる。南北朝期には六十六部納経所の一つとして、全国に広く知られた霊験所として信仰を集めた。「府中六所」(上越市国府)は唯一謙信起請文に登場する在地神として注目される。これは国府に存在し、惣社がつくられる前に国内の主要な神を六柱記載したものだ、御館の乱で廃絶し、代わりに八幡宮として現在に至ると推定されている。「国上大権現」は国上山の南中腹にある真言宗豊山派の国上寺を指し、同寺は弥彦社の本地である(『新潟県史』、『上越市史』などに拠る。「府中六所」については金子拓男「府中八幡神社と中世の府中六所明神との関係について」(『上越市史研究』六、二〇〇一年)に詳しい)。

12 史料中、貴船は「貴舟」・「木船」、河内は「河内」・「川内」といった表記の相違がみられるが、本章ではそれぞれ「貴船」と「河内」に統一した。

13 この点についてはすでに前掲註7栗原論文により考察がなされているが、若干理解が異なる点もあるため筆者自身でもみていく。

14 小泉荘とその領主については『村上市史』通史編一(以下、『村上市史』)などに拠った。

15 小河長資は当時まだ三氏と同格ではなく、内容も鮎川・本庄氏のものとは異なり従属的な内容となっている【**18** 22】。

16 この時のものを含め彼等の間で交わされた起請文については、羽下徳彦「越後における永正〜天文年間の戦乱―後上杉政権成立前史―」(同著『中世日本の政治と史料』吉川弘文館、一九九五年、初出一九六一年)、佐藤博信「戦国大名制の形成過程―越後国の場合―」(同著『越後中世史の世界』岩田書院、二〇〇六年、初出一九七三年)、池享「大名領国形成期における国人層の動向―越後阿賀北衆を例として―」(同著『大名領国制の研究』校倉書房、一九九五年、初出一九八七年)が取り上げている。そのほか当該期の荘内の動向については『新潟県史』、『村上市史』などにも詳しい。

- 17 前掲註 16。
- 18 小河長資起請文は『新潟県史』資料編 3 では「当庄」と表記されているが、栗原氏が写真で「両庄」と確認している（前掲註 7 栗原論文）。
- 19 これは、実際は為景に宛てたものであるためという見方もあり、それ以前に作成された彼等の起請文がないことから、この時に初めて記載されたものかどうかは検討を要する。
- 20 前掲註 7 栗原論文。
- 21 『新潟県史』、『村上市史』、『日本歴史地名大系 15 新潟県の地名』（以下、『新潟県の地名』）など。
- 22 『新潟県史』資料編 3・二三六一。この史料は二点現存して、『色部史料集』（井上鋭夫編、新潟史学会、一九六八年）収録の米沢市立図書館所蔵本と、『越後国人領主色部氏史料集』（田島光男編、神林村教育委員会、一九七九年）収録の色部正長氏所蔵本がある。『新潟県史』資料編には、色部正長氏所蔵本を底本に、米沢私立図書館所蔵本との相違や追加項目を注して掲載された。両本の成立は一七〇〇年代後半と推定されているが、そこに描写されているのは慶長初年以前までの色部領の姿とされる（長谷川伸「色部氏年中行事」の基礎的考察―戦国期在地年中行事伝写の意義―、『日本史研究』三四九、一九九一年）。
- 23 同史料については、佐藤博信「色部年中行事」について（同著『越後中世史の世界』岩田書院、二〇〇六年、初出一九七二年）、藤木久志「在地領主の勸農と民俗」（同著『戦国の作法―村の紛争解決―』平凡社、一九九八年、初出一九七六年）、中野豈任『祝儀・吉書・呪符―中世村落の祈りと呪術―』（吉川弘文館、一九八八年、なお『新潟県史』第三章中野氏執筆部分も参照）、前掲註 22 長谷川論文で詳細に分析がなされ、長谷川氏は同史料を「戦国期社会に存在していた普遍的な主従制的結合と、その確認儀礼のための恒常的な貢納システム↓儀礼の執行というサイクルの全体を核として、色部氏の在地領主としての『心意統治の法』を表したものと評価している。
- 24 牧目はかつて色部惣領家が住んでいた地とされている。この牧目については、田中達也氏が「戦国期越後における集落形成―北越後色部氏領における牧目村を事例として―」（『人文地理』四八―二、一九九六年）で検証している。
- 25 前掲註 7 栗原論文。

- 26 また「当郡」と「当庄」と書き分けられている以上、両者を同一視することが可能かどうかについてはより慎重な判断が求められる。
- 27 「上杉定実書状」(『新潟県史』資料編3・一七二)。
- 28 前掲註10『上杉氏年表 為景・謙信・景勝』。
- 29 『新潟県史』、前掲註10『上杉氏年表 為景・謙信・景勝』。
- 30 ただし、勸請神をよくみると「殊部類眷属」と書かれている。ほかの国人のものでは「殊」の後に国鎮守が記載されていることから、本来ならば盛重も「殊」に続いて国鎮守を記載すべきところであった。しかしそのほかの黒川氏関係の起請文にも国鎮守は記載されておらず、さらに氏神の三浦十二天がみられる【18】3〜8】。このことから謙信と同様の志向性を黒川氏が有していた可能性が考えられる。なお中条氏にも同様の特徴がみられることに注意しておきたい【18】9・12】。
- 31 願文を取り上げた研究は、井上鋭夫『謙信と信玄』(吉川弘文館、二〇一二年、至文堂一九六四年刊の再刊)、杉山博『戦国大名』(日本の歴史11、中央公論社、一九六五年)、脇田晴子『大系日本の歴史7 戦国大名』(小学館、一九八八年)、山室恭子『群雄創世記―信玄・氏綱・元就・家康』(朝日新聞社、一九九五年)、小和田哲男『呪術と占星の戦国史』(新潮社、一九九八年)、笹本正治『戦国大名の日常生活―信虎・信玄・勝頼―』(講談社、二〇〇〇年)、福原圭一「上杉氏からみた川中島合戦と飯山」(笹本正治監修『川中島合戦再考』新人物往来社、二〇〇〇年)、木村康裕「上杉謙信の願文」(同著『戦国期越後上杉氏の研究』岩田書院、二〇一二年、初出二〇〇四年)など多数挙げられる。中でも木村氏の論考は願文一八通を詳細に分析しており、本稿もこれに拠るところが大きい。また、相澤氏も前掲註3論文で願文を取り上げている。
- 32 『日本歴史地名大系20 長野県の地名』(以下、『長野県の地名』)。
- 33 前掲註31山室著書。
- 34 『長野県の地名』。
- 35 【19】12】も【19】7・8】と同文であることなどから、永禄八年は七年の誤りである可能性がある(前掲註31木村論文)。奉納先の愛宕社は上越市の愛宕神社に比定されている(『新潟県の地名』)。
- 36 これは春日山城内にあったと推定されているが詳細は不明である。この願文以降看経所宛の願文が多くなり、

- これは謙信が自己の正当性の宣伝から自ら神に向き合うように変化してきたためとの指摘がある（前掲註31 木村論文）。
- 37 『日本歴史地名大系16 富山県の地名』（以下、『富山県の地名』）。
- 38 「人民帰安堵之思（中略）成此檀祈除庶人之愁、然者、分国中、取分越後州豊饒、安全酬此誠精」【19】4・5【】、「越後国豊饒安全長久」【19】6【】など。この記述については木村氏が「領国内の民への思いやり」（前掲註31 木村論文）とみるのに対し、相澤氏はそれよりも政治色の強いものと捉えている（前掲註3 相澤論文）。
- 39 木村康裕「上杉謙信と寺社」（同著『戦国期越後上杉氏の研究』岩田書院、二〇一二年）。
- 40 前掲註3 相澤論文。
- 41 為景・謙信の動向と家格上昇については、『定本上杉謙信』（前掲註5）、馬場透「戦国期越後国守護代長尾氏権力の画期と家格秩序」（『新潟史学』五一、二〇〇四年）、矢田俊文『上杉謙信―政虎一世中亡失すべからず候―』（ミネルヴァ書房、二〇〇五年）、『新潟県史』、『上越市史』など。
- 42 御宝前がどこを指すのかは不明であるが、同文の願文【16】が春日山城下にあった真言宗寺院の大乗寺に捧げられた可能性があることが指摘されている（前掲註31 木村論文）。
- 43 守護代長尾家の菩提寺である林泉寺の六代目住職天室光育に宛てた書状（『上越市史』別編Ⅰ・一三四）。謙信は幼少期を同寺で過ごしている。
- 44 この時の引退表明は、自身への信任を家臣に迫る一種のパフォーマンスであったとの見方が有力である（池享「謙信の越後支配」（前掲註5『定本上杉謙信』）など）。この表明に対し、長尾政景をはじめとする諸将が謙信を引き止め、家臣一同忠節を尽くすことを誓う連署の起請文を提出し、中条藤資以下が人質を差し出したとされている（『越佐史料』四―一三三）。
- 45 前掲註3 相澤論文。
- 46 『新潟県の地名』。
- 47 春日山城やその周辺都市については金子拓男「上杉氏による越後府中の経営と居城春日山城の成立」（日本考古学協会編『一九九三年度日本考古学協会シンポジウム報告集守護所から戦国城下へ―地方政治都市論の試み―』名著出版、一九九四年）や、矢田俊文「戦国期越後における守護・守護代と都市」（同前）、水澤幸

一「謙信と春日山城」（前掲註5『定本上杉謙信』）、『上越市史』などに詳しい。

48 「越後侍衆・馬廻衆・信濃・関東大名衆等祝儀太刀次第写」（『新潟県史』資料編3・八三二号）。

49 「天正三年上杉家軍役帳」（『新潟県史』資料編3・八四〇号）。

50 山本大・小和田哲男編『戦国大名家臣団事典 東国編』（新人物往来社、一九八一年）など。

51 前掲註41矢田著書。

52 為景も起請文に国鎮守を記載しておらず、そこには「氏神御霊」とあり【⑩10】、謙信と同様の論理を為景も有していたようにみえる。同神は長尾氏など関東平氏の氏神で、鎌倉にある御霊神社を指す。為景起請文はこの一通しか残されていないため、ここでは謙信の論理が為景から受け継がれたものかもしれないという可能性にとどめておきたい。また、越後守護である上杉定実の起請文には国鎮守が記載されており【⑩33】、定実と為景・謙信が守護―守護代という立場にあっても、両者が異なる神仏観を持っていたことは注目される。

第二章 上杉謙信の領主統合と氏神春日

第三章 毛利氏と安芸一宮厳島社

はじめに

起請文の国鎮守をめぐることは、序論において、そこから大名・領主間の支配関係を読み取ろうとする研究と、起請文発給者の帰属意識の反映とみる研究とに分かれていることを確認した¹⁾。本章では安芸毛利氏と同国一宮である厳島大明神（以下、厳島社）について、その起請文に厳島社がどのような基準で記載されていたのかを明らかにする。

なお、戦国期における厳島社の性格については、井上寛司氏が起請文における国鎮守の記載状況を根拠に、厳島社が安芸国の枠を越えて複数国に跨る毛利領国全体の鎮守神へと性格を転換させていたとみている。その根拠としているのが、元龜三年（一五七二）内藤隆春の起請文で、その勧請神は「日本国中大小神祇、当国厳島大明神、相合八幡大菩薩、殊長州一二両社」（表⑬34）となっている。これについては、厳島社と他国一宮（ここでは長門一宮）が併記され、且つ厳島社が他国一宮の前に記載されていることから、両一宮の間に上下関係を想定して先のような見解を導き出しているのであるが²⁾、果たして当時の厳島社の性格をそのように捉えることは可能であろうか。併せて検討する。

さらに毛利氏は、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原敗戦により安芸国から長門国に本拠を移転させられるが、このように他国に移転した場合、その起請文の国鎮守はどうなるのか。これについては、その時期の起請文が多数残されているにも関わらず未だに言及した論考はみられないため同時に明らかにする。

第一節 毛利氏関連起請文にみる厳島社

本節では関ヶ原合戦以前までの毛利氏と安芸国内の領主との間で交わされた起請文を対象とする。該当する事例については【表⑮⑶⑷】（網掛け以外）に示した。一見して明らかのように、そのほとんどに厳島社が確認される。一方、このほかに安芸国鎮守らしき神仏はみられない。これは安芸国内において厳島社が中世を通じて一宮として認識される一方、それに対応する二宮・三宮が存在しなかったためであろう³⁾。なお国鎮守を記載する際、他国では国鎮守の前に「当国」など地域を特定する文言を付したものが多数確認されるが、厳島社について

は単に「厳島」としている例がほとんどである。ただし少数ではあるものの「当国」としているものや、【表⑬34】で毛利氏が「芸州」で厳島社を記載していることから、基本的に厳島社は安芸国鎮守として記載されていたとみて問題ないと考える。こうした記載状況から、国内領主等が厳島社を重要な存在として認識してきたことが読み取れる。

以下、安芸国内で発給された起請文をみていくが、毛利氏は元々安芸の一国人に過ぎず、そのリーダー的立場にはあつたものの、基本的に彼等とは一揆などによってヨコの関係で結ばれていた。そのような立場にあつた毛利氏が国人間のヨコの関係から抜け出し、今度は彼等との間にタテの関係を築いていく。その過程で彼等との間で交わされた起請文の国鎮守に変化はみられるのか。まず毛利氏が他の国人等と一揆を結んだ例として以下の史料を挙げる。

【表⑬1】

安芸国々人同心条々事不同次第

- 一、無故至被召放本領者、一同可歎申事、
 - 一、国役等事、依時宜可有談合事、
 - 一、於是非弓矢一大事者、不廻時刻馳集、為身々大事可致奔走事、
 - 一、於此衆中、相論子細出来者、共令談合、就理非可有合力事、
 - 一、京都様御事者、此人数相共可仰 上意申事、
- 若違背此条々者、

日本国中大小神祇、別者 厳島大明神御罰、各々可罷蒙候、仍連署之状如件、

応永十一年九月廿三日

小河内

沙弥妙語(花押)

(以下三二名省略)

これは、新たに安芸国守護に任じられた山名満氏が、同国人等の所領整理を實行しようとしたため、それに反対する国人三三名が団結して対処することを誓ったものである。署判者は省略したが、ここには当主毛利光房と、同じく毛利姓四名の署判がみられる。そしてここには厳島社のみが記載されており、この一揆が、彼等が共

通して属する安芸国の鎮守である厳島社を中心に結ばれていることがわかる⁴。

ここで毛利氏と厳島社の関係についてみておきたい。厳島社の安芸一宮としての歴史は長く、同社は『延喜式』神名帳の「伊都伎島神社」に比定される古社で、平氏一族の熱烈な帰依を背景に、長寛二年（一一六四）にはすでに一宮の地位にあったとされる。毛利氏との関係を示す初見史料は、永享三年（一四三一）毛利光房が厳島社領小山を押妨したとして厳島社から守護に注進された時のもので、その後も毛利氏による押妨は続いたが、両者の関係が常に険悪であったわけではなく、弘元による太刀奉納や興元による社参が確認されている。

両者の関係が大きく変化するのは元就期になってからである。元就が厳島を崇敬するようになったのは天文九年（一五四〇）郡山合戦時で、元就はこの時、陶隆房の仲介で棚守房頭を御師とし、さらにこの合戦の勝利が厳島社の加護によるものと認識したとされる⁵。そして彼の厳島信仰をよく表すとされるのが以下の史料である。

「毛利元就自筆書状」⁸。

一、我等事、不思議ニ 厳島を大切に存る心底候て、年月信仰申候、さ候間、初度ニ折敷はたにて合戦之時も、即ハや合戦に及候時、自厳島、石田六郎左衛門尉御久米巻敷を捧ケ来候条、さてハ神変と存知、合戦、弥すゝめ候て勝利候、其後厳島要害為普請、我等罷渡候処、存知之外なる敵舟三艘、与風来候て、及合戦、数多討捕頸、要害之麓ニならへおき候、其時我等存当候、さてハ於当島弥可得大利寄瑞にて候哉、元就罷渡候時、如此之仕合共候間、大明神御加護も候与心中安堵候ツ、然間、厳島を皆々御信仰肝要本望たるへく候／＼、

これは弘治三年（一五五七）に元就からその三子（隆元・元春・隆景）に宛てて送られた教訓状のうちの一条である。天文二三年（一五五四）六月の折畑敷合戦において、元就は陶軍を破るが、その勝利が厳島社の加護によるものと認識した元就は、同社を厚く崇敬するよう三子に伝えている。さらに元就はこれ以降、出征ごとに戦勝祈願を依頼しており、こうした元就の同社に対する信仰心は現世利益面の強い信仰として評価されている⁹。

毛利氏が安芸国主として同社の造営や修繕を積極的に行った状況も明らかにされている。厳島社の社殿復興は当初、周防大内義隆により本格的に開始された。その配下にあった元就以降の毛利氏も社領寄進や社殿の修繕等を多数行ったことが確認されており、そうした事業を通して安芸国主としての立場を鮮明にしていたことが指摘されている¹⁰。

このように先行研究においては、元就期が毛利氏・厳島社間にとって重要な画期と位置付けられている。ただし【表⑮ 1～8】で明らかのように、元就より以前から当主起請文には厳島社が記載されているのであり¹¹、元就以降も、同社の記載に何らかの変化も認められない。毛利氏と厳島社の関係の如何によらず、同氏は起請文上においては厳島社を安芸国鎮守として認識し、そのように記載していたと捉えるべきであろう。

次に、毛利氏と安芸国内の領主との関係がヨコからタテに変化していく事例として、国人天野氏との間で交わされた起請文を挙げる。天野氏は安芸国志芳荘の国人で、毛利氏とは大永五年（一五二五）を初見に、天文二二年（一五四三）・同一八年（一五四九）・同二三年（一五五四）の四度に渡り起請文を交換している。

一度目は、芸備両国に進攻してきた周防大内氏が、まず毛利氏を味方に付け、続いて天野氏の本拠米山城を包囲する。その際毛利氏が仲介役となって天野氏に大内氏への降伏を勧めると同時に、両者の間で兄弟契約を結び起請文を交換した。同起請文は同日付・内容で作成された「書違」であり、両方の勸請神も同じである（【表⑮ 10】及び【表⑮ 11】）¹²。この関係は継続され、天文二二・一八年の起請文【⑮ 12・15】はその関係を確認し合ったものである。

そして四度目となる天文二三年五月の起請文【⑮ 20】は、毛利氏が大内・陶氏との断交を決意した際、天野氏が自身に一味する意を示したことで、それを称して送られたものである¹³。この起請文については、これ以前まで兄弟契約関係を示す「奉公―扶持」という文言が用いられていたのが、ここでは毛利氏から天野氏への「奉公」を「申談」に変更していることから、毛利氏の中で天野氏との関係をヨコからタテに組み替えていこうとする意識が生じていることが指摘されている¹⁴。この時天野氏から返書として送られたと推測される起請文も残されているが【⑮ 22】、その文面も以前と比べると毛利氏への従属度が高いものとなっている。

毛利氏と天野氏間のヨコの関係とタテの関係を示す起請文を比較すると、どちらの関係であっても、双方の起請文には変わらず厳島社が記載されている。これはそれ以降の当主発給及び毛利氏宛起請文をみても変わらず、毛利一門・家臣の起請文【表⑮ 16】についても同様である¹⁵。なお井上氏が厳島社の枠組みが安芸国の域を越えていることを示す根拠として【⑮ 34】を挙げているが、その少し前の永禄一三年（一五七〇）に吉川元春が発給した起請文（【⑮ 19】）には「芸州」で厳島社を記載している。その数年後に突然厳島社の枠組みが国外にも及んだとは捉え難く、【⑮ 34】の厳島社についても安芸国鎮守として記載されたとみるべきである。

以上、安芸国内の起請文における国鎮守の記載状況から、毛利氏を含む国内領主等が厳島社を重要な存在と認識し、毛利氏・その他領主に関係なく起請文に記載していた状況を確認した。これは毛利氏に関わらない領主間で交わされた起請文についても同様である¹⁰⁾。このように国内では厳島社を記載することが常態化していた。ただしここから、厳島社が大名による領支配のために起請文に挙げられていたのか、それとも彼等が安芸国内の住人であったからか、それを彼等の起請文から読み取るとは困難である。この点については毛利氏と安芸国外の領主との間で交わされた起請文から明らかにになると考えられることから、次節でみていくこととする。

第二節 安芸国外領主との起請文交換

(一) 毛利氏発給起請文

毛利氏が安芸国外の領主宛に発給した起請文については【表⑮】に網掛けで示した。その初見となる【⑮11】の出羽祐盛は石見国人で、同氏の本領を押し留めていた近隣の有力領主高橋氏が享禄二年（一五二九）に毛利氏により滅ぼされた。そして毛利氏は出羽氏に本領を返還し、さらに本城常光の要害を攻略したことで、出羽氏から与力として馳走する旨の起請文が毛利氏に送られた。なお出羽氏が提出した起請文は残されていないが、【11】に「自今以後当家為与力可有御馳走由、厳密之以起請文示給候」とあることからその内容が窺い知れる。【11】はその返書として送られたものである。そこに挙げられている国鎮守は厳島社のみである。出羽氏に対しては【29】の起請文も送られているが、ここでも厳島社しか記載されていない。

毛利氏は弘治元年（一五五五）厳島合戦後、周防・長門をはじめ近隣諸国へと進出し、その過程で各国領主と起請文を交わし、その支配下に組み込んでいく。そのような事例としては、弘治三年（一五五七）に開始された周防進攻に際し、新たに味方に引き入れた同国人梶杜氏【22】、永禄五年（一五六二）から同九年（一五六六）まで続いた出雲進攻時に味方に付いた赤穴氏【30】や湯原氏【31】宛の起請文が挙げられる。それらに記載された国鎮守も厳島社のみである。これらの事例から、毛利氏は相手が安芸国領主であろうと国外領主であろうと、自身の起請文には自国の鎮守のみを記載していたことがわかる。

ただし毛利当主の起請文の数通に「杵築」が記載されていることに注意しなければならない。これは出雲一宮の杵築大明神（以下、杵築社）である。永禄五年（一五六二）より開始された出雲進攻の末、同九年（一五六六）

一一月に同国の大名尼子氏が毛利氏に降伏する。両者の間で起請文が交わされ、毛利氏から送られたのが以下の起請文である。

【表⑬ 34】

今度和談之儀、至芸州以可有御下向之旨、令入眼候、殊更对此方、自今以後不可有御悪心之由、慥承知仕候、然上ハ於御身上一切不可有聊尔候、向後無疎意可申談候、若此旨於相違者、可罷蒙

「茲(貼紙)ヨリ牛王」

梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国中大小神祇、殊当国杵築大明神・芸州厳島両大明神・八幡大菩薩・氏神祇園牛頭天王・天満大自在天神御罰者也、仍神文如件、

永禄九年十一月廿一日 毛利右馬頭

元就 御血判

(以下発給・受給者省略)

ここには「当国」で杵築社が、「芸州」で厳島社が記載されているが、毛利氏が他国鎮守を記載した事例はこれが初めてである。これはどのような意図によるものか。このほか杵築社が記載されている【35・40・51】についてもみていくと、まず【35】は輝元が元就仰せに従うなど三か条について、家臣桂元忠を通して元就に誓約したものである。先の尼子氏宛起請文とこの【35】の共通点を挙げるとすれば、どちらも毛利氏等が出雲国滞在中に発給されている。【40】の佐波氏は石見国人であるが、この時も輝元以下の三氏は尼子勝久討伐のため出雲国に出征中であつた。よつてこの起請文も毛利氏が出雲滞在中の事例となる。残る【51】は元就の七男元康が、死去した兄元秋(元就五男)に代わり出雲国の月山富田城の城番を命じられ、元康から馳走を誓う起請文が提出されたことを受けてのものである。よつて内容は出雲国に関わるものであるが、輝元がこの時期に同国にいたとは考え難く、他の事例とは状況を異にする。この一通を除くと、毛利氏が出雲国滞在中の場合に同国鎮守の杵築社が記載されていたことになるが、仮にそうであるならば、出雲国以外の国に出征中に発給された起請文にはその国の鎮守が記載されていてもおかしくない。例えば【22】が発給された当時、毛利氏は未だ周防国にとどまっていた可能性が高いが、その起請文には周防鎮守らしき神は確認されない。

さらに一門・家臣の起請文【表⑭】では、当主起請文に比べて他国鎮守を記載している事例が多い。それは【10・14・19・21】の杵築社【10】の「佐陀」も出雲国関係の起請文に多い、【26】の「石州一宮」、【29・40】

の「当国一宮」である。

杵築社については、まず【10】の益田藤兼は石見国人で、吉川元春と兄弟契約を結んだ際のものである。この時藤兼から元春に送られた起請文もあり、勸請神は「日本国中大小神祇、殊佐陀、杵築両大明神、厳島大明神、氏神瀧蔵大権現、春日大明神、八幡大菩薩」となっている¹⁷。続く【11～13】は、元就がこの頃一時危篤状態にまで陥ったことを受けて、益田・佐波・平賀氏が状況によらず従属すると誓ってきたことに對し、元春・隆景から当主代理の形で返書として送られたものである。この三通は内容・勸請神ともに共通している。そして【14】は、尼子氏の降伏により当主発給起請文（【表⑬34】）とともに同氏に提出した起請文である。このように【10～14】には立続けに杵築社が記載されているが、これらに共通しているのは、起請文発給当時、発給者が出雲国に滞在中の時期に当たることである。さらに【19】も、この年尼子再興軍征伐のため元春等は出雲国に出向いており、同国滞在中であった可能性が考え得る。なお【21】については、この時毛利氏と備前浦上氏との間で結ばれた和議に関係すると推測するが、受給者の詳細や当時の毛利氏の所在地については確認できないため、杵築社との関係は今のところ不明である。このように一門・家臣起請文の杵築社についても、当主同様起請文発給時に発給者が出雲国に滞在中の事例が多い。

そのほか、【26】は吉川元長が石見国人益田氏宛の起請文に自身側の国鎮守である厳島社と氏神祇園社（同神は毛利氏神であるが、詳しくは次章で述べる）に続き、益田氏側の国鎮守である石州一宮（物部神社）と同氏の氏神瀧蔵大権現を記載している。このように相手側の神仏を起請文に記載した事例もみられ¹⁸、一概に発給者の所在地によって国鎮守が選択されていたとは限らないことがわかる。残る【29・40】については当時の隆景の所在地が不明であるため「当国」の比定についても保留とする。

以上、毛利氏及び一門・家臣が安芸国外の領主宛に送った起請文では、基本的に彼等の本拠安芸国の厳島社のみを記載していた。場合によっては滞在中の国の鎮守が記載される場合があるが、それも含め、基本的には自身の所属意識に基づいて国鎮守が選択されていたとみることができる。このことからさらに指摘できるのは、毛利氏が安芸国外へと領国を拡大していった時期であっても起請文には厳島社しか挙げていないことから、実際の支配領域と国鎮守の選択は直接関連していないという点である¹⁹。

(二) 国外領主発給起請文

次に安芸国外の領主から毛利氏に提出された起請文の国鎮守をみていく。先行研究では、大名が自身側の国鎮守を相手領主の起請文に記載させることで、その領主を自身の支配下に置いたことになるとの見方がなされている。²⁰ これには否定的な意見も出ているが²¹、実際に領主等がそのような基準で国鎮守を選択していたのかを明らかにしていく。

安芸国外の領主から毛利氏に提出された起請文は【表⑩】に網掛けで示した。一通目となる【⑩3】は「氏神」としか記されていない。これは大内氏の氏神である妙見社を指すと推測する。【10】は備後国人と元就による一揆契状である。そこには厳島社に続いて「吉備」とあり、これは備後一宮の吉備津神社を指す。つまりここには安芸・備後両国の一宮が同時に記載されていることになる。これは安芸・備後両国の国人が国を跨いで一揆を形成しているためであり、双方の国鎮守を中心にこの一揆が成立しているのである。

【21】の三吉氏は備後国人で、この起請文を提出して以降毛利配下にある。同氏については【35】もある。両方とも「当国一宮」で吉備津を挙げているが、これは勿論、彼等の本拠備後国を指している。このように、毛利氏宛の起請文に自国鎮守しか記載しない例はほかに【38】や【52】、国鎮守ではないが【50】も自身の神のみの事例に該当する。

一方、【29】の和智氏や【45】の山内氏は三吉氏と同じ備後の領主である。しかし和智氏の場合は自身の本拠地の神「吉舎」及び一宮である吉備津社と厳島社を、山内氏も「当国一宮」（同じく吉備津社）と厳島社を併記している。和智氏はこの起請文発給時、山内氏も天文二二年（一五五三）には毛利氏に従属している。よって三吉氏を含めたこの三氏は、毛利氏に従う備後国人という点で共通している。

そのほかの国では、出雲国人の三澤氏が複数の起請文を毛利氏に提出している【39・40・43】。三澤氏も永禄五年（一五六二）には毛利氏に従属しており、それ以降の起請文となる。この三通には出雲の杵築社をはじめ日御碕や大山など当該地域特有の神が記載され、それらとともに厳島社も三通ともに記載されている。

このように、安芸国外の領主は基本的に自国鎮守を記載し、同時に毛利氏側の厳島社を記載する領主・記載しない領主がどちらも確認された。双方の領主の間にとくに相違点はみられず、また相手が毛利氏以外であっても、相手側の鎮守を記載する領主はその相手の鎮守を記載している²²。よって相手側の神を勧請神に反映するか否か

は個人差があると考えられ、少なくとも厳島社を記載する領主は毛利氏の支配下にあり、記載しない領主は毛利氏の支配下になれないという構図は成り立たない。また厳島社の位置をみると、国外領主側の神の前に来る場合もあれば後になる場合もあることから、国鎮守間に上下関係は認められない。

以上、毛利氏にしても他国領主にしても、基本的には自身が所属する国の鎮守を記載していることから、起請文の国鎮守は、基本的には起請文の発給者がどの国に所属するかによって選択されるものであったことが明らかとなった。よって、国外の領主が支配者側（ここでは毛利氏）の国鎮守を記載することが、その支配下に入ったことを示すとは言えないのである。そもそも表面上は大名への従属を誓いつつも本心は異なるということから、井上氏が指摘するような、戦国期厳島社の性格が安芸国鎮守から毛利領国全体の鎮守へと変化しているとみるのは適切ではなく、当時の厳島社はあくまで安芸一国の枠にとどまるものであったとみるべきである²³。

では、大名・領主が長年本拠としていた国から他国へ移った場合、起請文の国鎮守はそれに伴って変化するのだろうか。毛利氏の場合、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原敗戦により安芸国から防長二国に減封されている。次章ではこの時期に発給された起請文を取り上げ、安芸国領主と厳島社の関係がどうなっていくのかをみていくことにする。

第三節 防長移転後の毛利氏と厳島社

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原敗戦により、毛利氏は安芸国をはじめとする多くの所領を失い周防・長門二国に大きく減封され、家臣とともに両国への移転を余儀なくされる。このような他国移転となった大名等について、彼等の起請文にはどのように反映されるのか。

（一）防長移転後の毛利氏関連起請文

まず毛利氏が安芸国から防長両国に移るまでの過程を簡単に確認しておく²⁴。慶長五年一〇月に周防・長門への移転が決定すると輝元は薙髪・隠居して嫡子秀就に家督を譲り、一月中旬には広島城を新領主の福原正則に引渡し、周防高嶺城への仮移転が決定する。この間輝元等は大坂に滞在中で、翌年秀就も江戸へ人質として下向する。同八年輝元は初めて山口に入り、同九年には萩城の築城が決定する。そして同年一月には輝元が萩城に移

り、秀就も慶長一六年（一六一一）ようやく同城に入る。

毛利氏の防長移転に伴い、その一門・家臣も移転を余儀なくされる²⁵。彼等の移転状況については詳らかではないが、知行高は旧来の五分の一とされるものの、移転後も変わらず毛利氏に仕えることを誓った領主の起請文が残されているほか²⁶、近世萩藩内の諸家が所蔵する古文書・系譜を編纂した『萩藩閥閥録』に、戦国期毛利氏からの書状等が多数収録されており、戦国期に毛利配下にあった多くの領主が萩に随従していることがわかる²⁷。なお、そのような領主が多数いる一方、備後三吉氏のように、移転には従わなかった領主も複数存在した²⁸。

当該期に発給された毛利氏の起請文は【表⑳】に示した。このうち【㉑1～3】は、同年の九月二二日付で家康側に提出されたものがある。そして広島城の引渡しも完了している慶長六年、輝元は転封後も自身の補佐を残り少ない一族である吉川広家・天野元政・毛利秀元の三氏に求め、それぞれと起請文を交わしている。このうち天野元政宛の輝元起請文が残されている【5】。元政は元就の七男で、安芸国人天野元定の死後、同家を継承した人物である。この起請文を交わした当時、輝元は未だ伏見にあったとはいえ、すでに広島城を引渡した後である。それにも関わらず、起請文には未だ厳島社が記載されている。

これ以降、慶長一四年（一六〇九）、同一七年（一六一二）、同二〇年（一六一五）にも厳島社を記載した毛利氏の起請文が残されており、最終的には毛利氏起請文では最後となる【15】の元和九年（一六二三）の起請文にも厳島社が記載されている。このように、移転後も厳島社が記載され続けていることが確認されると同時に、これらの起請文には移転先の周防・長門の国鎮守が一切登場しないのも注目すべき点である。

同時期に一門・家臣が発給した起請文の一覧は【表㉑】である。初見となる広通起請文は、防長転封後も毛利氏に随従することを誓ったもので、そこにも厳島社が記載されている。これ以降、彼等の起請文にいたっては寛永二年（一六二五）まで厳島社が確認できる【㉑71・72】。そして彼等の起請文も当主同様、移転先の国鎮守は記載されていない。

以上のように、毛利氏及び一門・家臣ともに、安芸国を離れて以降も厳島社を記載し続けていることがわかる。その理由としては、彼等が戦国期を通して、あるいはそれ以前から安芸国に所縁のある領主であり、突然他国への移転が決定したとはいえ、長年本拠としてきた安芸国や、彼等の中心にあった厳島社との関係を、移転後直ちに断ち切ることができなかったためと考えられる²⁹。また、それぞれの家臣が毛利氏の移転に従うか否か、家臣

に対する給地をどのようにするかなど、彼等が移転後直ちに新領地での生活に切り替えられたわけではなく、しばらくは混乱状態にあったであろうことは想像に難くない。このような状況も影響して、彼等が防長移転後もなお安芸国への帰属意識を持ち続けていたことを、当該期起請文に記載された国鎮守は示しているのである。

安芸国への帰属意識を持ち続ける領主が多数みられる中で、それとは異なる領主が目につく。それが毛利秀元である。彼は、元就四男元清の長男で、輝元が実子に中々恵まれないことから一度は彼の養子となっている。しかし文禄四年（一五九五）輝元に嫡子松寿丸（のちの秀就）が誕生したことで、毛利家の家督相続権を辞退するが、それに代わり慶長四年（一五九九）には長門一国をはじめとする領地を得て分家を創設し、防長移転後も長門豊東など三郡を得て櫛崎城に入り、長府藩を設置する。

秀元が慶長五年以降に発給した起請文は【表②】では七通【7・19・26・27・41・57・62】、彼宛のものも五通【20・30・32・33・35】残されている。このうちの半数に「当国一二両社」や「当国両社」と記載されているが、これは長門一・二宮（住吉社・忌宮社）を指す³⁰。同時期の一門・家臣の起請文全体を通してみても、同神は秀元関係の起請文に集中している。なぜ彼が長門鎮守を記載しているのか、それは彼が文禄四年に長門国を与えられて以降、同国を拠点としていくと深く関わりと考えられる。

ここで、秀元が長門国に移る前に発給された、秀元関係の起請文をみると、秀元発給が四通【⑩47・55・58・66】、秀元宛が二通あるが³¹、その全てに殿島社が記載され、その一方で長門鎮守を記載したものは一通もみられない。よって、本拠を長門国に移す以前の秀元は、他の領主等と同じく殿島社を起請文に記載する領主であったことがわかる。つまり秀元は本拠の移転後もなく、起請文に記載する国鎮守を移転先の神に変更しているのであり、その理由はやはり、彼の本拠地が長門国に変更されたという、所属に基づくものであったと捉えるべきである。このように早々に切り替えがなされたのは、輝元等の移転が彼等の意に反して強制的に行われたものとは異なり、この時の移転は秀元同意の上で行われたためであったと考えられる。なお、長門移転後の秀元起請文の中にも、殿島社を記載する一方で長門鎮守を記載しない起請文や、国鎮守自体を挙げない起請文も確認されるが、これは受取側との関係によって使い分けられていたものと推測される。現時点では両国鎮守をどのように使い分けていたのか、その理由は明らかではないが、ともかく秀元関係の起請文に長門鎮守が集中しているのは、秀元の本拠移転によるものであったことは明らかである。このように、移転後もなく移転先の国鎮守への切り

替えが行われたことがわかるのは、今のところ秀元のみではあるが、同様の領主がほかに存在した可能性も十分考えられよう。

このほか移転先への国鎮守の切り替えの兆しを読み取れるものとして【表⑭18】を挙げる。同起請文は次章でも扱うが、これは毛利氏の「家中」内規約を挙げ、その構成員による連署形式で規約遵守を誓ったものである。ここにも厳島社が記載されているのであるが、注目すべきはその前に記載されている「神功皇后」である。同神は、神功皇后を主神とする長門二宮であると推測される。二宮のみを記載した明確な根拠は示し得ないが、長門一・二宮については、周防大内氏により一宮ではなく二宮が重視され、それが毛利氏にも継承されたことと関係している³²。よってここには安芸鎮守と長門鎮守が併記されていることになる。

以上、防長転封時期の毛利氏及び一族・家臣の起請文には、両国への移転後もなお厳島社が記載され続けている一方、秀元のように移転後直ちにその国の鎮守への切り替えが行われた領主も存在したことを明らかにした。毛利氏を含め多くの領主が厳島社を記載し続けたのは、依然として安芸国への帰属意識を彼等が有していたことの表れであるが、それは敗戦による強制的な移転という特異な状況が影響しているものであり、秀元の起請文にみるように、基本的には本拠が変われば起請文に記載する国鎮守も変更しなければならなかったのである。

それでは、厳島社を記載し続ける状況は、この後も近世を通じて続くのであろうか。次節ではこれよりさらに後の起請文を取り上げ、そこにはどの国の鎮守が記載されているのかをみていくこととする。

(二) 近世萩藩と厳島社

前節において、毛利氏や一族・家臣の起請文に、防長転封後も寛永年間までは厳島社が記載されていたことをみてきた。この状況はその後も続くのであろうか。該当する起請文は今のところ七通確認できる【表⑭20】を参照)。この七通全てに厳島社が記載されていないことから、現段階において、寛永二年吉見政春・吉川広正起請文が、厳島社が記載された最後の起請文ということになる。なお、六通目までは国鎮守自体が挙げられていないが、七通目に「当国一二両社」(長門一・二宮であろう)とあることから、近世の起請文には国鎮守自体が登場しなくなるわけではないようである。よって、正保期以降の起請文には全く厳島社が記載されておらず、長門鎮守のみが確認できることからみて、近世萩藩では寛永期頃を境に、起請文に厳島社を記載しなくなっており、さ

らにこの頃に長門鎮守への切り替えがなされた可能性も考え得る。

さらに、防長転封後の毛利氏と厳島社の関係を探る上で「厳島文書」³³に注目すると、戦国期を通じて多数発給されていた厳島社宛の毛利氏の文書が、防長転封と同時に激減し³⁴、新領主福島正則に関する文書に切り替わる。そのほかの記録類にも毛利氏と厳島社の関係を示すような記述は確認できないことから、やはり寛永期を境に、毛利氏と厳島社の関係は途切れたとみるべきである。以上のように、両者の関係が近世初期の段階で途切れているということは、あくまで毛利氏等と厳島社との関係は、彼等が安芸国にいてこそ続くものであり、基本的に土地の移転に伴って彼等がよるべき国鎮守も変更されたと捉えるべきである。さらに言えば、厳島社はこの時期になってもなお安芸国鎮守としての枠を越えるものではないことを示しているのである。

以上、関ヶ原敗戦により安芸国を離れた毛利氏や家臣等の起請文には、その後もしばらく厳島社が記載され続けていた。これは、防長転封後も彼等が安芸国への帰属意識を持ち続けていたことを表すものと言える。しかし、そのような状況も近世を通じては続いておらず、移転先での体制整備に伴い徐々に解消されていったのであろう。これらのことから、国鎮守はこの段階においても基本的に一国の鎮守としての性格を保ち続けており、また、領主等と国鎮守との関係は、あくまで彼等がその国を本拠としている間のみであり、基本的に彼等の本拠地が変われば起請文の国鎮守もそれに合わせて変更しなければならなかったのである。

おわりに

以上、本章では安芸毛利氏を事例に、その起請文に国鎮守がどのような基準で記載されていたのかを明らかにした。まず第一節では、戦国期安芸国では毛利氏・領主ともにその起請文に同国一宮である厳島社を記載しており、国内鎮守の中で厳島社が重要な存在として彼等に認識されていたことを確認した。そして第二節では、毛利氏と安芸国外の領主との間で交わされた起請文には、双方が自身の属する国の鎮守がそれぞれに挙げられており、その状況から、起請文の国鎮守は、基本的に起請文発給者がどの国の住人かという所属に基づくものであることが明らかとなり、そこから支配関係を読み取ることは適切ではないことを論じた。そして第三節では、関ヶ原敗戦後に安芸国から防長両国に移ることとなった毛利氏等について、その後もしばらくは彼等の起請文に厳島社が記載され続けていたことから、彼等が移転後もなお安芸国への帰属意識を持ち続けていたと論じた。またこの状

況は、近世を通じては確認できないことから、国鎮守は近世以降も基本的には国鎮守としての性格の域を出ることとはなく、基本的に彼等の本拠地が変われば起請文の国鎮守もそれに合わせて変更されるものであったことを指摘した。

このように、起請文発給者が所属する国に基づいて、記載する国鎮守も定められており、その規則は戦国大名の支配が一国の規模を越えて複数国に及んだとしても変わることはなく、国鎮守はあくまでその国の鎮守としての性格を越えることはなかった。よって、戦国大名による領主統合において、その国内の領主等を統合することは可能であったとしても、他国の領主をも同時に統合することが、一国の枠組みに縛られた国鎮守に可能であったとは考えられない。

註

- 1 宮島敬一「戦国期権力の形成と地方神社―肥前龍造寺氏と河上社―」（本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、一九九九年）、松田博光「戦国末期の起請文に関する一考察―「龍造寺家文書」の事例を中心に―」（『黎明館調査研究報告』一五、二〇〇二年）、堀本一繁「戦国期における肥前河上社と地域権力」（一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 上：個別研究編』岩田書院、二〇〇四年）。
- 2 井上寛司「中世諸国一宮制の解体」（同著『日本中世国家と諸国一宮制』岩田書院、二〇〇九年）。
- 3 井上寛司「中世諸国一宮制の成立」（前掲註2井上著書）。
- 4 【表⑮7】も同様に安芸人間の一揆契状であったにも関わらず厳島社が記載されていない。その理由については今のところ不明である。
- 5 戦国期厳島社と毛利氏の関係については、松岡久人「戦国期を中心とする厳島社の社領支配機構」（『広島大学文学部紀要』一一、一九五七年）、三木正太郎「厳島神社と戦国諸将」（『神道史研究』一一―一六、一九六三年）、河合正治「中世における厳島神社の性格」（『神道学』四四、一九六五年）、岸田裕之「厳島神社の祭祀

- と毛利元就」（同著『大名領国の政治と意識』吉川弘文館、二〇一一年）、『広島県史』（通史編Ⅱ中世、広島県、一九八四年）、『新修広島市史』（第四卷文化風俗史編、広島市役所、一九五八年）などがある。
- 6 「厳島野坂文書」（『広島県史』古代中世資料編Ⅳ）一七・六一・一七六三。
- 7 前掲註5岸田論文、「房頭覚書」（『広島県史』古代中世資料編Ⅳ）。
- 8 『大日本古文書 家わけ 毛利家文書』（以下『毛利家文書』、同シリーズの諸家文書も同様に記載）四〇五。ここでは厳島に関する条文のみを抜粋した。
- 9 前掲註5『広島県史』通史編Ⅱ中世。
- 10 前掲註5岸田論文。同論文では、厳島社の棚守房頭側から毛利氏に復興資金の援助を求めていた事例から、厳島社側からも毛利氏が安芸国の公権力として認識されていた状況を指摘している。
- 11 光房の次代熙元については、その起請文が残されていないため厳島の有無は確認できないが、熙元宛の起請文には厳島が記載されており（【表⑰1】）、彼のみが記載しなかったとも考え難い。
- 12 この時天野氏は毛利氏以外にも志道広良とも起請文を交わして兄弟契約を結び（【表⑱1】）、大内氏に対しても従属する旨の起請文を差し出している（『広島県史』古代中世資料編Ⅴ「天野毛利文書」一五）。これらの勸請神も天野・毛利間の起請文と同じである。
- 13 天野氏宛の起請文の中では、この天文二三年の段階になって初めて毛利氏の氏神である祇園社が記載されるが、これについては次章で扱う。なお天野氏宛の起請文は同年発給と推測されている【表⑳21】もあるが、同起請文が発給された理由については不明である。
- 14 岸田裕之『毛利元就―武威天下無双、下民憐愍の文徳は未だ―』（ミネルヴァ書房、二〇一四年）。
- 15 【表㉑36・37】に「(当国)三島」とある。同神は村上氏の起請文に多く、「当国」は安芸国を指すと考えられる。なお【37】には厳島社が記載されなかった理由については今のところ不明である（直前の【⑳36】には確認できる）。
- 16 永享三年に上山・大草・和木それぞれと椋梨子が交わした起請文など（『小早川家文書』一〇四・一〇五・一〇六）。
- 17 『益田家文書』九〇〇。

- 18 相手側の神仏を記載することについては平野明夫「徳川氏の起請文」（同著『徳川権力の形成と発展』岩田書院、二〇〇六年）。
- 19 毛利氏についてはこのように指摘できるが、薩摩の島津氏については福島金治『戦国大名島津氏の領国形成』（吉川弘文館、一九八八年）には領国とする各国鎮守が列記されることが指摘されている。仮に領国内の国鎮守は全て挙げるものであったならば、毛利氏が安芸国以外の分国をどのように捉えていたかが重要となってくる。この点については今後検討していきたい。
- 20 前掲註1 松田論文。
- 21 前掲註1 堀本論文。
- 22 例えば山内氏は天正八年（一五八〇）に宍戸氏との間で盟約を結び起請文を交わしているが（『山内須藤家文書』二八二・二八四）、ここでも山内氏は自国鎮守と相手側の鎮守を併記している。
- 23 ただし、本稿の目的は戦国大名による一国支配における国鎮守掌握の必要性和同国支配についてまでも否定するものではない。ここで問題とするのは、起請文の勸請神から何が読み取れるかという点である。戦国大名の権力確立と国鎮守掌握の問題と、起請文の国鎮守から何が読み取れるかという問題は、一度区別して捉える必要があると考える。
- 24 光成準治『毛利輝元―西国の儀任せ置かるの由候―』（ミネルヴァ書房、二〇一六年）、『毛利輝元卿伝』（渡辺世祐監修、特装限定版、マツノ書店、一九九九年、初出一九八二年）など。
- 25 毛利氏の周防高嶺城への移転に際し、一族及び一部重臣が両国の要所に配置されている（天野元政が周防三尾城へ、宍戸元次が同国右田城へ、末次元康が長門荒滝城へ）が、全体としてどれ程の期間をかけて彼等の移転が進められたかは不明である。
- 26 【表②1】など。
- 27 前掲註24『毛利輝元卿伝』においても、多くの領主の知行地が削減されたにも関わらず離反するものは少なかったとある。
- 28 毛利氏の移転に従わなかった領主については、前掲註24光成著書で複数の例が挙げられている。
- 29 彼等の移転がある程度の期間をかけて行われていたのならば、その期間に元本拠地の国鎮守を挙げていた可

能性が考えられる。

30 【表⑰34】内藤隆春起請文に「長州一両社」と表記されていることなどから。なお長門一・二宮は、それぞれ住吉神社と忌宮神社を指す。そのほか「一両社」と記載する者が長門国と関係のある人物に限られることからみても、当該地域で同様に表記される神は長門一・二宮と捉えて問題ないと考える。

31 『毛利家文書』一・二一四、「毛利博物館蔵文書（庄原家文書）」五五（『山口県史』史料編中世二）。

32 井上寛司「中世長門国一宮の構造と特質」（一宮研究会『中世一宮制の歴史的展開 上…個別研究編』岩田書院、二〇〇四年）、同「中世諸国一宮制の歴史的構造と特質」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一四八、二〇〇八年）、同「中世諸国一宮制の変質」（前掲註2井上著書）。

33 『広島県史』古代中世資料編Ⅱ・Ⅲ（一九七六年～一九七八年）。

34 年未詳五月一六日毛利宗瑞（輝元）巻数并供米等返事（「新出厳島文書」一二九、『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、文書発給時期は一六〇〇年～一六二五年）、元和二年（一六一六）毛利元俱寄進状（「大願寺文書」三〇三～三〇五、『同上』）、慶安元年（一六四八）毛利秀就官途并一字書出（「厳島野坂文書」八三三、『同上』）などがみられる程度である。

第三章 毛利氏と安芸一宮厳島社

第四章 安芸毛利氏の起請文にみる氏神の機能

はじめに

第二章では越後上杉氏を事例に、同国内の荘鎮守などを中心に結集する領主等を背景に、その上に立つ上杉謙信は春日社を自身の氏神と定め、領主を統合しようとする際の起請文に同神を記載していたことを明らかにした。こうした事象が上杉氏のみならず該当する特殊な事例であったのか、それとも当時の社会における一般的事象として想定可能かを明らかにする必要がある。

よって本章では、西国の事例として安芸毛利氏の起請文を取り上げ、同様の事象が確認されるか否かを明らかにする。具体的には、第一節で毛利氏の氏神名及び氏神化の時期を確定し、第二節でその神が記載された起請文についてみていく。さらに第三節では毛利「家中」の起請文にも氏神がみられることから「家中」と氏神との関係について明らかにする。

第一節 毛利氏と祇園牛頭天王

(一) 毛利氏の氏神

起請文からみる戦国期毛利氏の氏神は複数確認できる。毛利当主発給起請文【表⑮・⑳】のうち、「氏神」として記載されている神は、「祇園牛頭天王」（以下、祇園社）が一七通【表⑮・⑳】から該当する起請文を抜粋して改めて一覧にしたものが【表㉔】。具体的な事例を示す場合は【表⑮】の番号を用いる。「当所七社」（氏神七社も同神か）が三通【表⑮ 5・13・15】、「氏神明」が二通【表⑳ 13・14】、「大現明王」が一通【表⑮ 53】にそれぞれ確認される。また、単に「氏神」とのみ記載したのも五通【表⑮ 49】【㉑ 9・12】あり、計二九通となる。

それぞれの詳細について、最も事例数の多い祇園社以外の氏神から先にみると、「当所七社」は当主が「当所」としているから、毛利氏の本拠かその近辺に存在した神社を指すと推測される。「氏神明」はどちらも元和期（一六一五～二四）に入ってから的事例である。「大現明王」が記載された一通は軍配日取について大和晴完に送っ

たもので、その他の勧請神と比べても特異な例ととれ、そもそもこの神が毛利氏の氏神であったかも判断し難い。なお、「氏神」のみの事例については氏神が複数存在する以上、神を特定することは困難である。このように事例数の少ない「当所七社」以下の神については、それぞれがどの神社を指すかなど、詳細は明らかでない。

これらの氏神は、例えば「当所七社」が天文年間以降みられなくなり、反対に「氏神明」は元和期のみというように、戦国期を通じては確認されないが、最も多くの起請文に記載されている祇園社は戦国期を通じて確認される。このような理由から毛利氏にとって同社が最も重要な存在であったと考えられる。

(二) 祇園社の氏神化

毛利氏が氏神と定める祇園社は現在の清神社¹に比定され、「芸藩通志」は同社について神代から鎮座する古社であると伝えている²。そしてこの神社が位置した、吉田荘の本家京都祇園社が祇園神を同社に勧請して以降、「祇園社」と呼ばれるようになった³。

毛利氏⁴は、元々鎌倉幕府草創期の功臣大江広元の四子季光を祖とし、相模国毛利荘を本貫とする一族であった。宝治元年（一二四七）宝治合戦における季光等の敗死後、毛利荘などの所領が没収されるが、当時越後国に滞在中の季光の四子経光は処罰を免れ、さらに越後国佐橋荘南条と安芸国吉田荘地頭職を安堵された。

吉田荘は安芸国高田郡に属す荘園で、本家はすでに触れたように京都祇園社が、領家職は花山院家が有していた。経光から同荘地頭職を譲られた時親は建武三年（一三三六）に本拠を吉田荘に移し、居城郡山城を築いており、これ以降毛利氏は同城を拠点に活動するようになる。なお、毛利氏の居城のあった「郡山」は郡衙の所在を示すとの見方があり、毛利氏の入部以前から同地が吉田荘などの地域の中心地として機能していたとみられている。祇園社は同山の麓に位置し、その位置関係や本家との関係、由緒などを考慮した時、同社が荘内諸社の中で最も有力な鎮守であった可能性が考えられる。

吉田荘入部当時、同荘の北半分のみを治めていた毛利氏であるが、観応の擾乱（一三五〇～五二）において同荘が戦場となったことで領家方が同荘に入部できず、また同荘からの年貢が滞ったことで、それにより執行されていた京都祇園社の一切経会も中止せざるを得なくなった。これ以来、同荘の支配権が本家・領家の手を離れ、毛利氏による一円支配となったのである。同地を拠点に勢力を拡大しようとする毛利氏が、当地の有力鎮守であ

った祇園社に無関心であったとは考え難く、毛利氏が郡山を拠点に在地領主化する過程において、その近隣に位置する祇園社への崇敬を強めていったと推測される。

なお、毛利氏が祇園社を氏神とみていることが明確にわかる初見史料は以下の起請文である。

【表⑬ 34】

今度和談之儀、至芸州以可有御下向之旨、令入眼候、殊更对此方、自今以後不可有御悪心之由、慥承知仕候、然上ハ於御身上一切不可有聊尔候、向後無疎意可申談候、若此旨於相違者、可罷蒙

「茲(貼紙)ヨリ牛王」

梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国中大小神祇、殊当国杵築大明神・芸州嚴島両大明神・八幡大菩薩・氏神祇園牛頭天王・天満大自在天神御罰者也、仍神文如件、

永禄九年十一月廿一日 毛利右馬頭

元就 御血判

(以下省略)

永禄九年(一五六六)には毛利氏が祇園社を氏神としているが、同氏がこの時突然氏神と認識するようになったのではなく、これ以前から氏神化が進んでいたとみる方が自然であろう。なお、全体的に「氏神祇園牛頭天王」と記載するよりも単に「祇園牛頭天王」とのみ記載していた事例が多く、氏神文言の有無による差異も確認されないことから、先の起請文の祇園社とその他の起請文で「祇園牛頭天王」として記載される祇園社は基本的に同神と捉えて問題ないと考ええる。

さらに氏神化の時期を遡る可能性を示すものとして、神社に伝わる棟札を取り上げる。同社には正中二年(一三二五)から文禄五年(一五九六)にかけて、社殿修造・修繕時の棟札一三点が残されている。それについては年代順に並べ【表⑭】に示した。【⑭ 1】の「上御本家并信心施主」は京都祇園社のことであろう。毛利氏が檀那となった際の初見は、「地頭」と記載があることから【2】となるが、祈願はみられない。続く【3】には「四処の沙汰人百姓等 万民快樂 無病平安」と記されているが、「四処」とは吉田荘を構成する四郷を指すと考えられることから、ここでは吉田荘内の安穩を祈願しているのであり、つまり光房は祇園社を吉田荘鎮守とみていることになる。

次の当主弘元の棟札は【5】で、ここでは自身の息災延命・武運長久などとともに「一門威勢」を祈願してい

る。この一門（家門）繁栄を願う文言がこれ以降頻繁に確認されるようになることは【表⑭】から明らかである。この変化から、光房から弘元の間には祇園社に対する意識に変化が生じており、さらにいえばこの間に祇園社を氏神化したとも考え得る。ただしこの時、祇園社の性格が完全に毛利氏の氏神へと転換したわけではない。同棟札には「当所豊育」とあり、さらに【7】には「一門繁昌」と「当村安穩」が同時に記されている。このことから、毛利氏が祇園社に対して氏神としての性格と吉田荘鎮守としての性格、両方の性格を期待していたことがわかる。しかし毛利氏がいつまでも祇園社を荘鎮守として崇敬し続けていたとは考え難い。棟札の最後となる【13】は、天正一九年（一五九一）に長年本拠としてきた郡山城から広島城に移転後のものとなる。勿論、毛利氏が吉田荘を去って以後も、荘内では鎮守として存在し続けたであろう。しかし吉田荘領主から安芸国主、さらに七ヶ国を有する大名へと成長していく毛利氏にとって、祇園社の荘鎮守としての性格は必要なくなり、毛利氏の領国拡大に伴い、祇園社も氏神としての性格をさらに強めていったと考えられる¹⁰。

第二節 起請文にみる祇園社

毛利氏関連起請文のうち、「梵天帝釈」「日本神祇」や「八幡」「天満」などの全国的な神々を除き、当該地域特有の神のみに注目すると、最も多くの起請文に記載されているのは安芸国一宮の厳島社となる。同社については第三章で述べた通り、起請文発給者の所属意識の反映であり、毛利氏等が安芸国を本拠に活動している以上、その起請文に厳島社を記載するのは当然といえる。一方、祇園社を記載した起請文は毛利当主の一七通と、当主以外で同社を記載した事例が二〇通（【表⑯・⑰・⑱】）から関係する起請文のみを抜粋したのが【表⑳・㉑】）確認されることから計三七通のみとなる。これは厳島社を記載した起請文の数に比べてもかなり限定されており、明らかに厳島社とは異なる基準で祇園社が選択されていたことがわかる。

以下、祇園社が記載された起請文について、まず毛利当主による同社の記載状況を、続いて当主以外による記載状況をみていくこととする。

（一）毛利氏発給起請文

祇園社が記載された当主起請文の初見にあたる【⑮2】については、光房が祇園社を荘鎮守と認識していたこ

とは前節でみた通りである。祇園社を氏神として記載したとれるのは【15 6】以降である。なおその後、次代興元とその嫡子幸松丸による同社の記載は確認されない。これは両者がともに短命であったためか、彼等の起請文自体もほとんど残されていないことから、両者が祇園社を記載していたか否かは史料上からは判断し難い。そして大永三年（一五二三）家督を相続した元就以降の四代（元就・隆元・輝元・秀就）に渡っては祇園社の記載が確認される。

【表24】の受給者を見ていくと安芸国内外の国人が過半数を占めている。これは毛利氏が安芸国及び周辺諸国へと勢力を拡大していく過程において彼等と関係を築いていったためである。例えば周防進攻時には梶杜氏【15 22】を、出雲進攻時には赤穴氏【15 30】・湯原氏【15 31】を新たに傘下に引き入れている。そのような起請文の勸請神をみると、同じ出雲国内であっても湯原氏宛には祇園社が記載されているのに、赤穴氏宛には記載されていない。同国内の領主間で差が生じるだけでなく、湯原氏宛の起請文はこのほか【15 47】も確認されるが、前者には祇園社が記載されているのに後者にはみられない。これは天野氏・出羽氏・吉川氏・佐波氏・志道氏・乃美氏・平賀氏・益田氏宛の起請文でも同様である。

これらの点から毛利氏が祇園社を記載するか否かは、その時々々の毛利氏の状況や立場、相手との関係などが複雑に組み合わさって決められていたことになり、その微妙な状況の違いを明らかにしていく必要がある。その手掛かりとなりそうなのが、前章でも取り上げた国人天野氏との間で交わされた起請文である。同氏とは大永五年（一五二五）以降数回に渡り起請文を交わしている。大永五年、芸備両国に侵攻してきた周防大内氏が天野氏の本拠米山城を包囲する。そこに、すでに大内氏下にあった毛利氏が、仲介役として天野氏に降伏を勧め、それに同意した天野氏との間で兄弟契約を結んだ【表15 10】。

その後も天野氏とは天文一二年（一五四三）、同一八年（一五四九）にも起請文を交わし【15 12・15】、互いの関係について確認している¹²。そして天文二三年（一五五四）に毛利氏から送られたのが以下の起請文である。

【15 20】

今度陶方我等半之儀不慮之引分ニ候、就其無ニニ我等江可預御届之由、以法印之裏蒙仰候、誠御頼敷本望此事候、然間我等事も大小事、聊無疎意別儀長久可申談候、若此旨偽候者、可罷蒙

日本国中大小神祇・八幡大菩薩・祇園牛頭天王、殊者巖島大明神御罰者也、仍誓文如件、

天文廿三

毛利備中守

五月廿二日

隆元 御判

毛利右馬頭

元就 御判

天野六郎殿

天文一九年（一五五〇）、陶隆房が大内義隆を廃し、義隆の甥義長を擁立する。この時毛利氏は義長・晴賢方に付いたが、同二三年、陶氏の処遇に対する不満から同氏と対立し、五月一日、大内・陶氏からの決別を宣言する¹³。毛利氏はその後陶氏の本拠への攻撃を開始し、この時毛利側に付いた天野氏に対し、先の起請文が送られたのである。

このように天野氏宛の起請文では【1520】で初めて祇園社が確認される。なぜここで初めて登場するのか。この時の毛利・天野氏の関係については第三章でも触れた通り、大永五年以降、両者の関係は「奉公―扶持」で表現される相互扶助関係にあった。しかし【1520】では毛利氏の天野氏への「奉公」が「申談」という表現に変えられていることから両者の関係変化が指摘されている。この文言の変更は毛利氏の大内・陶氏からの決別と対応しており、元就は毛利家としての独立を契機に国人との関係をヨコの関係からタテの関係へと移行しようとしたのであり、それが文言の変化に表れているという¹⁴。この見解に従えば、祇園社も毛利氏が天野氏との関係をヨコからタテに変化させようとした時に初めて用いられたということになる。

同様の視点で【表24】の起請文をみていくと、その多くが、すでに毛利氏配下にある相手など同氏への従属性の強い領主であることがわかる。これより遡って【156】の志道広良は弘元の下で執政をつとめている人物である。【1522】はこの直前に毛利氏に降伏していた梶杜氏が近隣国人の大内氏への内通を密告してきたことを称して送られたものである。また【1527】は内藤隆春と毛利氏との間で雑説が生じたことで、それを否定したものであるが、隆春の姉・尾崎局が隆元室となっており関係が深い。【1529】の出羽氏も享禄四年（一五三一）には毛利氏の与力となることを誓約している【1511】。【1533】もこれ以前から従属していた益田氏が重刀を差し出して改めて毛利氏への忠節を誓ってきたものである。【1534】の尼子氏も出雲国大名であり元々は格上の相手であるが、同起請文は同氏を制圧後に交わしたものであるから、両者の関係は明白であろう。【1538】も、これ以前

に豊後大友氏から毛利方に寝返っていた高橋氏に対し、大友・毛利間の和睦成立後も同氏を見放さないことを伝えたものである。また、【15 31】の湯原氏・【15 33】の益田氏宛の起請文には先の天野氏同様、文言に「申談」が用いられており、彼等との関係もタテの関係へと変化させようとしていることが読み取れ、それと祇園社の記載が対応している。

なお【15 35】と【20 8】は同じ内容となっており、前者は輝元が元就に、後者は秀就が輝元に対し、先代から承ったことは他言しない、おとな衆・もり衆・奉公以下の近習等が申すことは全て先代に伺うことを誓約している。なぜこれらの起請文が作成されたのかは不明であるが、輝元起請文は尼子氏制圧終了後であり、本格的な世交代を意識してのものではないかと推測する。【15 42・58】はともに隆元室の尾崎局が受給者となっており、これらは毛利家の身内であるため氏神が記載されたものと解釈できよう。

ここでは触れなかったものも含め、毛利氏が起請文に祇園社を記載する相手は毛利氏の身内のほかは、毛利氏への従属度が高い相手であったことがわかる。これは祇園社が毛利氏の氏神という私的な性格上、毛利氏も自由に自身の氏神を記載できなかったのであるが、一部の領主に対してはそれが可能な段階に来ていたものと解釈できる。

(二) 一門・家臣発給起請文

一門・家臣発給起請文にも祇園社が記載されており、その一覧が【表25】である。この中の多くが当主代理として発給されている。【16 2】の受給者である長末三郎左衛門尉等六名は堀越惣中の主要メンバーで¹⁵、彼等が毛利氏への入魂を誓ってきたことで毛利家臣から起請文が送られた。元就からも彼等の入魂に同意する旨の書状が送られているが¹⁶、当主から直に起請文が発給されないのは彼等との身分差によるものであろう。【16 4】は、この年元就は毛利家臣の中で強力な力を有していた井上一族を肅正するが、受給者である光俊のみ助命されており、そのことを伝えたものである。

【16 11～13】は、元就が危篤状態に陥った際、益田・佐波・平賀氏からどのような事態でも変わらず忠誠を誓ってきたことを受け、元就代理として元春・隆景連名で彼等の忠誠を称して送られたものである。このように当主代理であっても毛利氏の氏神を記載する場合があったことがわかる(【16 18・21】も同様の事例に分類される)。

残る【16 22・23・26】は当主代理として発給された先の事例とは異なる。【16 22・23】は元春の嫡男元長と福原元俊との間で兄弟契約を結んだもので、一応双方とも毛利氏の下にあり、この契約も同氏と全く無関係に結ばれたものではないであろう¹⁷。同じく【16 26】も元長により発給されているが、これも毛利の下で両者の関係を確認し合ったものである。

以上のように、一門・家臣の起請文では当主代理として発給されたもの、毛利氏の下で兄弟契約等の関係を確認し合ったものと確認できる。

(三) 毛利氏宛起請文

毛利氏宛起請文のうち祇園社が記載されているもののみを一覧にした【表26】をみていくと、このうち【17 12・18】及び【21 18】は所謂「家中」連署起請文であるが、次節で「家中」と祇園社の関係について論じるためここでは除外する。この間に提出された7通の発給者をみると、元就の二男元春や三男隆景、五男元秋・七男元康、元春の嫡男元長と、全て元就実子など一門に限定されていることがわかる。元春・隆景が安芸国人吉川家と小早川家の家督を相続しているほか、元秋・元康もそれぞれ他家を継ぐか別家を立てている。

彼等の勸請神をさらにみていくと、それぞれが祇園社以外にも氏神を記載していることが見て取れる。元春及び元長【17 27・42】が「宮崎八幡」を挙げ、元秋は「各氏神」で八幡と祇園社を挙げていることから【17 28】、元秋側の氏神は八幡と推測される。元康起請文にも「氏八幡」が確認される【17 44】。なお隆景については他の起請文も含め、祇園社以外の氏神を挙げている例はみられない。また元春・元長が挙げる宮崎八幡についても、同神は毛利氏の崇敬が厚い神として伝えられ¹⁸、毛利当主の起請文にも同神が確認される【15 58】。一方で吉川氏との繋がりは今の所確認できない¹⁹。いずれにしても彼等は別家を継いでからも主家である毛利氏の氏神を記載していたことが確認され、これは彼等がそれ以降も毛利家への所属意識を有していたことを示している。

残る【21 36】については、発給者の山田元縁の詳細は不明だが、【21 18】の署判者に同じ名前がみられ、また文禄四年（一五九五）に検地奉行をつとめた山田元宗²⁰とは名前からみて血縁関係にあったと推測される。注目すべきは勸請神が【21 18】と全く同じ点であり、よって【21 36】は「家中」の問題と何らかの関係があったと考えられる。

以上、祇園社が記載された起請文をみてきたが、毛利当主の場合は自身への従属度が高い国人宛に送られたものが多く、一門・家臣が当主代理として起請文を発給する場合にも同様であったといえる。反対に毛利氏宛のものでは、次節で扱う「家中」連署起請文と一門が提出した起請文にほぼ限定される。このように祇園社を記載していたのは毛利当主と一門、そして連署起請文を含めれば「家中」という、かなり限定された範囲であったことが明らかとなった。

第三節 毛利「家中」と祇園社

毛利氏関連起請文の中には、毛利「家中」に属す領主等が「家中」内における規約の遵守を誓って署判した起請文が四通残されている。

享禄五年（一五三二）七月一三日 福原広俊以下家臣連署起請文

天文一九年（一五五〇）七月二〇日 福原貞俊以下家臣連署起請文

弘治三年（一五五七）二月二日 福原貞俊以下家臣連署起請文

慶長一〇年（一六〇五）二月一四日 福原広俊外八百十九名連署起請文²¹

以下、順に「享禄起請文」「天文起請文」「弘治起請文」「慶長起請文」と称す。この四通のうち、弘治起請文を除いた三通に祇園社が記載されている。これらの起請文は主に戦国大名権力研究や「家中」研究において度々取り上げられてきたが、勸請神については未だに言及されていない。よって本節では、このうち三通の起請文に祇園社が記載されていた理由及び弘治起請文のみ同社がみられない理由を明らかにし、毛利「家中」における祇園社の機能を論じる。

「家中」とは一言でいえば家臣団のことである。毛利「家中」に関する研究は多数あるが、ここでは連署起請文を取り上げた研究を中心に、同起請文から何が明らかにされてきたかという点に限定し、これまでの成果を確認する。

「家中」については、享禄起請文と天文起請文を中心に「家中」の成立やその本質について論じられてきた。享禄起請文が成立した背景には、署判者である譜代小領主・土豪層の個々の私的支配権が強まりつつあった状況があり、同起請文はそれにより相互間で発生した用水・人返問題に対し共同で対処することを誓約し、違反者へ

の処罰を毛利氏に委任したものである。従来、同起請文が一揆契状と酷似していることから、当時の「家中」の基本的性格は署判者の一揆契約にあり、毛利氏はその保障者として彼等から推戴された存在に過ぎないと評価された。続く天文起請文については「家中」の成立を表すとの評価は共通するものの、未だに一揆的性格が残されているか、それとも毛利権力によりその性格が克服されたか否かで見解が分かれている²²。

右の研究の進展とともに新たな問題として浮上し、近年主要なテーマとなっているのが国人と大名「家中」の関係である。国人は元々毛利氏と対等な立場にあり、それぞれ独自の「家中」を形成する存在であった。その国人「家中」が毛利氏により解体され、毛利「家中」に包摂されたとする従来の評価に対し、近年は、国人「家中」は解体されずに大名「家中」と併存していたとみられている²³。

これらの研究史を整理した上で、改めて家臣連署起請文を検討した長谷川博史氏は、「家中」の全容や形成過程を示すと評価されてきた享禄・天文・弘治起請文について、以下のように指摘している。最初の享禄起請文は、全て元就か周辺の限られた人物により構想・起案され、「家中」の重要な構成員の合意を得られていない可能性があり、ここから「家中」の一揆的性格を読み取るのは困難であるとする。これにより天文起請文の出現が「家中」の一揆的性格の克服とみるか否かについても再検討が必要であること、同起請文の成立により家中統制が実現されたともいえない難いことを指摘する。そして弘治起請文は国衆間合意の実現に向けて急遽作成されたものであり、「家中」の範囲の実態的变化を示すものではないとみる。そして一連の起請文は「家中」の一揆的性格やその変化を反映させ顕在化させたものとは必ずしもいえず、権力構造の変化の主要因とも即断できないとする²⁴。

以上、従来は「家中」連署起請文から「家中」の成立や、とくにその変遷を読み解くことに重点が置かれてきたが、長谷川氏が指摘するように、これら起請文のみから「家中」の全貌を明らかにすることには限界があるのも事実である。しかしこれらの起請文が基本的に同形式で作成され続けた点は重要であり、「家中」の一貫して変化していない部分にも目を向ける必要がある。とくに本節では祇園社が記載され続けていることを重視し、同神と「家中」とがどのように関連しているのかを明らかにする。

(一) 「家中」連署起請文にみる祇園社の機能

ここでは享禄起請文・天文起請文・慶長起請文の三通を取り上げ、ここに祇園社が記載されている意味を考察

する。

① 享禄起請文

【表⑬】

謹言上候、

一、御家来井手溝等、自然依洪水、年々在所々々相替事多々候、然時者、井手者見合候而、不論自他之分領、せかせらるへき事可然候、溝者改掘候者、田島費候へても不可叶候之条、見そ料をハ相当可立置事、
 一、各召仕候者共、負物に沈、傍輩間へ罷却候而居候へハ、其負物者すたり果候間、不可然候、他家他門_江罷却候ハん事者、無是非候、於御家中如此候ハん儀をハ、互_ニ無御等閑申談候而、有様_ニ可有沙汰事、
 一、忤被官、小中間、下人_ニ至而、其主人々々のよしミを相違候而、傍輩中_江走入々々、構聊尔候儀、口惜子細候間、如此企之時者、本之主人々々に相届、依其返事、取捨之両篇、可有覺悟事、
 右条々、自今已後、於違犯輩者、堅可被成御下知事、对各可忝候、若偽候者、
 梵天、帝釈、四大天王、惣日本国中六拾余州大小神祇、別而嚴島大明神、祇園牛頭天王、八幡大菩薩、天満大自在天神部類眷属神罰冥罰、於各身上可罷蒙也、仍起請如件、

享禄五年七月十三日

福原左近允

広俊（花押）

（以下三一一名省略）

用水問題や人返について規定した享禄起請文は、これ以前に獲得した高橋氏旧領をはじめとする所領の拡大に伴い、新領内で新たに問題化した事態への対応のために作成された²⁵。その署判者である三二名の中には毛利庶家や譜代家臣、近隣領主に加え、享禄二年まで高橋氏に属していた北就勝や佐々部氏などの名も挙げられている。勸請神は、「梵天・帝釈」など一般的にみられる文言を除くと、嚴島・祇園・八幡・天満の四神が記載されている。このうち八幡・天満は全国の起請文にみられる神で、嚴島社は、この「家中」が安芸国を拠点に形成されたものであることを示している。それではなぜここに祇園社が記載されているのか。

そもそも「家中」とは、毛利当主と一族とによつて結成された血縁的集団である「一家中」に、戦国期以降新たに周辺領主を取り込み拡大した組織で、このような戦国期の「家中」は本来の血縁的集団（「一家中」）に代

わる地縁的集団とみなされている²⁶。しかしその起請文の勸請神の中に主家の氏神である祇園社があるということは、「家中」において「毛利家」が強く意識されていたことを示している。勿論ここでいう「毛利家」とは本来の血縁的集団ではなく擬制的血縁的集団を意味する。このように捉えた時、同起請文の性格を署判者側の一揆契約に求めることは適当ではない。そして「家中」内の誓約においてはその起請文に祇園社が記載されたのである。これを祇園社の視点からみれば、同社は「家中」の枠組みの機能を果たしていたということになるのである。

②天文起請文

続く天文起請文も基本的に享禄起請文と同形式で作成されているが、その内実には大きな変化がみられる。天文起請文作成の直接的な契機は第一条に記された通り、元就による有力家臣井上一族の肅清に求められる。肅清の理由については同時期に作成された罪状書に詳しく、井上氏の度重なる命令無視や傍輩との喧嘩などが記されている²⁷。そして起請文の第一条で、署判者がこの肅清に同意すると共に、毛利氏に対し表裏別心が無いことを誓い、第二条で、家中への毛利氏の成敗を求め、同氏の命令に従うことを誓約する。そして第三条以降に具体的な規約が一五条に渡って挙げられているのであるが、全体が大きく二つに分けられ、署判者から毛利氏への言上（一〇一三条）、毛利氏から署判者への命令（一四一八条）となっている。条数の増加に加え、署判者も二三名から二三八名へと増加し、その範囲については、おおよそ高田郡域全体に及び、一方で国人とその「家中」の名はみられないことが指摘されている²⁸。

勸請神は享禄起請文と全く同じである。これは享禄起請文以降、さらに多くの領主等を取り込んだこの段階においても、「家中」の枠組みとして祇園社が機能し続けていることを示しているのである。

③慶長起請文

三通目の慶長起請文は、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦の五年後に作成された。天文起請文以降、毛利氏は中国地方全域を治める大名へと成長を遂げたものの、豊臣政権期にはその下に属し、さらに関ヶ原合戦により長年本拠としてきた安芸国から防長両国に移転することとなる。このような目まぐるしい状況の変化を経てもなお、慶長起請文が天文起請文と同形式で作成されていることは重要である。

この起請文の作成理由も、天文起請文同様毛利氏による家臣肅清に求められる²⁹。条文は、喧嘩についての規定や牛馬・山河に関する権利は天文起請文を凡そ継承しているが、人沙汰に関する条文の追加がみられるほか、大きな変更点としては天文起請文で二分されていた内容が前者のみになり、後者は全文削除されている。こうした変更は勿論、当時の「家中」の実態に即したものであるうから、この起請文が単なる形式的なものではなかったことがいえる。署判者は天文起請文の倍以上となる八一九名となり、この中には国人とその「家中」、さらに安芸国以外の国人や、防長両国の寺社名も含まれるようになる³⁰。

同起請文の勸請神は「梵天、帝釈、四大天王、惣而日本国中大小神祇、別而神功皇后宮、厳島両大明神、祇園牛頭天王、愛宕、白山、八幡大菩薩、天満大自在天神部類眷属」であり、享禄・天文起請文よりも神数が増えている。具体的には「神功皇后宮³¹・愛宕・白山」の三神が新たに追加されているのであるが、享禄・天文起請文の「厳島・祇園・八幡・天満」の四神はここでも変わらず記載されていることから、両起請文の勸請神を基準に、当時の状況に合わせて変更を加えたことになる。

天文起請文から慶長起請文までの間にはかなりの时期的な開きがあり、その内実も相当変化している。それでもなお「家中」内の問題解決に一貫して同じ方法がとられ続けていることは重要であり、祇園社の機能も継続している。

以上、祇園社が記載された三通の起請文からは、毛利「家中」の枠組みには、その成立当初から変わらず毛利家の氏神である祇園社が据えられていた。これは「家中」がそもそも血縁的集団である毛利家を核に形成されたものであることと密接に関わり、「家中」がそうした側面を有していることを祇園社が示しているのである。では、この三通同様多くの「家中」メンバーが署判しているにも関わらず、なぜ弘治起請文のみ祇園社が記載されなかったのだろうか。

(二) 弘治起請文の性格

天文起請文から七年後の弘治三年（一五五七）、二四一名が署判した弘治起請文が作成された。

【表⑰ 23】

被仰出趣、存其旨、各言上事、

一、御家中軍勢狼籍之事、雖被成御下知、無停止候、然間、於向後者、狼籍仕候者事、誰々内者候共、則時可被討果事、

一、向後陣払被仰付間敷候、於背此旨輩者、是又右同前可被仰付事肝要候、為自今以後之、以連署言上候、右言上之趣、八幡大菩薩、嚴島大明神可有御照覽候、仍誓文如件、

弘治三年十二月二日 福原左近允（花押）

（以下二四〇名省略）

多数の署判者がみられる点は先の三通と共通するものの様相はかなり異なる。この起請文が作成された弘治三年四月、大内氏旧領周防・長門両国の平定が完了した。しかし一二月にはその遺臣による反毛利氏一揆が蜂起し、毛利氏はその鎮圧のために周防国へと向かう。右の起請文は同国富田在陣中に作成されており、「家中」の軍勢狼藉と陣払いを禁止している。

署判者については池享・菊池浩幸両氏の分析により、天文起請文の二三八名と人数的にはさほど変化がないようにみえて、その内実は大きく変化していることが明らかにされている。長谷川氏は、署判順に規則性を見出し、花押は九四名しか確認されない、二四一名の選択基準が曖昧等の特徴を検出し、同起請文がきわめて短期間に急遽作成されたものであることを指摘している³²。

一見して明らかのように、弘治起請文は様々な点において三通とは異なる。この弘治起請文はこれまで、「家中」の実態を明らかにする上で先の三通と同質のものとして扱われてきたが、様々な点に相違がみられることを考慮した時、弘治起請文の異質性が際立つのであり、この起請文を無条件にほかの起請文と同様に捉えることは適当ではない。とくに勸請神が異なるということは、この起請文と三通の起請文とは、神によつて示された秩序も異なっているのである。

ここで弘治起請文と同日・同内容で、元就・隆元が一〇名の安芸国人らと共に名を連ねた傘連判契状を取り上げる。

【表⑮ 26】

申合条々事

- 一、軍勢狼籍之儀、雖堅加制止、更無停止之条、於向後、此申合衆中家人等、少^茂於有狼籍者、則可討果事、
- 一、向後陳^種払仕間敷候、於背此旨輩者、是又右同前可討果事、

一、依在所、狼籍可有不苦儀候、其儀者以衆儀可免事、

八幡大菩薩、厳島大明神可有御照覧候、此旨不可有相違候、仍誓文如件、

弘治三年十二月二日

(連判部分省略³³)

この契約は備後国人等とも同様に交わされたようで【表⑩24】、両傘連判状には毛利氏が署判者の一人として加わっている。傘連判状は、署判者の対等性・平等性を示す文書様式であるから、毛利氏はこの時、法的には安芸・備後国人と対等な立場でこの契約を交わしていることになる。一方、弘治起請文では署判者等が毛利氏に対して誓約する形をとっている。なお傘連判状と弘治起請文は、その内容が関連しているのみならず、勸請神が全く同じである。これらが作成された一連の流れとしては、直近で問題化していた軍勢狼藉などの問題について、まず傘連判状によって毛利氏と国人の間で今後の対応について決定し、次にそれを弘治起請文によって自身の「家中」にも誓約させたと想定される。つまりこの時の契約は、毛利「家中」内だけでなく安芸・備後両国の国人等をも巻き込んで交わされているのであり、それが先の三通の起請文とは大きく異なる。弘治起請文のみ形式が異なるのも、契約状の形式を他の国人と揃えたためで、このように、弘治起請文の内容は、毛利氏と自身の「家中」内でのみ機能するものではなかった。そのため「家中」の枠組みとして機能する祇園社をここに記載することはできなかつたのである。

以上、毛利氏の「家中」連署起請文四通と祇園社の関係をみてきた。祇園社は「家中」の成立から近世に至るまで一貫して「家中」の枠組みとして機能したといえる。そのため、毛利氏と「家中」の間で機能する享祿・天文・慶長起請文には祇園社が記載されていたのであるが、しかし他の国人等と共同の取り決めを自身の「家中」にも誓約させた弘治起請文は、毛利氏と「家中」内でのみ機能するものではない。そのためここには祇園社が記載されなかつたのである。

おわりに

以下、本章で明らかにしてきた点を整理する。

毛利氏は複数ある氏神の中で祇園社を最も重視しており、同社は元々安芸国高田郡吉田荘の有力な鎮守であったが、鎌倉末期に同莊地頭として入部してきた毛利氏が同荘の一円支配権を得るとともに在地領主化の過程にお

いて同社への崇敬を強め、氏神化したものである。毛利氏がこの神を氏神としている初見史料は永禄九年（一五六六）の起請文となるが、その他の起請文や神社の棟札などから判断して、遅くとも弘元期には氏神として扱われていたと考えられる。

その祇園社が記載された起請文をみていくと、毛利当主のものでは自身に対する従属度が比較的高い領主宛のものも多く、これによりその他の国人との間に差を付けていたことがわかる。このほかに祇園社を記載している者は毛利一門及び毛利「家中」という、限られた範囲であることが明らかとなり、それはつまり「毛利家」の範囲に含まれる人々であった。

また「家中」連署起請文に祇園社が確認されている点については、同神が毛利家を核に形成された「家中」の枠組みとしても機能するものであり、唯一祇園社が記載されていない弘治起請文については、それが毛利氏とその「家中」との間でのみ機能するものではなかったため、同社を記載できなかつたのである。

以上の点から、毛利氏の氏神である祇園社は単なる毛利家の守護神という枠組みに収まらず、毛利氏が領主を自身の下に統合しようとする際に記載される性質を持つ神であったことは明らかである。

なお、その氏神が持ち出される範囲にどこまでが含まれるか、とくに国人層が含まれるか否かについては、国人宛の毛利氏起請文に自身の氏神を記載することは可能であっても、国人側の起請文に大名側の氏神を記載した事例は見当たらないことから、基本的に戦国期段階においては、国人層にまで及んでいないことが指摘できる。これは毛利「家中」に国人層が含まれるか否かという先学の見解と一致するところである³⁴。ただし毛利氏の場合、慶長起請文の存在から、その範囲が最終的には国人層にまで及んでいたものであり、よって大名は領主全体を統合しようとする際に氏神を記載したのである。

註

- 1 広島県安芸高田市吉田町。
- 2 「芸藩通志」巻六六（『芸藩通志』巻三、頼杏坪ほか編著、広島図書館、一九一二年）。「芸藩通志」は一九世紀に広島藩が頼杏坪等に命じて編修させた地誌であるが、祇園社の由緒について知れるのは同史料のみである。
- 3 前掲註2「芸藩通志」、『高田郡誌』（高田郡役所編、臨川書店、一九八五年）、『日本歴史地名大系35 広島県の地名』（平凡社地方資料センター編、平凡社、一九八二年）、『角川日本地名大辞典34 広島県』（角川日本地名大辞典「編纂委員会編、角川書店、一九八七年」）。
- 4 毛利氏の出自及び安芸入部前後の状況については河合正治『安芸毛利一族』（吉川弘文館、二〇一四年、初出一九八四年）、『広島県史』（通史編Ⅱ中世、広島県、一九八四年）などを参考にした。
- 5 前川要・千田嘉博・小島道裕「戦国期城下町研究ノート―郡山城・吉田、春日山、岡豊―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』三二、一九九一年）など。
- 6 領家花山院との間で下地中分が行われ、南半の豊島・竹原郷を領家が、北半の吉田・麻原郷を地頭が有していた（『大日本古文書 家わけ 毛利家文書』（以下『毛利家文書』、その他同シリーズの諸家文書も同様に記載）一三六一）。
- 7 毛利氏のような西遷御家人が移転先の鎮守を氏神化する事象が一般的にみられたことは奥田真啓『中世武士団と信仰』（柏書房、一九八〇年）や河合正治「中世武士団の氏神氏寺」（小倉豊文編『地域社会と宗教の史的研究』柳原書店、一九六三年）、杉本尚雄「荘園勸請神から武士団の氏神へ―肥後国野原八幡宮―」（『日本歴史』一六七、一九六二年）により指摘されている。
- 8 【②3 4】の棟札は祈願文中に「源元成」とあるが、他の棟札から当時の神主であった可能性が考えられる。前掲註6。
- 9 毛利氏と祇園社の関係が近世以降も続いたか否かについては、代参があったと伝えられているが（前掲註3）、詳細は不明である。

- 11 吉田荘の祇園社以外に王城鎮守としての祇園社と豊後大友氏側の祇園社も確認される。前者は近畿圏内に本社を持つ賀茂社・春日社などとともに挙げられる京都祇園社を指し、後者は永祿七年（一五六四）毛利氏との間で和議を結んだ際に提出された大友氏の起請文【17 25・26】に記載された祇園社である。
- 12 ここには「当所七社」がみられるが、同神が挙げられた理由については現段階では不明である。
- 13 『平賀家文書』八七、『萩藩閥閥録』巻二一四。
- 14 岸田裕之『毛利元就―武威天下無双、下民憐愍の文徳は未だ―』（講談社、二〇一四年）。
- 15 布引敏雄「戦国大名毛利氏と地下人一揆」（『山口県文書館研究紀要』二、一九七三年）。
- 16 『萩藩閥閥録』巻四六―二・三。
- 17 ただし福原元俊側の起請文には祇園社はみられない【表16 23】。なぜ両者間で勧請神が異なるのかについては今の所不明である。
- 18 前掲註2「芸藩通志」では、毛利氏が相模国宮崎から勧請した神と伝える。
- 19 ただし吉川氏が益田氏宛に送った起請文に同神がみられる【16 10】など、吉川氏との関係も無視できない。
- 20 【17 49〜54】。
- 21 順に【17 12・18・23】、【21 18】。
- 22 藤木久志「戦国法の形成過程―日本中世国家の解体―」（同著『戦国社会史論』東京大学出版会、一九七四年、初出一九六七年）、石母田正「解説」（『日本思想史体系二―中世政治社会思想 上』岩波書店、一九七二年）、勝俣鎮夫「戦国法」（同著『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九七六年）、朝尾直弘「將軍権力」の創出」（『將軍権力の創出』岩波書店、一九九四年、初出一九七一至七四年）、松浦義則「戦国期毛利氏「家中」の成立」（広島史学研究会編『史学研究五十周年記念論叢 日本編』福武書店、一九八〇年）、池享「戦国大名権力構造論の問題点」（『大名領国制の研究』校倉書房、一九九五年、初出一九八三年）など。
- 23 矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』（塙書房、一九九八年、該当部分初出一九八二・八三年）、菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的な性格―毛利氏を事例に―」（『歴史学研究』七四八、二〇〇一年）、村井良介『戦国大名権力構造の研究』（思文閣出版、二〇一二年）など。

- 24 長谷川博史「国人一揆と大名家中」（『岩波講座日本歴史 第九卷中世四』岩波書店、二〇一五年）。
- 25 前掲註24長谷川論文。
- 26 室町期毛利氏の一族結合については、河合正治「戦国大名としての毛利氏の性格」（『中世武家社会の研究』吉川弘文館、一九七三年）、前掲註22松浦論文。
- 27 『毛利家文書』三九八・三九九。
- 28 藤木久志「戦国大名について」（『戦国大名の権力構造』吉川弘文館、一九八七年、初出一九六九年）。
- 29 『毛利家文書』一二七九・同一二八〇。
- 30 慶長起請文の署判者については菊池氏が言及している（前掲註23）。
- 31 長門二宮（現在の忌宮神社）か。同神が記載されている理由については第三章で触れた。
- 32 前掲註22池論文、前掲註23菊池論文、前掲註24長谷川論文。
- 33 連判部分は毛利元就から右回りに吉川元春、阿曾沼広秀、毛利隆元、宍戸隆家、天野元定、天野隆誠、出羽元祐、天野隆重、小早川隆景、平賀広相、熊谷信直の順となっている
- 34 前掲註23。

第四章 安芸毛利氏の起請文にみる氏神の機能

結論

以上四章にわたり、戦国期武家の起請文にはどのような神仏が記載され、そこからどのようなことが読み取れるかを明らかにしてきた。各章の要点は以下の通りである。

第一章ではまず、越後上杉氏など一五の大名家を対象に、その当主起請文に記載された神仏の特徴を検出した。大名ごとに、多数の神仏を記載する大名・ほとんど記載しない大名、自国鎮守や氏神を記載する大名・記載しない大名など様々な特徴が表れ、さらに一大名家に絞ってみた場合にも、起請文ごとに勧請神が異なり、各状況に応じて細かく神仏を選択していたことが見て取れた。

次にそれらの起請文がどのような状況で用いられていたのかについて、安芸毛利氏関連の起請文を対象にその発給契機や内容等を整理した。その多くが大名・領主間の従属誓約と進退保証に関するものであり、その他大名・領主との同盟や和睦、兄弟契約を結んだ例など、他の大名と同様の傾向が確認される一方、それらが発給された契機や少数事例を含めると、その用いられ方はかなり多様であったことが明らかとなった。なお近年の先行研究に多くみられるような、当時の起請文を契約文書として捉える見方だけでは却って偏った見方となってしまう、改めて当時の起請文の機能について再考を要することを指摘した。そして大名間の同盟締結に際して起請文が数回にわたって交わされる理由を検討し、それらに共通するのは起請文の本質でもある、自身に偽りなしと宣誓している点であり、このことからやはり当時の起請文を契約文書とするだけでは説明がつかず、偽りなしとの宣誓こそが重要であったとみた。そして起請文の性格自体が変化したと捉えるのではなく、そのような性格の起請文を、それぞれの状況に応じてどのように活用していたのかという点に違いが表れているのあり、そのような視点から改めて戦国期の起請文を見直す必要があることを指摘した。

第二章においては、上杉謙信の起請文が国内領主の統合に用いられていたことが指摘されているものの、そこには越後の国鎮守はみられず、先行研究で指摘されている、国鎮守を介した領主統合という構図が成り立たないことから、謙信がどのように起請文を介して領主を統合しようとしたのかを明らかにした。まず謙信の起請文には国鎮守が記載されない一方、全てに春日社が記載されるという、他の国内起請文にはない特徴がみられた。そ

の理由を明らかにするために越後国内の状況を検証し、国内においては領主等が荘鎮守や国鎮守などの国内鎮守を介して関係を結んでいたことを確認した。そうした状況が背景にあるにも関わらず謙信が国鎮守を記載しなかったということは、国鎮守とは異なるもので彼等と関係を築こうとしたこととなり、その国鎮守に代わるものが氏神春日であったと考えられる。その春日社については「春日」と「氏神春日」という表記の相違に注意しながら謙信と受給者との関係を検討し、「氏神春日」を記載した起請文の受給者は、謙信の家臣やそれに近い国人など、自身の下に統合しようとする領主等であったことを明らかにした。つまり謙信は、国鎮守でまとまる領主等を起請文でもって統合するために、彼等が記載する国鎮守を自身は記載しないことで、彼等と差別化を図り、新たに自身の氏神である春日社を記載することで領主統合を果たそうとしたと言える。

謙信の起請文の状況は、従来言われているような大名による国鎮守を介した領主統合ではなく、大名家の氏神が重要であった可能性が指摘できる重要な事例である。

第三章では対象を安芸毛利氏にかえ、その起請文に国鎮守がどのような基準で記載されていたのかを明らかにした。まず毛利氏が本拠とする安芸国内においては、毛利氏・その他の国内領主がともに同国一宮である厳島社を起請文に記載しており、彼等が同社を重要な存在として認識していたことを確認した。しかしここから毛利氏による厳島社を介した領主統合の有無を読み取ることはできないため、今度は毛利氏が安芸国外の領主と交わした起請文についてみていった。その結果、毛利氏も国外領主も基本的には自身が所属する国の鎮守を記載していた状況が明らかとなり、よって起請文における国鎮守の記載は、起請文発給者がどの国に属するかという所属に基づくものであり、そこから発給・受給者間の支配・被支配関係を読み取るのは困難であることを指摘した。

さらに毛利氏の場合、関ヶ原敗戦により本拠を安芸国から長門国に移していることから、移転後に発給された起請文を検証したところ、移転後もしくは厳島社を記載し続けていたことから、彼等が移転後もなお安芸国への帰属意識を持ち続けていたことが明らかになった。ただしこの状況は近世を通じては続かず、国鎮守は近世以降も基本的には国鎮守としての性格の域を出ることはなく、基本的に彼等の本拠地が変われば起請文の国鎮守もそれに合わせて変更されるものであったと論じた。

毛利氏の事例からは、起請文の国鎮守は発給者が所属する国に基づいて選択され、その規則は戦国大名の支配領域が一国の規模を越えても変わらず、国鎮守はあくまでその国の鎮守として存在していたことが明らかとなっ

た。よって戦国大名による領主統合において、複数国を支配する大名が国内外の領主を同時に統合しようとするならば、一国の枠組みに縛られた国鎮守では困難であったと考えるべきである。

続く第四章でも毛利氏を事例に、その起請文に記載された氏神について検討した。毛利氏は複数ある氏神の中で、居城近くにあった祇園社を最も重視しており、その祇園社が記載された起請文をみていくと、当主発給の起請文では、自身に対する従属度が比較的高い領主宛のものが多く、当主以外に同社を記載してゐる者は、毛利一門及び毛利「家中」という限られた範囲であることから、それらは戦国大名「毛利家」の範囲に含まれる人々であったことが明らかとなった。また「家中」連署起請文に祇園社が記載される点については、同神が毛利家を核に形成された「家中」の枠組みとしても機能するものであったと論じた。

これらのことから、毛利氏の氏神祇園社は単なる毛利家の守護神という枠組みに収まらず、毛利氏が領主を自身の下に統合しようとする際に持ち出された神であることが明らかである。それと同時に、その氏神の範囲に国人層が含まれるか否かについては、毛利氏が一部の国人宛の起請文に自身の氏神を記載することで他の国人とは異なる扱いが可能であっても、国人側の起請文に大名の氏神が記載されないことから、基本的に戦国期段階においては国人層にまでは及んでいないことが指摘できる。しかし国人等も署判した慶長起請文に氏神が記載されていることから、その範囲が最終的には国人層にまで及ぶものであった。

これを第二章の上杉氏の事例と照合すれば、東国・西国ともに同時期に同様の事象がみられたこととなり、よって戦国大名が領主を統合しようとする際には従来指摘されているような国鎮守ではなく、大名家の氏神が重要であったことが明らかとなった。両者の相違点を挙げるなら、上杉氏の起請文には国鎮守が記載されず、毛利氏の起請文には記載されていたことから、上杉氏は領主同士の関係から一線を画し、それとは異なる方法で彼等を統合しようとしたのに対し、毛利氏は領主等と同じ関係性を保ちつつ、同時に彼等を統合しようとしていたとみることができる。

以上のように、当時の起請文の勸請神からは、従来言われているような個人の信仰や地域信仰のみならず、発給者の所属意識や領主統合の意図、受給者との関係までもが読み取れるのであり、換言すれば、当時の人々の意識がここに表れていることになる。これほどの情報量を持つ勸請神を抜きに当時の起請文を捉えることはやはり適当ではなく、ましてや当時の起請文が形骸化していたとの見方は成り立たないのである。

なお、勸請神がどれほど細かく選択されていたかは、ここまで論じてきた点及び各章に載せた一覧をみれば明らかである。しかし一見不規則にみえるこの選択にも、何らかの一貫した基準が存在していたのであり、本論文で明らかにしてきた国鎮守や氏神の記載も、その基準に従ってなされたものであったと言えよう。今後必要となるのは、同様の作業を他の大名及びその他の領主層も含めて網羅的に行うことであり、これにより全体の共通点が明らかになるのは勿論のこと、地域ごと・出自ごとの特質、それぞれの神仏に対する信仰度合などについても明らかにしていくものと考ええる。さらに注目する神仏も、国鎮守や氏神だけでなく、勸請神全体をその分析範囲に含めてみていかなければならない。これらの作業を通して当時勸請神を選択する上での基準が明らかになり、それは当時の人々が誓約を成す上で神仏をどのように見ていたのかを明らかにすることに繋がっていくのである。

【附表】

【表①】 越後上杉(長尾)氏発給起請文一覧

No.	年月日	西暦	発給者	受給者	勧請神	出典
1	永正 10.8.19	1513	長尾為景	中条藤資	八幡、春日、諏訪、[殊]氏神御霊	新1861
2	弘治2.8.17	1556	上杉謙信	長尾政景	日本神祇、八幡、天満、氏神春日	新869
3	永禄4.閏 3.16	1561	上杉謙信	築田晴助	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、春日、天満、 [別]伊豆、箱根、三島	上271
4	永禄 10.5.16	1567	上杉謙信	色部勝長	[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]摩利、愛宕、八幡、春日、天満	新1065
5	永禄11.11. 晦	1568	上杉謙信	中条藤資	[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、愛宕、氏神春日、府内六所	新1863
6	永禄 13.1.15	1570	上杉謙信		梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]日光、月光、摩利、八幡、愛宕、氏神春日、天満	新1010
7	天正 10.4.26	1582	上杉景勝	本間泰時	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、日光、月光、愛宕、飯縄、[殊]当国鎮守関山、蔵王、弥彦、二田、春日、八幡、天満	新3878
8	天正 10.11.8	1582	上杉景勝	結城晴綱	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[殊]日本神祇、[別]春日、八幡、天満	新4036
9	(天正 13).7.15	1585	上杉景勝	真田昌幸	神名	新924

「出典」欄の「新」は『新潟県史』資料編、「上」は『上越市史』別編Ⅰの文書番号の略。

【表②】 甲斐武田氏発給起請文一覧

No.	和暦	西暦	発給	受給	勧請神	出典
1	(天文 15).7.5	1546	武田信玄	春日源助	当国一二三、富士、白山、[殊]八幡、諏訪	戦武204
2	永禄 12.11.9	1569	武田信玄		毘沙門、諏訪、飯縄	戦武1471
3	元亀1.12.7	1570	武田信玄	築田晴助	梵天、帝釈、四大、[殊]八幡、富士、浅間、関東鎮守、伊豆、箱根、三島、[別]氏神新羅	戦武1630
4	元亀4.4.23	1573	武田勝頼	内藤昌秀	梵天、帝釈、四大、[殊]八幡、富士、浅間、愛宕山、伊豆、箱根、三島、諏訪、甲州一二三	戦武2122
5	天正6.8.19	1578	武田勝頼	上杉景勝	神名如例	戦武3007
6	天正8.3.13	1580	武田勝頼	上杉景勝	諏訪	戦武4284

「出典」欄の「戦武」は『戦国遺文 武田氏編』の文書番号の略。

【表③】 駿河今川氏発給起請文一覧

No.	和暦	西暦	発給	受給	勧請神	出典
1	(永禄 4?).6.18	1561	今川氏真	奥平貞能	浅間、八幡	静⑦2944
2	(永禄 12).9.12	1569	今川氏真	冷泉殿	日本神祇、住吉、玉津島、富士、当社浅間	静⑦3776

「出典」欄の「静⑦」は『静岡県史』資料編7の文書番号の略。

【附表】

【表④】 三河德川氏発給起請文一覧

No.	和暦	西暦	発給	受給	勧請神	出典
1	(永禄3)6.6	1560	徳川家康	松井忠次	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根、三島八幡、天満	愛119
2	永禄4.閏3.21	1561	徳川家康	築瀬家弘 外2名	日本神祇、[別]富士、白山	愛97
3	永禄5.4.13	1562	徳川家康	松井忠次	[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]天満	愛205
4	永禄6.10.24	1563	徳川家康	松平家忠、松井忠次	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、天満	愛300
5	永禄7.4.7	1564	徳川家康	小笠原重広、富田安元	[上]梵天、帝釈、[下]四大、[惣]日本神祇、八幡、富士、白山、南無天満	愛360
6	永禄7.5.13	1564	徳川家康	戸田重貞	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]富士、白山、八幡、摩利	静⑦3208
7	(永禄7?)6.5	1564	徳川家康	西郷清員	神八幡、富士、白山	静⑦3217
8	永禄7.11.16	1564	徳川家康	戸田忠重	[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、天満、八幡、富士、白山	愛399
9	永禄9.2.10	1566	徳川家康	江馬泰顕、江馬時成	[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根、富士、白山、天満	静⑦3315
10	永禄11.12.12	1568	徳川家康	菅沼忠久 外2名	梵天、帝釈、四大、[別]富士、白山、[惣]日本神祇	静⑦3502
11	永禄11.12.26	1568	徳川家康	鶴殿氏長 外8名	梵天、帝釈、四大、日本神祇、[別]富士、白山、八幡	静⑦3539
12	永禄12.4.8	1569	徳川家康	天野藤秀	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]富士、白山、伊豆、三島、愛宕、天満	静⑦3695
13	永禄12.4.12	1569	徳川家康	大沢基胤 外2名	[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]弓矢八幡、摩利、富士、白山、愛宕、秋葉、天満	静⑦3698
14	(元亀1)10.8	1570	徳川家康	上杉謙信	[上]梵天、帝釈、[下]四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根、三島、八幡、天満	上910
15	元亀4.8.10	1572	徳川家康	奥平貞能、奥平信昌	梵天、帝釈、四大、[殊]八幡、熊野、愛宕、[別]氏神、富士、白山、天満	静⑧659
16	天正10.6.12	1582	徳川家康	和田定数	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根、三島、富士、白山、八幡、天満	愛1532
17	(天正10)9.10	1582	徳川家康	木曾義昌	梵天、帝釈、四大、日本神祇、[殊]浅間、八幡、諏訪	家上371
18	天正10.10.24	1582	徳川家康	北条氏邦	日本神祇、富士、白山、天満、八幡、愛宕	戦北4492
19	天正14.3.27	1586	徳川家康	里見義康	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根、三島、八幡	家上688
20	天正16.4.吉	1588	徳川家康 外7名	羽柴秀俊	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]王城鎮守、八幡、春日、天満、[別]氏神	新家110
21	天正16.5.21	1588	徳川家康	北条氏政、北条氏直	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根、三島、八幡、天満	神9267
22	文禄3.5.3	1594	徳川家康	柳生宗厳	日本神祇、摩利、天道	家中249
23	(文禄3?)6.3	1594	徳川家康	松岡則方	八幡	新家234
24	文禄4.7	1595	徳川家康 外2名	(豊臣秀吉)	霊社上巻起請文	家中265
25	慶長3.8.5	1598	徳川家康	前田玄以 外4名	霊社起請文	家中305
26	慶長3.8.8	1598	徳川家康	前田玄以 外4名	霊社起請文	家中312
27	慶長3.9.3	1598	徳川家康 外4名	毛利輝元 外4名	霊社上巻起請文	毛963
28	慶長3.9.8	1598	徳川家康 外9名		霊社上巻起請文(神仏多数)	家中334

29	慶長4.2.5	1599	徳川家康	前田利家 外7名	霊社上巻起請文	家中383
30	(慶長4)閏3.21	1599	徳川家康	毛利輝元	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、春日、愛宕、白山、富士	家中406
31	慶長4.4.2	1599	徳川家康	島津義弘、島津忠恒	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根、三島、八幡、天満	島109
32	慶長5.10.10	1600	徳川家康	毛利輝元、毛利秀就	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、富士、箱根、三島、天満	吉914

「出典」欄の「愛」は『愛知県史』資料編11織豊Ⅰ、「静⑦」・「静⑧」は『静岡県史』資料編7・資料編8、「神」は『神奈川県史』資料編3古代・中世(3上・下)、「上」は『上越市史』別編Ⅰ、「戦北」は『戦国遺文 後北条氏編』、「毛」は『大日本古文書 毛利家文書』、「島」は『島津家文書』、「吉」は『吉川家文書』、文書番号の略、「家上・中」は『徳川家康文書の研究』上巻・中巻、「新家」は『新修徳川家康文書の研究』第一輯の頁番号の略。

【表⑤】 相模後北条氏発給起請文一覧

No.	和暦	西暦	発給	受給	勧請神	出典
1	(天文6?)5.22	1537	北条氏綱	東慶寺	八幡、春日、三島	千
2	天文8.8.13	1539	北条氏綱	築田高助	日本神祇、[別]八幡、伊豆、箱根、三島	千5
3	(天文10?)7.16	1541	北条氏康	埴和	鶴岡	戦北1537
4	天文12.11.21	1543	北条氏康	築田高助	[上]梵天、帝釈、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[別]武州六所、伊豆、箱根、八幡	千6
5	天文20.12.11	1551	北条氏康	築田晴助	梵天、帝釈、[殊]八幡、天満、三島、伊豆、箱根、[惣]日本神祇	千9
6	永禄1.4.11	1558	北条氏康	築田晴助	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根、三島、八幡、摩利	千16
7	(永禄3)10.9	1560	北条氏康	太田資正	当国六所、三島、鶴岡	神7341
8	永禄6.2.21	1563	北条氏康	白川晴綱	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[別]八幡、摩利、三島	白872
9	永禄9.9.5	1566	北条氏康、北条氏政	由良成繁、由良国繁	[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根、三島、八幡	神7515
10	永禄10.4.18	1567	北条氏政	築田晴助	梵天、帝釈、四大、[別]伊豆、箱根、三島、八幡、[惣]日本神祇	千30
11	永禄10.4.18	1567	北条氏政	築田持助	梵天、帝釈、四大、[別]伊豆、箱根、三島、八幡、[惣]日本神祇	千31
12	(永禄12)4.27	1569	北条氏康	松本景繁	八幡、三島	神7753
13	(元亀1)2.18	1570	北条氏政、北条氏康	上杉謙信	日本神祇、[殊]伊豆、箱根、三島、[別]八幡、摩利	神7927

「出典」欄の「千」は『千葉県の歴史』資料編中世4、『神奈川県史』資料編3古代・中世(3上・下)、「白」は『白河市史』資料編、「戦北」は『戦国遺文 後北条氏編』の文書番号の略。

【附表】

【表⑥】 常陸佐竹氏

No.	和暦	西暦	発給	受給	勧請神	出典
1	永正7.12.2	1505	佐竹義舜	江戸通雅、江戸通泰	[上]梵天、帝釈、四大、(以下神名多数)	茨IV281
2	天文3.閏1.13	1534	佐竹義篤	小野崎大蔵太輔	[上]梵天、帝釈、[下]堅牢、当国守護鹿島、[別]八幡、摩利、[惣]日本神祇	茨IV128
3	天文4.7.26	1535	佐竹義篤	大山義景	[上]梵天、帝釈、[下]堅牢、八幡、摩利、[惣]日本神祇	茨IV227
4	弘治3.10.12	1557	佐竹義昭	那須資胤	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、春日、日光、当国鎮守鹿島、八幡、摩利、[惣]日本神祇	栃275
5	年未詳.11.28		佐竹義昭	那須資胤	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[別]熊野、日光、当国鎮守鹿島、八幡、[惣]日本神祇	栃276
6	永祿7.8.9	1565	佐竹義重	愛洲美作守、愛洲修理亮	摩利	茨V270
7	永祿9.7.2	1566	佐竹義重	武茂堅綱、武茂輝綱	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、日本神祇、[別]熊野、日光、当国鹿島、当社八幡、摩利、天満	茨IV256
8	永祿11.6.21	1568	佐竹義重	沢井左衛門大夫	梵天、帝釈、四大、堅牢、[別]熊野、日光、鹿島、八幡、摩利、天満、日本神祇	茨V392
9	元龜3.6.21	1572	佐竹義重	那須資胤	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、日光、[別]当国鹿島、八幡、摩利、[惣]日本神祇	栃276
10	天正4.3.13	1576	佐竹義重	大山義在	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、日光、[別]当国鹿島、八幡、愛宕、[惣]日本神祇	茨IV232
11	天正6.8.17	1578	佐竹義重	舟尾昭直	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、日光、当国鹿島、八幡、愛宕、[惣]日本神祇	茨IV402
12	天正7.8.5	1579	佐竹義重	白川	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、日光、[別]当国鹿島、八幡、愛宕、[惣]日本神祇	白941
13	天正10.6.24	1582	佐竹義重	烏山南、那須(資晴力)	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、日光、当国鹿島、八幡、[別]愛宕、[惣]日本神祇	茨IV
14	(天正13).4.13	1585	佐竹義重	白川	当国鹿島、八幡、[別]愛宕	白961
15	天正14.7.8	1586	佐竹義重	大山義景、大山義則	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、日光、当国鹿島、八幡、[別]愛宕、[惣]日本神祇	茨IV232
16	天正16.閏5.13	1588	佐竹義重	笠間孫三郎	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、日光、当国鹿島、八幡、日本神祇	茨V236
17	天正17.6.17	1589	佐竹義宣	白川義親	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、日光、当国鹿島、八幡、[別]愛宕、飯縄、[惣]日本神祇	白999
18	天正17.7.24	1589	佐竹義宣	箭田秀行	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、日光、当国鹿島、八幡、[惣]日本神祇	茨IV257
19	天正17.7.28	1589	佐竹義宣	舟尾昭直	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、日光、当国鹿島、八幡、[別]愛宕、飯縄、[惣]日本神祇	茨IV404
20	天正17.11.1	1589	佐竹義宣	舟尾義綱、舟尾昭直	梵天、帝釈、四大、堅牢、八幡、摩利、愛宕、飯縄、熊野、鹿島百余社、[惣]日本神祇	茨IV405
21	天正18.2.14	1590	佐竹義宣	大山義則	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、熊野、日光、当国鹿島、八幡、愛宕、飯縄、[惣]日本神祇	茨IV234

「出典」欄の「茨IV・V」は『茨城県史料』中世編IV・V、「栃」は『栃木県史料』史料編中世一、「白」は『白河市史 五』古代・中世の頁番号の略。

【表⑦】 奥羽伊達氏

No.	和暦	西暦	発給	受給	勧請神	出典
1	永和2.8.28	1376	伊達宗遠		日本神祇、[別]八幡	伊31
2	永和3.10.10	1377	伊達政宗*		日本神祇、[別]八幡	伊32
3	天正16.4.12	1588	伊達政宗	大内定綱	[上]梵天帝釈、四大、堅牢、熊野、八幡、[殊]当国鎮守鹽竈、[惣]日本神祇	伊366
4	天正17.7.26	1589	伊達政宗	白川義親	梵天、帝釈、四大、堅牢、熊野、春日、[別]愛宕、八幡、摩利、[惣]日本神祇	白1000

「出典」欄の「伊」は『大日本古文書 伊達家文書』、「白」は『白河市史』資料編の文書番号の略。

【表⑧】 阿波三好氏

No.	年月日	西暦	発給	受給	神仏	出典
1	天文 3.11.21	1534	三好連盛、三好長慶		梵天、帝釈、四大、三界所有大小神祇、[特]日本国主天照、八幡、春日、大仏、二月堂執金剛神、[別]連盛・熊法師之明神	戦三106
2	天文 17.12.10	1548	三好長慶	遊佐長教	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]氏神八幡、春日、天満	戦三217

「出典」欄の「戦三」は『戦国遺文 三好氏編』の文書番号の略。

【表⑨】 周防大内氏

No.	年月日	西暦	発給	受給	神仏	出典
1	明德3.8.5	1392	大内義弘		熊野、[殊]氏神妙見、天満、[惣]日本神祇	毛1334
2	永正 3.10.13	1506	大内義興	毛利興元	氏神	毛193
3	天文8.9.13	1539	大内義隆	毛利元就	尊神	毛213

「出典」欄の「毛」は『大日本古文書 毛利家文書』の文書番号の略。

【表⑩】 土佐長宗我部氏

No.	年月日	西暦	発給	受給	神仏	出典
1	天正6.9.12	1578	長宗我部元親	日和佐肥前守	日本神祇、八幡	高334
2	天正9.7.23	1581	長宗我部元親	金子元宅	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]氏神八幡、天満	高339
3	天正 16.4.15	1586	長宗我部元親 外22名	羽柴秀秋	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]王城鎮守、八幡、春日、天満、[別]氏神	大3-292

「出典」欄の「高」は『高知県史』古代・中世史料編、「大3」は『大分県史料』(33)の頁番号の略。

【表⑪】 豊後大友氏

No.	年月日	西暦	発給	受給	神仏	出典
1	永禄7.7.25	1564	大友義鎮	毛利元就 外2名	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]氏由原八幡、祇園、春日、関六所、天満	吉69
2	永禄7.7.25	1564	大友義鎮	竹村越前守、矢島治部少輔	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]由原八幡、祇園、春日、関六所、天満	吉70

「出典」欄の「吉」は『大日本古文書 家わけ 吉川家文書』の文書番号の略。

【表⑫】 肥前龍造寺氏

No.	年月日	西暦	発給	受給	神仏	出典
1	天正2.7.10	1574	龍造寺隆信、龍造寺政家	後藤貴明	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、当国鎮守千栗、河上、氏神春日、龍造寺八幡、愛宕、天満	後藤42
2	天正3.8.25	1575	龍造寺隆信	後藤貴明	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]当国鎮守千栗、河上、与賀、稻荷、祇園、賀茂、春日、八幡、軍神摩利、天満	武雄16
3	天正5.2.3	1577	龍造寺隆信、龍造寺政家	後藤弥次郎、後藤貴明	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、稻荷、祇園、賀茂、春日、[別]当国一宮千栗、河上、与賀、天満、八幡、摩利	後藤40
4	天正5.4.24	1577	龍造寺隆信、龍造寺政家	後藤貴明	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、稻荷、祇園、賀茂、春日、当国一宮千栗、河上、与賀、龍造寺八幡、天満、軍神摩利	後藤41
5	天正 6.12.22	1578	龍造寺隆信、龍造寺政家	田尻宗達	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、稻荷、祇園、賀茂、春日、当国一宮千栗、河上、金立、与賀、龍造寺八幡、[別]軍神摩利	田尻169

【附表】

6	天正7.2.26	1579	龍造寺政家	田尻宗達	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根、三島、賀茂下上、稻荷、祇園、[殊]当国鎮守千栗、河上、与賀、[殊]氏神龍造寺八幡、天満	田尻172
7	天正7.12.5	1579	龍造寺隆信、龍造寺政家	田尻鑑種	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]伊豆、箱根両所、稻荷、祇園、賀茂、氏神春日、当国鎮守千栗、河上、龍造寺八幡、軍神摩利、天満	田尻180
8	天正7.12.9	1579	龍造寺隆信	田尻鑑種	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]当国鎮守千栗、河上、与賀、龍造寺八幡、稻荷、祇園、賀茂、春日、天満、諸軍神、摩利	田尻182
9	天正8.12.27	1580	龍造寺隆信、龍造寺政家	田尻鑑種	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、稻荷、祇園、賀茂、春日、当国一宮千栗、河上、龍造寺八幡、与賀、軍神摩利	田尻190
10	天正9.7.20	1581	龍造寺隆信、龍造寺政家	田尻鑑種	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、伊豆、箱根両所、稻荷、祇園、賀茂、春日、[別]当国鎮守千栗、河上、龍造寺八幡、軍神摩利、天満	田尻194
11	天正10.8.18	1582	龍造寺隆信、龍造寺政家	田尻鑑種	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]当国鎮守千栗、河上、氏神春日、龍造寺八幡、軍神摩利、天満、愛宕	田尻195
12	天正11.7.21	1583	龍造寺隆信、龍造寺政家	田尻鑑種	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根両所、稻荷、祇園、賀茂、氏神春日、[殊]当国宗廟千栗、河上、龍造寺八幡、軍神摩利、天満	田尻203
13	天正11.11.27	1583	龍造寺隆信、龍造寺政家	田尻長松	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根両所、稻荷、祇園、賀茂、氏神春日、[殊]当国宗廟千栗、河上、龍造寺八幡、軍神摩利、愛宕、天満	田尻206
14	天正13.8.17	1585	龍造寺政家	田尻鑑種	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根両所、三島、賀茂下上、[殊]当国鎮守千栗、河上、与賀、春日、龍造寺大菩薩、天満	田尻224

「出典」欄の「後」は「後藤家文書」、「田」は「田尻家文書」(ともに『佐賀県史料集成』)の文書番号の略。

【表⑬】 肥後相良氏

No.	年月日	西暦	発給	受給	神仏	出典
1	(文亀2)11.4	1502	相良長每	菊池能運	阿蘇、市房、青井、妙見、弓矢八幡	相255
2	(永禄2)5.22	1559	相良頼房	園田帯刀允	市房、青井	相496
3	永禄5.8.吉	1562	相良頼房	北郷時久	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、閻魔、[別]熊野、八幡、王城鎮守、[殊]九州鎮守彦三所、鶴戸、霧島、阿蘇、藤崎八幡、妙見、市房青井、[惣]日本神祇	宮2-757
4	永禄11.4.4	1568	相良頼房	東郷重綱、祁答院良重	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]肥後国鎮守阿蘇、求磨郡内守護市房、青井、八幡、天満	相523
5	天正9.9.8	1581	相良義陽	龍造寺隆信、龍造寺久家	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、龍門、宝満、千栗、阿蘇、藤崎、白木社妙見、青井、諏訪、天満	龍155

「出典」欄の「相」は『大日本古文書 相良家文書』、「龍」は「龍造寺家文書」(『佐賀県史料集成』)の文書番号、「宮2」は『宮崎県史』史料編中世2の頁番号の略。

【表⑭】 薩摩島津氏

No.	年月日	西暦	発給	受給	神仏	出典
1	明德4.6.口	1394	(島津元久)	(田代清久)	八幡	前2-500
2	明德4.6.口	1394	(島津元久)		正八幡、天満、諏訪	前2-502
3	応永3.6.17	1369	島津元久	伊作久義	伊勢、八幡、熊野、天満、諏訪、稻荷	前2-565
4	応永6.11.30	1399	島津元久	田代清久	正八幡、諏訪	前2-630
5	応永7.4.8	1400	島津久豊、阿多時成		伊勢、正八幡、諏訪	前2-653
6	応永10.12.13	1403	島津元久	渋谷重頼	正八幡、稻荷、諏訪	前2-713

7	応永 12.9.21	1405	島津元久		正八幡、諏訪	前2-736
8	応永 15.10.8	1408	島津元久	肥後清時	伊勢、正八幡、稲荷、諏訪、天満	前2-777
9	応永 15.10.19	1408	島津元久	祢寝清平	正八幡、諏訪、稲荷、天満	前2-779
10	応永18.8. □	1411	島津久豊	樺山教宗	日本神祇、[殊]伊勢、正八幡、熊野、諏訪、稲荷	宮2-459
11	応永18.9.6	1411	島津久豊	樺山教宗	日本神祇、[殊]伊勢、正八幡、熊野、稲荷、天満	宮2-460
12	応永18.閏 10.11	1411	島津久豊	山田久興	伊勢、正八幡、熊野、諏訪、天満	前2-848
13	応永 18.12.27	1411	島津久豊	祢寝清平	伊勢、正八幡、熊野、稲荷、諏訪、霧島、天満	前2-863
14	応永 19.11.24	1412	島津久豊	樺山教宗	日本神祇、熊野、正八幡、稲荷五社、諏訪	宮2-467
15	応永 19.11.24	1412	島津久豊	樺山教宗	伊勢、熊野、正八幡、稲荷、諏訪	前2-892
16	応永 19.11.30	1412	島津久豊	山田久興	伊勢、正八幡、熊野、諏訪、稲荷	前2-896
17	応永 21.3.15	1414	島津久豊	比志島久範	伊勢、熊野、正八幡、諏訪	前2-924
18	応永 21.3.21	1414	島津久豊	比志島久範	伊勢、熊野、天満、八幡	前2-925
19	応永 30.8.30	1423	島津久豊	清色重清	正八幡、諏訪、鶴戸、霧島、天満、稲荷、祇園	前2-1021
20	年未 詳.3.23		島津久豊	樺山幸宗	伊勢、八幡	島597
21	年未 詳.11.22		島津久豊	樺山教宗	日本神祇	宮2-473
22	永享4.5.13	1432	島津忠国	廻殿元政	正八幡、諏訪、天満	前2-1111
23	永享4.5.15	1432	島津忠国	比志島義清	伊勢、諏訪、八幡	前2-1112
24	永享7.6.12	1435	島津忠国	樺山孝久	日本神祇、[別]伊勢、諏訪、熊野、天満、正八幡	前2-1173
25	永享 7.10.14	1435	島津忠国	面々御中	正八幡、天満	前2-1179
26	文安2.4.3	1445	島津忠国	祢寝重清	伊勢、八幡、霧島、正八幡、天満	前2-1306
27	文安3.9.29	1446	島津忠国	樺山孝久	伊勢、熊野、正八幡、諏訪、霧島、天満	前2-1311
28	長祿5.3.12	1461	島津立久	樺山長久	伊勢、霧島、熊野、当国鎮主新田、正八幡、開門	宮2-493
29	文明9.4.21	1477	島津忠昌	島津友久 外6名	[上]梵天、帝釈、四大、[殊]日本鎮守伊勢、熊野、正八幡、諏訪、稲荷	島337
30	文明 12.10.20	1480	島津忠昌		御神名	島1412
31	天文 17.6.11	1548	島津貴久	北郷忠相	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[殊]開門、金峰山、大隅鎮守霧島、正八幡、方(戸カ)神、[別]諸軍神	宮1-183
32	天文 21.12.4	1552	島津貴久 外6名		梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[殊]日本第一熊野、九州彦三所、薩摩新田、開門并諏訪、当国正八幡、止上、白山并北辰、守公神、日州鶴戸并霧島、飢肥院八幡、三俣院春日、[惣]日本神祇、同九万八千軍神摩利	宮1-185
33	永祿5.6.26	1562	島津貴久	樺山幸久	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢等九万八千軍神二千八百師天、[別]当国鎮守霧島、正八幡、当所鎮守止上、白山、稲荷、天満	宮2-513

【附表】

34	永禄5.10.2	1562	島津義久	相良	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]当国鎮守新田、開門、大隅正八幡、霧島、諏訪、天満	相506
35	永禄 7.11.19	1564	島津義久	北郷時久	梵天、帝釈、四大、日本神祇、[別]当国鎮守霧島、正八幡、止上、開門、新田、諏訪、天満	宮2-758
36	永禄9.8.8	1566	島津義久	川上経久	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[別]当所諸神	島1418
37	永禄 10.7.13	1567	島津義久	樺山善久	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]当国鎮守新田、大隅正八幡、霧島、当所諏訪、天満	宮2-514
38	永禄 11.6.15	1568	島津義久	北郷時久	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、日本神祇、[殊]当国鎮守等、開門、諏訪、[別]隅州惣社正八幡、霧島、稻荷、天満	宮2-759
39	永禄13.7.6	1570	島津義久	相良	日本神祇、[殊]開門、新田、大隅正八幡、霧島、鹿児島諏訪、[別]求磨市房、青井、天満	相549
40	天正2.9.10	1574	島津義久	北郷時久	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[別]当国鎮守新田、開門、[殊]当所諏訪并天満	宮2-760
41	天正2.9.11	1574	島津義弘	北郷時久	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[別]当国擁護新田、開門、[殊]当所諏訪、天満	宮2-760
42	天正 4.10.20	1576	島津義久	伊勢因幡守	春日、八幡	相568
43	天正6.7.20	1578	島津義久	北郷時久	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[別]当国惣社新田、開門、天満、[殊]鹿児島鎮守諸大明神	宮2-762
44	天正6.8.3	1578	島津義久	北郷忠虎	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]神祇、[別]当国鎮守新田、[殊]鹿児島諏訪、天満	宮2-771
45	天正 6.11.13	1578	島津義久	北郷忠虎	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[別]開門、新田、諏訪、稻荷、天満	宮2-771
46	天正 6.12.12	1578	島津義久	北郷忠虎	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[殊]当国惣廟新田并大隅国正八幡、日州霧島、[別]当所鎮守諏訪、[惣]日本神祇、天満	宮2-771
47	天正9.4.3	1582	島津家久	樺山善久	日本神祇、[別]和歌三神	宮2-515
48	天正 11.5.13	1584	島津義久	相良四郎太郎	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[別]当国鎮守新田、開門、[取分]鹿児島擁護諏訪、稻荷、祇園、春日、勸請諸神、天満	相676
49	天正 12.7.10	1585	島津家久	樺山善久	住吉、玉津島、天満	宮2-515
50	天正14.4.6	1586	島津義久	龍造寺政家	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、別当国鎮守新田、開門、[取分]鹿児島擁護諏訪、稻荷、祇園并勸請諸神、九州鎮守彦山、天満	島1435
51	天正16.2.3	1588	島津義弘	北郷忠虎、北郷時久	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[別]日州擁護妻万、八幡、霧島、白鳥、狗留孫、一二三之宮、天満	宮2-767
52	文禄4.5.11	1595	島津義弘	島津家久	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[別]薩州鎮守新田、大隈鎮守正八幡、霧島、白鳥、栗野正若宮、日州鎮守妻、天満	島1495
53	慶長3.2.口	1598	島津家久	島津以久	[上]梵天、帝釈、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[別]薩州鎮守新田、開門、鹿児島擁護諏訪、稻荷、戸柱、若宮、春日、[就中]帖佐(大隈)擁護新正八幡、諸大明神、天満	島1517
54	(慶長4).1.3	1599	島津義久	島津家久、島津義弘	八幡、春日、愛宕	島1462
55	慶長5.2.29	1560	島津忠恒、島津義久	山口直友	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、冥官、冥衆、[惣]日本神祇、[別]当国鎮守正八幡、霧嶋、[殊]薩州擁護新田、開門、鹿児島諏訪、愛宕、大小天狗等天満	島1466

[出典]欄の「前」は『薩藩旧記雑録』前編、「島」は『大日本古文書 島津家文書』、「相」は『相良家文書』の文書番号、「宮1」「宮2」は『宮崎県史』史料編中世1・2の頁番号の略。

【表15】毛利当主発給起請文一覧

No.	年月日	西暦	発給者	受給者	内容	勧請神	出典
1	応永 11.9.23	1404	小河内沙弥妙語 外32名		国人一揆	日本神祇、[別]厳島	毛24
2	応永 21.5.18	1414	毛利光房	前住東福季宗和尚侍者	吉田荘内土地寄進	両社八幡祇園	広V613
3	応永 25.5.26	1418	毛利光房	毛利庵室	熙元扶持を依頼	日本神祇、八幡、伊勢、熊野、妙見、厳島	関8-1-2
4	応永 26.6.11	1419	毛利光房	福原	熙元扶持を依頼	日本神祇、[殊]伊勢、八幡、厳島	関8-1-3
5	寛正6.3.29	1465	毛利豊元	福原広俊	兄弟契約	日本神祇、[取分]厳島、当所七社	関8-1-5
6	文亀2.8.22	1502	毛利弘元	志道広良	忠節なら遺恨なし	八幡、厳島、祇園	関16-1
7	永正9.3.3	1512	天野興次 外8名		衆中で相談・合力	日本神祇、[殊]八幡、摩利	広V34
8	永正 9.10.18	1512	毛利興元	小早川興平	山内・毛利・小早川との和与	梵天、帝釈、四大、[殊]八幡、厳島	小263
9	永正 10.3.19	1513	毛利元就	志道広良	広良の意見を求める、協力して興元に奉公	梵天、帝釈、四大、[殊]八幡、[別]厳島、天満	山中734
10	大永5.6.26	1525	毛利元就	天野興定	兄弟契約	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、厳島、天満	関2-1
11	享祿4.2.12	1531	毛利元就	出羽祐盛	出羽旧領返還、与力として馳走なら見放さず	梵天、帝釈、四大、堅牢、[別]八幡、厳島、天満	関43-1
12	天文12.6.4	1543	毛利元就	天野興定	和議の族を信用せず	梵天、帝釈、四大、[殊]厳島、八幡	広V48
13	天文16.7.□	1547	毛利元就 外2名	吉川興経	興経の毛利領居住了承の上は疑心なし	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]厳島、八幡、天満、(氏神七社、祇園)※()内異筆	吉425
14	天文16.閏7.25	1547	毛利元就 外2名	吉川経世 外2名	興経・元春契約時の調法に感謝	梵天、帝釈、四大、[殊]当国厳島、八幡、天満	吉427
15	天文18.12.12	1549	毛利隆元	天野隆綱	兄弟契約の確認	日本神祇、当所七社、厳島	関2-3
16	天文19.1.12	1550	毛利元就、吉川元春	吉川経好	元春別儀衆に同心しないなら表裏別心なし	日本神祇、八幡、祇園、厳島	関38-1
17	天文20.9.28	1551	毛利元就、毛利隆元	乃美隆興	隆景の小早川家相続に入魂に感謝	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]厳島、八幡、天満	関14-7
18	天文22.2.10	1553	毛利隆元 外2名		平賀・毛利・小早川三家で一代盟約	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、[殊]当国厳島、天満	毛221
19	(天文23).5.14	1554	毛利元就	毛利(奈古屋)元義	周防に下向しないなら契約	日本神祇	関63-1
20	天文23.5.22	1554	毛利元就、毛利隆元	天野隆綱	陶氏との対立で毛利に一味の上は申談	日本神祇、八幡、祇園、[殊]厳島	関2-5
21	(天文23).8.22	1554	毛利元就、毛利隆元	天野隆綱	興定同様一具の上は疎略なし	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、[別]厳島	関2-6
22	(弘治1).閏10.18	1555	毛利元就、毛利隆元	楯社隆康 外2名	当国乱入で一味に感謝	日本神祇、八幡、祇園、厳島	関30-4
23	弘治2.11.4	1556	毛利元就	佐波隆秀	無二の扶助を称す、隆秀に疎略なし	日本神祇	関71-8
24	弘治3.2.2	1557	毛利元就 外17名		軍中狼藉等の禁止	八幡、厳島	毛225
25	(弘治3).7.10	1557	毛利元就、毛利隆元	都野刑部少輔	福屋家中他出について無二入魂なら疎意なし	日本神祇、八幡、[殊]厳島	関85-1
26	弘治3.12.2	1557	毛利元就 外11名		軍中狼藉等の禁止	八幡、厳島	毛226
27	(永祿1).閏6.20	1558	毛利元就、毛利隆元	法泉寺兵部丞	内藤・毛利間の雑説を否定	八幡、祇園、[殊]厳島、[別]氷上妙見	関99-1-4
28	(永祿4).12.12	1561	毛利元就	都野刑部少輔	一味の上は長久申談	日本神祇、[殊]厳島、八幡	関85-2
29	永祿5.6.8	1562	毛利元就、毛利隆元	出羽元祐	常光服属了承の上は以後疎略なし	日本神祇、八幡、祇園、[別]厳島	関43-12
30	永祿5.8.27	1562	毛利元就、毛利隆元	赤穴久清、来嶋清行	同心なら余儀なく申合せ	日本神祇、八幡、厳島、天満	関37-1-2

【附表】

31	永禄5.9.27	1562	毛利元就、毛利隆元	湯原春綱	長久一味の上は疎意なく申談	日本神祇、八幡、[別]齋島、祇園、天満	関115-1-2
32	(永禄6).2.5	1563	毛利隆元	宍戸隆家	両家の婚約	神	毛685
33	永禄6.3.25	1563	毛利元就	益田藤兼	無二心底・重刀差出の上は長久申談	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、祇園、[別]齋島、天満	益333
34	永禄9.11.21	1566	毛利元就 外3名	尼子義久 外2名	尼子義久等が安芸下向なら生命を保証す	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]当国杵築、 芸州齋島 、八幡、氏神祇園、天満	山中829
35	永禄10.1.10	1567	毛利輝元	桂元忠	元就の仰せを他言せず、大人衆などに大小とも伺う	日本神祇、八幡、祇園、[殊]齋島、杵築	毛240
36	永禄10.9.4	1567	毛利輝元	(吉川元春)	隆元同様の馳走を依頼	日本神祇、[殊]齋島、八幡	吉193
37	永禄11.3.27	1568	毛利輝元	石川種吉	兵法相伝	日本神祇、[別]八幡、摩利	関110-4
38	永禄12.8.5	1569	毛利元就 外3名	高橋鑑種	鑑種を見放さず	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、 齋島 、氏神祇園、天満	毛242
39	永禄12.12.10	1569	毛利輝元	吉川元春	元春を頼るなど	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]齋島、八幡、[別]摩利、天満	吉192
40	永禄13.6.20	1570	毛利輝元 外2名	佐波隆秀	向後無二御届なら疎意なく申談	日本神祇、[殊]齋島、八幡、杵築、天満	関71-11
41	永禄13.9.25	1570	毛利元就 外2名	村上武吉	向後入魂に感謝、相違なし	梵天、帝釈、四大、[殊]齋島、天満	関22-1-1
42	年未詳.9.4		毛利元就	おさき御つぼね、よしみ御か	吉見氏に雑説あれば報告を依頼	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、[殊]齋島、祇園、天満	関6-2
43	年未詳.12.25		毛利隆元、毛利元就	乃美隆興	大内からの不思議の趣について、向後等閑なし	八幡、祇園、[別]齋島	関14-4
44	元亀2.5.20	1571	毛利輝元	吉川元長	元春父子に疎略なし	日本神祇、八幡、春日、[別]齋島、天満	吉1188
45	元亀3.7.25	1572	毛利輝元	山内隆通、山内元通	元春・熊谷契約に同心の上は疑心なし	日本神祇、[別]齋島、八幡、天満	山245
46	天正7.9.吉	1579	毛利輝元	児玉元房	無二奉公なら疎意なし	日本神祇、[別]齋島、天満	関19-22
47	(天正8).9.3	1580	毛利輝元	湯原春綱	心底の起請文提出の上は長久申談	日本神祇、八幡	関115-2-70
48	天正10.1.21	1582	毛利輝元	伊賀家久	境目指出に一味の上は知行に相違なし	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、天満	関29-3
49	天正10.6.9	1582	毛利輝元 外2名	伊賀家久	無二覚悟の上は宇喜多の要求でも見放さず	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、摩利、[殊]齋島、氏神、天満	関29-4
50	天正11.閏1.12	1583	毛利輝元	伊賀家久	都鄙和睦の是非によらず見放さず	日本神祇、八幡、天満、摩利、[殊]齋島	関29-5
51	天正13.12.吉	1585	毛利輝元	末次元康	馳走なら疎意なし	日本神祇、八幡、[別]齋島、杵築	山中672
52	天正14.9.7	1586	毛利輝元	長野三郎左衛門尉	進発時の馳走に感謝	日本神祇、八幡、摩利、[殊]齋島、天満	山中753
53	天正18.10.4	1590	毛利輝元	大和晴完	軍配日取并条々	日本神祇、日光、月光、金輪星王、廿八宿、九曜七星、梵天、帝釈、摩利、八幡、[殊]氏神大現明王	関118-1
54	慶長3.6.26	1598	毛利輝元	毛利秀元	神文提出に感謝、一筋覚悟を忘れず	日本神祇、八幡、[別]齋島、天満	山中764
55	慶長3.7.15	1598	毛利輝元	徳川家康、前田利家	秀頼への奉公、法度置目に従うなど	豊社上巻起請文	毛962
56	慶長4.2.12	1599	長束正家 外8名	(徳川家康)	秀吉置目に相違なしなど	豊社上巻起請文	毛964
57	慶長4.6.28	1599	毛利輝元	毛利元俱	無二覚悟の神文提出の上は疎意なし	日本神祇、八幡、[別]齋島、天満	関2-15
58	年未詳.6.4		小早川隆景、毛利輝元	つぼね	宍戸元秀娘と羽柴秀俊婚儀について	八幡、[別]齋島、[并]祇園、宮崎	兵487

「出典」欄の「毛」は『大日本古文書 毛利家文書』、「吉」は『吉川家文書』、「小」は『小早川家文書』、「益」は『益田家文書』、「山」は『山内首藤家文書』、「関」は『萩藩関関録』の文書番号の略。「広V」は『広島県史』古代中世資料編V、「山中」は『山口県史』史料編中世2、「兵」は『兵庫県史』史料編中世1の頁番号の略。

網掛けは安芸国外領主宛に送られた起請文であるが、これについては第三章で扱う。

【表⑩】毛利一門・家臣発給起請文

No.	年月日	西暦	発給者	受給者	内容	勧請神	出典
1	大永5.6.28	1525	志道広良	天野興定	兄弟契約	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、 厳島 、天満	広V36
2	天文 15.5.10	1546	国司元保 外2名	長末三郎左衛門尉 外5名	元就へ入魂なら余儀なし	日本神祇、[別] 厳島 、吉田之祇園八幡	闊46-5
3	天文19.3.3	1550	吉川元春	森脇祐有	元春に別心衆に同心なしなら心疎なし	日本神祇、[別]当国 厳島 、八幡	広V144
4	天文 19.7.15	1550	児玉就忠	井上光俊	光俊助命について	厳島 、宮崎八幡、祇園	闊80-7
5	天文21.3.3	1552	小早川隆景	平賀広相	兄弟契約	日本神祇、[殊]当国 厳島	平105
6	(天文 21?)6.28	1552	小早川隆景	杉原隆盛	兄弟契約	日本神祇、[殊]当国 厳島	広V136
7	天文 22.4.26	1553	吉川元春	平賀広相	毛利・小早川と同様盟約	日本神祇、[別] 厳島 、八幡	平95
8	弘治3.2.17	1557	小早川隆景	天野元貞	向後互に申承る、心疎なし	梵天、帝釈、四大、[別] 厳島 、八幡	広V55
9	永禄5.7.3	1562	口羽通良	来嶋清行、由来晴清	同心なら別儀なし、不審な点は神文でて申す	日本神祇、[別] 厳島 、賀茂	闊37-1-3
10	永禄 8.12.28	1565	吉川元春	益田藤兼	兄弟契約	日本神祇、殊佐陀、杵築、 厳島 、氏神宮崎八幡、春日	益327
11	永禄9.2.15	1566	小早川隆景、吉川元春	益田藤兼	元就所労でも変わらず忠誠の上は堅固に富田を攻める	日本神祇、八幡、杵築、 厳島 、祇園、天満	益328
12	永禄9.2.15	1566	吉川元春、小早川隆景	佐波隆秀	元就所労でも変わらず忠誠の上は堅固に富田を攻める	日本神祇、八幡、杵築、 厳島 、祇園、天満	闊71-10
13	(永禄 9)2.15	1566	吉川元春、小早川隆景	平賀広相	元就所労でも変わらず忠誠の上は堅固に富田を攻める	日本神祇、八幡、杵築、 厳島 、祇園、天満	闊124-1-23
14	永禄 9.11.26	1566	福原貞俊 外2名	尼子義久 外2名	尼子義久以下の安芸下向なら生命保証	日本神祇、杵築、[別] 厳島 、天満	山中830
15	永禄 11.4.13	1568	穂田元清	石川種吉	兵法相伝	日本神祇、[別]八幡、摩利、天満	闊110-5
16	永禄 12.7.21	1569	蔵田元貞、香川光景	安達十兵衛尉	籠城の馳走、雲州牢人の勧誘に応じなければ疑心なし	日本神祇、八幡、天満、[殊] 厳島	山中134
17	永禄 12.8.10	1569	小早川隆景	志道元保	輝元への馳走の上は大小事申談ず	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊] 厳島 、八幡、天満	山中735
18	永禄 12.8.21	1569	長就連 外2名	安達十兵衛尉	無二覚悟に感謝	日本神祇、八幡、祇園、 厳島 、天満	山中134
19	永禄 13.11.2	1570	吉川元春	(古志玄蕃助)	毛利に悪心なければ元春も等閑なし	日本神祇、杵築、[別]芸州 厳島 、八幡、天満	吉1465
20	元龜3.8.1	1572	吉川元春、吉川元資	山内元通、山内隆通	兄弟契約	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊] 厳島 、八幡、天満	山247
21	元龜 3.10.29	1572	小早川隆景、吉川元春	横井左衛門尉	城破却に同意・毛利への忠儀を忘れず	日本神祇、八幡、祇園、[殊] 厳島 、杵築、天満	闊25-17
22	元龜4.9.1	1573	(吉川元長)	福原元俊	兄弟契約	日本神祇、[別]氏神祇園、八幡、天満	吉660
23	元龜4.9.9	1573	福原元俊	吉川元長	兄弟契約	日本神祇、[別] 厳島 、八幡、天満	吉661
24	(天正2)閏 11.1	1574	小早川隆景	清水宗治、江口源助	累年馳走につき見放さず	日本神祇、八幡、[殊] 厳島 、天満	山中185
25	(天正5)2.2	1577	吉川元棟、吉川元長	吉川広家	佐々木源兵衛尉進退について未代まで許書仕らず	氏之神	吉1246
26	天正6.5.20	1578	吉川元長	益田元祥	輝元への懇意肝要、益田・吉川間で疎意なし	梵天、帝釈、四大、日本神祇、八幡(本寺/鎮守)、春日、 厳島 、氏神芸州吉田祇園、石州一宮、瀧蔵、[殊]大日覚王、金剛、勝軍地藏、摩利、[別]八大祖師并以下之諸大徳、先師大和尚	益384
27	天正7.6.26	1579	吉川元春	草苺重継	重継の家督継承を承認、毛利に無二御届なら見放さず	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊] 厳島 、八幡、春日、天満	闊34-10
28	天正7.6.26	1579	吉川元春	黒岩土佐守 外8名	重継の家督継承を承認、毛利に無二御届なら見放さず	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊] 厳島 、八幡、春日、天満	闊34-11
29	天正7.10.6	1579	小早川隆景	草苺重継	無二覚悟を誓った上は向後引立	日本神祇、八幡、[別] 厳島 、当国一宮、天満	闊34-12
30	天正8.9.6	1580	宍戸元孝、宍戸隆家	山内隆通、山内広通	隔心の疑い、隆通等に疎略なし	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、 厳島 、天満	山284
31	天正9.8.19	1581	小早川隆景 外4名	伊賀家久	打渡を以て知行に相違なし、家久を見放さず	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、天満、愛宕、[別] 厳島 、氏神	闊29-1

【附表】

32	(天正10).4.14	1582	小早川隆景	村上元吉	通昌に従わず入魂を忘れず、来島と衝突しても見放さず	日本神祇、八幡、[殊]厳島	関22-1-4
33	天正11.閏1.12	1583	小早川隆景、吉川元春	伊賀家久	和談の是非によらず見放さず	日本神祇、八幡、天満、摩利、[殊]厳島	関29-6
34	天正11.7.23	1583	吉川元長	吉川経景	経言進退について	日本神祇、八幡、厳島	広V96
35	天正12.9.9	1584	小早川隆景	伊賀家久	知行に相違なし、宇喜多からの子細は尋ねる	日本神祇、[殊]八幡、厳島、春日、賀茂、天満、愛宕、[別]氏神	関29-8
36	天正13.2.11	1585	小早川隆景	村上武吉、村上元吉	来島通昌帰国後に再乱あれば武吉等を引き立てる	日本神祇、[別]厳島、三島、八幡、天満	関22-1-2
37	天正13.11.1	1585	小早川隆景	村上元吉、村上武吉	城明渡し、最前忠義の報告、屋代島以下知行について	日本神祇、八幡、[殊]当国三島、天満	関22-1-3
38	天正15.7.5	1587	吉川広家	天野元珍	起請文での入魂を忘れず、隆重同様申談	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、厳島、熊野、住吉、愛宕、摩利、天満、[別]厳島	関73-10
39	(慶長4).8.18	1599	福原広俊	伊秩采女正	国分の儀について秀元に意見	日本神祇、[殊]厳島、氏神八幡	毛1198
40	年未詳1.40		小早川隆景 外3名	児玉元良、児玉就英	忠義の者には本地以下相違なし	日本神祇、厳島、当国一宮	関100-40

「出典」欄の「毛」は『大日本古文書 毛利家文書』、「吉」は『吉川家文書』、「小」は『小早川家文書』、「益」は『益田家文書』、「山」は『山内首藤家文書』、「関」は『萩藩関閣録』の文書番号の略。「広V」は『広島県史』古代中世資料編V、「山中」は『山口県史』史料編中世2の頁番号の略。

網掛けは安芸国外領主宛に送られた起請文であるが、これについては第三章で扱う。なお、所在地不明の人物は斜体とした。

【表⑴】毛利氏宛起請文一覧

No.	年月日	西暦	発給者	受給者	内容	勧請神	出典
1	応永26.11.24	1419	高橋玄高 外2名	福原庵室、毛利熙元	一家中確執が三人の口入により和解	厳島、八幡	広V197
2	明応8.1.23	1499	井上元兼	国司有相	行永名拝領につき弘元への奉公を誓う	当国一宮、当所七社	毛165
3	(永正3).10.13	1506	大内義興	毛利興元	三箇条について承諾の神文提出の上は疎略なし	氏神	毛193
4	永正4.12.26	1507	三田元親	毛利興元	長屋村等を子息に安堵に感謝、疎意等あれば召放して	弓矢八幡、[殊]厳島	毛189
5	永正8.10.28	1511	光家	毛利興元	興元在京・在山口時の役銭負担と今後の忠節を誓う	日本神祇、[殊]厳島、八幡	毛195
6	永正8.10.28	1511	秋山親吉	毛利興元	興元在京・在山口時の役銭負担と今後の忠節を誓う	日本神祇、[殊]厳島、八幡	毛196
7	永正8.10.28	1511	親国	毛利興元	興元在京・在山口時の役銭負担と今後の忠節を誓う	日本神祇、[殊]八幡、摩利	毛198
8	永正8.10.30	1511	井原元造	毛利興元	興元在京・在山口時の役銭負担と今後の忠節を誓う	日本神祇、[殊]厳島、八幡	毛201
9	永正8.10.30	1511	内藤元兼	毛利興元	興元在京・在山口時の役銭負担と今後の忠節を誓う	日本神祇、[殊]厳島、八幡	毛203
10	(永正12).4.5	1515	上山実広 外3名	毛利元就	相互協力	日本神祇、[殊]八幡、厳島、吉備	毛207
11	大永5.6.26	1525	天野興定	毛利元就	兄弟契約	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、厳島、天満	広V35
12	享祿5.7.13	1532	福原広俊 外31名	粟屋孫次郎	家中内規約の遵守	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]厳島、祇園、八幡、天満	毛396
13	天文8.9.13	1539	大内義隆	毛利元就	不審点を否定	尊神(照覧)	毛213
14	天文12.6.9	1543	天野興定	毛利	兄弟契約確認	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、厳島、天満	広V48
15	天文16.7.19	1547	吉川興経	毛利元就 外2名	毛利取成に安堵、向後別儀なし	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、天満、[別]厳島、氏八幡、烏子七社、枝宮七社	吉424
16	天文18.12.7	1549	吉川経好	粟屋藤右衛門尉	元春に相違の衆に同意せず	日本神祇、[別]当国厳島、八幡	吉435
17	天文19.4.24	1550	吉川経世	粟屋藤右衛門尉	毛利に別儀なし、元春に悪心なし	出雲国杵築、当国厳島、[殊]御氏神八幡、[総]日本神祇	吉438
18	天文19.7.20	1550	福原貞俊 外238名		家中内規約の遵守	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]厳島、祇園、八幡、天満	毛401
19	天文20.12.7	1551	平賀弘保 外2名	毛利元就、毛利隆元	平賀家再興に感謝	日本神祇、[別]厳島、高屋七社	毛220
20	天文22.2.10	1553	平賀広相	毛利元就	五ヶ村安堵の上は余儀無し	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、天満、[殊]当国厳島	毛222

21	天文22.4.3	1553	三吉致高、三吉隆亮	毛利元就、毛利隆元	参会を遂げ申談の上は長久扶助を得、馳走を誓う	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]当国一宮吉備津、八幡、梅宮	毛223
22	天文23.5.28	1554	天野隆綱	毛利元就、毛利隆元	毛利に無二御届、弘中隆兼に通じない	梵天、帝釈、四大、[惣]安芸一宮厳島、八幡	広V52
23	弘治3.12.2	1557	福原貞俊 外241名		軍中狼藉等の禁止	八幡、 厳島	毛402
24	永禄3.5.20	1560	(聖護院門跡道増)	毛利元就、毛利隆元	芸雲和談について中立を誓う	日本神祇、[殊]熊野、大峰八大金剛童子、八幡、両部諸天、 当国厳島	毛231
25	永禄7.7.25	1564	大友宗麟(義鎮)	毛利元就 外2名	大友・毛利間の和睦	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]氏由原八幡、祇園、春日、関六所、天満	吉69
26	永禄7.7.25	1564	戸次鑑連 外3名	毛利元就 外2名	大友・毛利間の和睦	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]氏由原八幡、祇園、関六所、春日、天満	吉71
27	永禄10.9.8	1567	吉川元春	(毛利輝元)	隆元同様無二の奉公を誓う	日本神祇、 当国厳島 、[殊]氏神宮崎八幡、祇園	毛322
28	永禄11.6.12	1568	毛利元秋	毛利輝元	輝元に対し無二奉公を誓う	日本神祇、[殊] 軍天厳島 、各氏神八幡、祇園、荒神、南無天満	毛323
29	永禄12.2.16	1569	和智元郷	毛利元就	三戸造意について、父誠春とは異なり無二覚悟を誓う	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]氏神明、 当国厳島 、吉舎両社、[悉]備後国一宮	毛241
30	永禄12.12.16	1569	小早川隆景	毛利輝元	心中を残らず明かす、進退を任せる	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]氏神祇園、[別] 厳島 、八幡、摩利、天満	毛325
31	永禄12.12.吉	1569	吉川元春	毛利輝元	心中を明かす	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊] 厳島 、八幡、[別]摩利、天満	毛324
32	永禄13.9.20	1570	村上武吉	毛利元就・毛利輝元	無二馳走を誓う	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]三島、八幡、天満	毛244
33	元亀2.2.吉	1571	吉川元長	(尾崎)	輝元・毛利家に疎意なし	[上]梵天、帝釈、四大、日本神祇、春日、 厳島 、[別]当所氏神、祇園、八幡、天満	吉1245
34	元亀3.10.12	1572	内藤隆春	兼重元宣、児玉元良	夫人逝去を嘆く、無二覚悟	日本神祇、 当国厳島 、相合八幡、[殊]長州一二両社	毛327
35	元亀4.4.10	1573	三吉隆亮、三吉広高	毛利輝元	元就以来の馳走を忘れずとの神文拝受、以後無二覚悟	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]一宮吉備津、八幡、天満	毛328
36	元亀口8.5		小早川隆景	毛利輝元	元就隆元内証の筋目を忘れず	日本神祇、[殊] 当国厳島 、八幡、天満、氏神祇園	毛326
37	天正3.4.24	1575	三刀屋久扶	吉川元春、吉川元長	所領安堵により忠義を誓う、輝元を助け、元長に馳走	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、春日、大山権現、 厳島 、[別]杵築、天満	吉611
38	天正3.5.28	1575	山名祐豊	吉川駿河守	毛利との和議成立・起請文到来の上は疎心なし	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]八幡、天満、但州五社、妙見、愛宕、氏神	吉577
39	天正8.1.27	1580	三澤為虎	粟屋元種	毛利家に別儀なし	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]杵築、大山、 厳島 、天満、[別]氏神明	毛344
40	天正8.6.5	1580	三澤為虎	口羽通良、粟屋元種	秀吉の伯耆乱入、義昭・毛利の恩を忘れず無二馳走	梵天、帝釈、四大、日本神祇、熊野、愛宕、[別]杵築、日御崎、 厳島 、氏八幡、[并]諏訪、天満	毛345
41	天正10.6.4	1582	豊臣秀吉	毛利輝元 外2名	毛利に疎略なし	日本神祇、[殊]八幡、愛宕、白山、摩利、[別]氏神	山中805
42	天正11.8.13	1583	吉川元長	小早川隆景 外2名	種々雑説につき経言身上について説明	日本神祇、[殊] 厳島 、氏神当所祇園、宮崎八幡	吉1247
43	天正13.後8.27	1585	三澤為虎	井原元尚	亀高城守備を依頼、戦時雑談あればすぐ参上	日本神祇、杵築、大山、 厳島 、摩利、三澤七社、天満	毛350
44	天正13.12.3	1585	末次元康	毛利輝元	富田拝領の上は無二奉公を誓う	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]氏八幡、祇園、 厳島 、杵築、佐渡、天満	毛351
45	天正14.3.8	1586	山内隆通	渡辺石見守 外2名	山内知行書立	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊] 厳島 、当国一宮、氏神八幡、天満	関13-1-57
46	天正14.3.13	1586	赤穴忠清	赤穴幸清、口羽通平	赤穴知行書立	日本神祇、八幡、天満、[別] 厳島	関37-1-36
47	天正20.4.13	1592	毛利秀元	(小早川隆景、安国寺惠瓊)	輝元実子誕生なら扶助・忠節	梵天、帝釈、四大、日本神祇、[殊] 厳島 、氏神	毛1035
48	天正20.4.14	1592	安国寺惠瓊 外2名	二宮就辰、鶴飼元辰	秀吉の秀元の輝元後継承認につき報告	梵天、帝釈、四大、日本神祇、[殊] 厳島 、釈迦、達磨	毛1041
49	文禄4.9.5	1595	中嶋元衡	国司元武、山田元宗	給地付立	日本神祇、[別] 厳島	広V296
50	文禄4.9.6	1595	富田道場	国司元武、山田元宗	寺領付立	日本神祇、[殊]寺本尊阿弥陀	山中4
51	文禄4.9.21	1595	平賀元相、平賀市松	国司元武、山田元宗	給地付立	日本神祇、[別] 厳島 、摩利	平127
52	文禄4.9.21	1595	国造千家義広	国司元武、山田元宗	給地付立	日本神祇、[殊]杵築	鳥220
53	文禄4.9.24	1595	杉元良	国司元武、山田元宗	給地付立	日本神祇、[殊] 厳島 、氏御神明	関79-18

【附表】

54	文禄4.9.28	1595	山内広通	国司元武、山田元宗	給地付立	日本神祇、[殊]巖島、氏神八幡、天満	山330
55	慶長2.6.16	1597	毛利秀元	(堅田元慶)	渡海に際し依頼	日本神祇、[殊]巖島	毛357
56	(慶長2?) 10.10	1597	井上景貞	佐世元嘉	兄弟召置に感謝、他家に仕えず	日本神祇、[別]巖島、八幡	毛1202
57	慶長2.12.6	1597	井上春忠 外6名	毛利元康	隆景跡目について、数代の筋目を守る	梵天、帝釈、四大、日本神祇、[別]巖島、八幡、天満	毛1191
58	慶長3.4.24	1598	毛利秀元	毛利輝元	輝元に別儀なし	日本神祇、[殊]巖島、摩利、八幡	毛1036
59	慶長3.9.3	1598	長束正家 外4名	毛利輝元 外4名	衆中内の取決めを守る	霊社上巻起請文	毛963
60	慶長4.2.12	1599	徳川家康	長束正家 外8名	秀吉置目を守るなど	霊社上巻起請文	毛1015
61	慶長4.間 3.21	1599	徳川家康	毛利輝元	秀頼に疎略なしなら輝元に表裏別心なし	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、春日、愛宕、白山、富士	毛1017
62	慶長4.後 3.29	1599	村上景広	堅田元慶	馳走を誓う	日本神祇、[別]八幡、巖島、愛宕、春日、天満	毛1192
63	(慶長4.)後 3.29?	1599	小田元家	堅田元慶	隠密の儀を他言せず、無二忠義を誓う	日本神祇、春日、天満、[殊]巖島、愛宕、八幡、[并]吉備津	毛1229
64	慶長4.4.24	1599	村上元吉、村上武吉	堅田元慶	輝元父子への奉公、世上取沙汰は奉公など	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]巖島、八幡、天満	毛1193
65	慶長4.4.24	1599	村上景親	堅田元慶	扶持を忘れず、輝元父子に馳走	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]巖島、八幡、天満	毛1194
66	慶長4.6.4	1599	毛利秀元	安国寺長老	今井宗薫と家康内談を弁明	日本神祇、八幡、春日、愛宕、白山、[殊]氏神、[別]巖島	毛361
67	慶長4.6.21	1599	益田元祥	佐世元嘉	国分についての直命を他言せず、知行安堵につき奉公	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]巖島、杵築、[別]氏八幡、春日、摩利、天満	毛1196
68	慶長4.6.晦	1599	毛利元康 外6名	井原元尚、粟右近	御用は相談、法度違反は上意に任せ対処など	日本神祇、[殊]氏神、[別]巖島、八幡、愛宕、白山、天満	毛1195
69	慶長4.7.8	1599	乃美景継	堅田元慶	忠節を誓う	日本神祇、熊野、八幡、愛宕、摩利、巖島、日天、月天、[別]祇神	毛1197
70	慶長5.8.26	1600	吉川広家	堅田元慶	伊勢国津城合戦手負討死注文	愛宕、巖島、大社、摩利、八幡、天満	吉728
71	年未詳.1.13		足利義昭	毛利輝元	馳走なら向後相談し見捨てず	日本神祇、[殊]八幡、天満	毛321
72	年未詳.3.27		天野元政	二宮就辰	奉公を誓う、不調法の時は折檻を依頼	日本神祇、[別]巖島、八幡、天満	毛1190
73	年未詳.7.4		天野元政	(二宮就辰)	神辺城番命令を受ける、無二奉公を誓う	日本神祇、当国巖島、八幡、[殊]愛宕、摩利、天満	毛343
74	年未詳.8.7		天野元政	榎本元吉	従属確認	弓矢八幡、巖島、愛宕、白山	毛849
75	年未詳.8.22		宍戸元統	井原元以	家来衆中に懇談すべき者なし、毛利へ一遍覚悟	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]両国一二両社、[并]巖島、氏八幡、愛宕、白山、天満	毛1219
76	年未詳.12.14		穂田元清	堅田元慶	従属確認	日本神祇、[殊]巖島、愛宕、白山、摩利、天満、八幡	山中684

「出典」欄の「毛」は『大日本古文書 毛利家文書』、「吉」は『吉川家文書』、「小」は『小早川家文書』、「益」は『益田家文書』、「山」は『山内首藤家文書』、「関」は『萩藩関閣録』の文書番号の略。「広V」は『広島県史』古代中世資料編V、「山中」は『山口県史』史料編中世2、「兵」は『兵庫県史』史料編中世1の頁番号の略。

網掛けは安芸国外領主宛に送られた起請文であるが、これについては第三章で扱う。

【表⑩】 越後国内起請文一覧

No.	年月日	西暦	発給者	受給者	勧請神	出典	
1	正嘉2.7.9	1258	くろかはのあま		日本神祇、[殊]二所、熊野、御嶽	新1218	
2	宝徳3.4.29	1451	飯沼頼泰、長尾頼景	長尾備中守	日本神祇、[殊]氏神	新193	
3	文明12.10.5	1480	山之庵喜栄 他4名		日本神祇、天照、春日、[別]三浦十二天、八幡	新1332	
4	文明12.10.5	1480	黒川氏実家中27名		日本神祇、天照、春日、[別]三浦十二天、八幡	新1337	
5	文明12.12.11	1480	黒川治実		熊野、王城鎮守諸大明神、[殊]三浦氏神十二天、八幡、[惣]日本神祇	新1339	
6	文明12.12.11	1480	浜崎助儀		熊野、王城鎮守諸大明神、[別]十二天、八幡、[惣]日本神祇	新1340	
7	文明12.12.11	1480	松浦実澄		熊野、王城鎮守諸大明神、[別]十二天、八幡、[惣]日本神祇	新1839	
8	年月日未詳		(黒川宮福丸母)		三浦十二天、八幡	新1344	
9	永正9.10.17	1512	中条藤資	築地弥七郎	弓矢八幡、若一王子	新1444	
10	永正10.8.19	1513	長尾為景	中条藤資	八幡、春日、諏方、[殊]氏神御霊	新1861	
11	永正10.8.22	1513	安田実秀	中条藤資	[上]梵天、帝釈、[下]堅牢、[別]八幡、当国鎮守弥彦、二田、[惣]日本神祇	新1862	
12	永正10.9.1	1513	中条藤資	長尾為景	八幡、春日、諏方、当国一宮弥彦、二田、氏神若一王子	新2330	
V	13	大永6.1.11	1526	新津景資		[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]八幡、春日、天満、諏方、[殊]当国鎮守関山、弥彦、二田	新233
	14	大永6.1.11	1526	千田憲次、豊島資義		[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]八幡、春日、天満、諏方、[殊]当国鎮守関山、弥彦、二田	新234
	15	大永6.1.18	1526	本庄房長、色部昌長	長尾為景	[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、賀茂、八幡、[并]石清水、春日、天満、諏訪、[殊]当国鎮守関山、弥彦、二田	新235
	16	大永6.1.23	1526	黒川盛重	長尾為景	[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、賀茂、八幡、[并]石清水、春日、天満、諏方、[殊]部類眷属	新236
	17	大永6.9.5	1526	中条藤資	長尾為景	[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、賀茂、八幡、石清水、春日、天満、諏訪、[殊]当国鎮守関山、弥彦、二田	新237
	18	大永8.6.12	1528	山吉政久	大熊政秀	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]当国鎮守関山、弥彦、二田、[殊]八幡、春日	新238
	19	享禄3.12.7	1530	本庄房長	色部憲長	八幡、春日、熊野、諏訪、[別]当国弥彦・二田両社、[惣]日本神祇	新239
	20	享禄4.8.10	1531	山吉政久		[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、春日、諏方、当国一宮居多、弥彦、二田、関、国上	新240
I	21	享禄4.8.20	1531	鮎河清長	色部憲長	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、春日、熊野、羽黒、天満、[別]当国弥彦、二田、両庄鎮守貴船、鷺巢、河内	新1072
	22	享禄4.8.20	1531	小河長基	色部憲長	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、春日、熊野、羽黒、天満、[別]当国弥彦、二田[并]両庄鎮守貴船、鷺巢、河内	新1073
	23	享禄4.8.20	1531	本庄房長	色部憲長	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、春日、熊野、羽黒、天満、[別]当国弥彦、二田[并]両庄鎮守貴船、鷺巢、河内	新1074

【附表】

II	24	天文10.2. □	1541	(鮎川氏カ)		神名	新1083
	25	天文 10.7.25	1541	鮎川清長	色部勝長	梵天、帝釈、四大、堅牢、閻魔、五道、熊野、三十番神、天満、[惣]日本神祇、[特]当国弥彦、二田、[別]当庄鎮守鷲巢、河内	新1106
	26	天文 10.7.27	1541	鮎川長憲 他14名	色部中務少輔 他14名	(以下欠)	新1084
	27	※新1084 の続き				梵天、帝釈、四大、堅牢、閻魔、五道、熊野、三十番神、天満、[惣]日本神祇、[特]当国弥彦、二田、[別]当庄鎮守鷲巢、河内	新1085
	28	(天文10 カ).7.27	1541	色部勝長	鮎川清長	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、閻魔、五道、熊野、三十番神、天満、[別]当国弥彦、二田、[特]当庄鎮守貴船、若宮八幡、白山、[惣]日本神祇	新1126
	29	天文10.8.2	1541	色部勝長	小河長資	神名	新1086
	30	天文10.8.5	1541	小河長資	色部勝長	梵天、帝釈、四大、閻魔、五道、熊野、羽黒、三十番神部類眷属、[惣]日本神祇、当国鎮守弥彦、[別]当庄河内、鷲巢	新1105
	31	天文10.8.6	1541	(鮎川家中)		神名	新1088
	32	天文11.2. □	1542	(鮎川清長)		梵天、帝釈	新1090
	33	天文11.4.5	1542	上杉定実	長尾晴景	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]春日、賀茂、石清水、七千余社、当国一宮居多、府中六所、弥彦、二田	新241
	34	年月日未 詳		(上杉定実)	(長尾晴景)	ほんてん、たいしゃく、	新242
	35	天文 12.3.20	1543	色部家中8名		梵天、大帝、堅老、当国惣社弥彦、二田、羽黒、岩船、当所大明神	新1089
III	36	(天文 20).10.20	1551	鮎川元張	色部勝長	神名	新1112
	37	(天文 20).10.□	1551	本庄繁長	色部勝長	神名	新1108
	38	(天文 20).10.□	1551	色部勝長	鮎川元張、本庄繁長	神名	新1108
	39	(天文 20).10.□	1551	本庄繁長	色部勝長	神名	新1109
	40	(天文 20).11.3	1551	鮎川元張	本庄繁長	(記載無し)	新1111
	41	天文 20.11.3	1551	鮎川元張	色部勝長	梵天、帝釈、四大、下海之龍神、王城鎮守、[并]諸菩提、当国守護弥彦、二田、此庄守神鷲巢、河内、[殊]貴船、[惣]日本神祇	新1107
	42	天文 20.11.5	1551	本庄繁長	鮎川元張	神名	新1110
	43	(天文 20).11.□	1551	本庄繁長	色部勝長	[]下海龍神、閻魔、[]別而者王城之鎮所、賀茂[]祇園、当[]社、弥彦、[]権現・八幡大[]殊貴船[]内惣而日本国中之[]	新1985
	44	天文24.2.3	1555	本庄実乃、直江実綱、大熊朝秀	安田景元	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、春日、諏方、天満、[別]当国鎮守居多、弥彦、二田、蔵王、関山、府中六所	新1571
	45	(弘治 2).8.17	1556	上杉謙信	長尾政景	日本神祇、八幡、天満、氏神春日	新869
IV	46	弘治4.閏 1.14	1558	本庄繁長	色部勝長	梵天、帝釈、四大、閻魔、五道、堅牢、下海竜神、[別]王場鎮所稻荷、祇園、賀茂、春日、[殊]当国惣社弥彦并二田、当庄鎮所貴船、鷲巢、河内、諏訪上下、八幡、天満、[惣]日本神祇	新1119

47	永禄3.5.9	1560	渡辺綱 他6名	本庄玖介、宇野左馬允	府内六所、弥彦、二田、蔵王、[別]すもん、[惣]日本神祇	新561
48	永禄4.閏3.16	1561	上杉謙信	築田晴助	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、春日、天満、[別]伊豆、箱根、三島	越317
49	永禄5.11.9	1562	長尾政景	河田長親	[上]梵天、帝釈、四大、[総]日本神祇、八幡、諏訪、天満、箱根、府中六所、居多、[別]当国鎮守弥彦、二田、蔵王	越396
50	永禄10.5.16	1567	上杉謙信	色部勝長	[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]摩利、愛宕、八幡、春日、天満	新1065
51	永禄11.11.晦日	1568	上杉謙信	中条藤資	[上]梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、愛宕、氏神春日、府内六所	新1863
52	永禄13.1.15	1570	上杉謙信		梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]日光、月光、摩利、八幡、愛宕、氏神春日、天満	新1010
53	天正4.5.2	1576	安田頼家、三好慶家	吉江資堅	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[殊]日光、月光、摩利、愛宕、飯縄、関三所、蔵王、弥彦、二田、八幡、春日、府中六所、天満	新1019
54	天正4.12.24	1576	柳季顕 他5名	(河田長親)	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、[殊]日光、月光、摩利、愛宕、飯縄、春日、八幡、関山、弥彦、二田、府中六所、天満	上1315
55	天正10.4.26	1582	上杉景勝	本間泰時	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[惣]日本神祇、日光、月光、愛宕、飯縄、[殊]当国鎮守関山、蔵王、弥彦、二田、春日、八幡、天満	新3878
56	天正10.11.8	1582	上杉景勝	結城晴綱	[上]梵天、帝釈、四大、[下]堅牢、[殊]日本神祇、[別]春日、八幡、天満	新4036
57	(天正13).7.15	1585	上杉景勝	真田昌幸	神名	新924

「出典」欄の「新」は『新潟県史』資料編中世、「上」は『上越市史』別編Ⅰの文書番号、「越」は『越佐史料』4巻の頁番号の略。

【表⑱】 謙信願文一覧

No.	年月日	西暦	署名	宛所	国	祈願内容	出典
1	弘治3.1.20	1557	長尾弾正少弼平景虎	八幡宮御宝前(更級八幡宮)	信濃	社殿の由緒、信玄の悪行、成就の際の報賽	歴248
2	弘治3.5.10	1557	平景虎	(小菅山元隆寺)	信濃	寺の由緒、信玄との戦い、戦勝祈願、成就の際の報賽	越148
3	永禄4.2.27	1561	弾正少弼平景虎 在判	鶴岡八幡宮寺	相模	社殿の由緒、関東掌握、成就の際の報賽	千416
4	永禄6.7.18	1563	藤原輝虎(花押)	八幡 極楽寺一如阿闍梨	越後	信玄・氏康調伏、越後豊饒・安全	新2312
5	永禄6.7.18	1563	藤原輝虎(花押影)	高名山薬師寺	越後	同上	新2646
6	永禄7.5.13	1564	朱印(上杉輝虎)	(極楽寺力)	越後	越後豊饒・安全、信玄退治、信玄分国入手、成就の際の報賽	新2313
7	永禄7.6.24	1564	輝虎(花押)	弥彦 御宝前	越後	関東、信州、越中への出兵、信玄・氏康調伏など	新2815
8	永禄7.6.24	1564	上杉輝虎	姉倉比売神社 御宝前	越中	同上	富6149
9	永禄7.6.24	1564	上杉輝虎(花押)	御かんきん所 仏前	越後	信玄の悪行	新3344
10	永禄7.6.24	1564	上杉輝虎(花押)	弥彦 御宝前	越後	同上	新4023
11	永禄7.8.1	1564	藤原輝虎	(更級八幡宮)	信濃	社殿の由緒、信玄の悪行、敵調伏、成就の際の報賽、武運長久子孫繁栄など	新259
12	永禄8.6.24	1565	上杉輝虎(花押影)、御判・御朱印	愛宕 御宝前	越後	No.7・8と同内容	歴1565

【附表】

13	永禄 9.5.9	1566	上杉藤原輝虎(花押)	仏神 御宝前	越後	分国無事、武運長久、北条との和談、信玄父子退治、三好儀継・松永久秀討伐	新866
14	元亀 1.12.13	1570	謙信(花押)	御ほう前	越後	越後・関東無事、越中入手の際は明年一年必ず看経	新888
15	元亀 3.6.15	1572	藤原謙信(朱印)	御宝前	(越後)	加賀・越中の一向一揆退散、分国無事	新260
16	元亀 3.6.15	1572	藤原謙信(朱印)	御宝前(大乘寺カ)	越後	同上	上1106
17	天正 3.4.24	1575	法印大和尚不識院謙信	御宝前	(越後)	越相同盟破談、北条氏政退治	新887
18	天正 3.4.24	1575	法印大和尚不識院謙信	御宝前(普光寺境内毘沙門堂カ)	越後	同上	新2600

「刊本」欄の「歴」は『歴代古案』、「新」は『新潟県史』資料編中世、「富」は『富山県史』史料編Ⅱ中世、「上」は『上越市史』別編Ⅰの文書番号、「越」は『越佐史料』4巻、「千」は『千葉県史』資料編中世3の頁番号の略。

【表⑳】 慶長5年以降・毛利氏発給起請文

No.	年月日	西暦	発給者	受給者	勸請神	出典
1	慶長5.9.22	1600	(毛利輝元)	井伊直政、本多忠勝	(靈社上巻起請文)※神文なし	毛1024
2	慶長5.9.22	1600	(毛利輝元)	池田輝政 外2名	(靈社上巻起請文)※神文なし	毛1025
3	慶長5.9.22	1600	毛利輝元	福島正則、黒田長政	(靈社上巻起請文)梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]愛宕、八幡、天満、[別]巖島	吉152
4	慶長5.11.5	1600	毛利輝元	井伊直政	梵天、帝釈、四大、[殊]巖島、杵築、熊野、住吉、賀茂、春日、八幡、天満	毛1029
5	慶長6.9.10	1601	毛利輝元	毛利元政	日本神祇、八幡、[別]巖島、天満	閏2-14
6	慶長7.6.27	1602	(毛利輝元)	吉見広長	梵天、帝釈、四大、日本神祇、八幡、愛宕、[別]巖島	毛1287
7	慶長 14.6.28	1609	毛利輝元	毛利元鎮	日本、八幡、[別]巖島、天満	閏4-11
8	慶長 17.12.10	1612	毛利秀就	(毛利輝元)	日本神祇、八幡、祇園、[殊]巖島、杵築	毛367
9	慶長19.9.7	1614	毛利秀就	本多正信、酒井忠世	(靈社上巻起請文)[上]梵天、帝釈、四大、廿八宿、[下]堅牢、地の三十六禽、[別]伊豆、箱根、三島、熊野、稲荷、祇園、賀茂、松尾、平野、諏訪、熱田、正八幡、天満、愛宕、[惣]日本神祇、[殊]氏神	毛1158
10	慶長19.9.7	1614	毛利秀就	本多正信、酒井忠世	(靈社起請文)[上]梵天、帝釈、四大、廿八宿、[下]堅牢、地の三十六禽、[別]伊豆、箱根、三島、熊野、稲荷、祇園、賀茂、松尾、平野、諏訪、熱田、正八幡、天満、愛宕、[惣]日本神祇、[殊]氏神	毛1425
11	慶長 20.4.14	1615	毛利輝元 他11名		梵天、帝釈、四大、日本神祇、巖島、熊野、愛宕、住吉、春日、[殊]氏神、八幡、天満	毛1038
12	元和 6.10.26	1620	毛利秀就	[御申之]	日本神祇、[殊]氏神、[別]愛宕、白山、摩利	毛1151
13	元和8	1622	(毛利秀就)		日本神祇、弓矢八幡、愛宕、白山、摩利、[別]氏神明	毛1446
14	元和9.4.15	1623	毛利秀就	[御申之]	日本神祇、愛宕、摩利、[別]氏神明	毛1139
15	(元和 9).9.24?	1623	毛利輝元・毛利秀就	毛利秀元	日本神祇、[別]巖島	毛1449

「出典」欄の「毛」は『毛利家文書』、「吉」は『吉川家文書』、「閏」は『菟藩閏閏録』の文書番号の略。

【表⑳】慶長5年以降・毛利一門家臣等発給起請文

No.	年月日	西曆	発給者	受給者	勧請神	出典
1	慶長 5.10.16	1600	山内広通	堅田元慶	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、天満、[殊]厳島、八幡	毛1199
2	慶長 5.11.16	1600	吉川広家 外6名	黒田孝高、黒田長政	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]杵築、厳島、春日、熊野、天満	毛1030
3	慶長6.8.24	1601	吉川広家	堅田元慶	日本神祇、惣祇、八幡、厳島、大社、愛宕、天満	毛364
4	慶長6.9.10	1601	毛利元政	榎本元吉	日本神祇、弓矢八幡、[別]厳島、愛宕、白山、天満	毛1200
5	慶長6.9.10	1601	三輪右衛門尉	三輪八郎兵	日本神祇、八幡、愛宕、白山、[別]厳島、氏神	毛1201
6	慶長6.9.28	1601	国司元蔵	井原四郎右衛門尉	日本神祇、[別]厳島、愛宕、八幡、摩利、天満	毛1230
7	慶長 6.10.20	1601	毛利秀元	毛利輝元	日本神祇、八幡、摩利、天満、[殊]厳島	毛1037
8	慶長6.11.8	1601	粟屋元貞	井原元尚	梵天、帝釈、日本神祇、愛宕、[別]厳島、氏神八幡	毛1203
9	慶長6.閏 11.15	1601	粟屋元貞	福原広俊 外2名	梵天、帝釈、日本神祇、愛宕、[別]厳島、氏神八幡	毛1204
10	慶長7.6.19	1602	吉見広長	佐世元嘉	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]氏八幡、愛宕、白山	毛1286
11	慶長10.2.7	1605	吉見広頼	井原元以 外3名	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、伊豆、箱根、三島、八幡、天満、春日	毛1291
12	慶長 10.3.28	1605	益田景祥、益田元祥	榎本元吉	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]氏神瀧蔵、八幡、摩利、天満	毛1231
13	(慶長 10).4.8	1605	乃美景継	佐世元嘉	日本、八幡、摩利、日天、月天、厳島、[別]氏神	毛1205
14	慶長 10.6.10	1605	福原広俊	[御申之]	日本神祇、愛宕、白山、八幡、天満	毛1206
15	慶長10.7.4	1605	榎本元吉 外2名	佐波広忠	日本神祇、厳島、八幡、摩利、天満	閻71-32
16	慶長10.7.4	1605	井原元以 外2名	熊谷就真	日本神祇、厳島、八幡、摩利、天満	閻127-49
17	慶長 10.8.28	1605	天野元珍	佐世元嘉 外2名	日本神祇、[殊]厳島、愛宕、摩利、氏八幡、天満	毛1283
18	慶長 10.12.14	1605	福原広俊 他 819名		梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]神功皇后宮、厳島、祇園、愛宕、白山、八幡、天満	毛1284
19	慶長 10.12.24	1605	毛利秀元	益田元祥	日本神祇、[殊]当国一二両社、天満	益423
20	慶長 10.12.26	1605	梶元縁 外5名	毛利秀元	日本神祇、[殊]当国一二両社、摩利、天満	毛1255
21	慶長 11.1.26	1606	桂春房 外6名	佐世元嘉 外2名	日本神祇、厳島、八幡、春日、天満	毛1261
22	年未 詳 8.22		穴戸元統	井原元以	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]両国一二両社、[并]厳島、氏八幡、愛宕、白山、天満	毛1219
23	慶長 12.5.29	1607	吉川広家	山内広通	祇八幡、住吉、春日、厳島、愛宕、白山	山334
24	慶長 12.5.29	1607	山内広通	熊谷広直	日本神祇、八幡、住吉、春日、厳島、愛宕、白山	山335
25	慶長 12.10.28	1607	井原元蔵 外3名	洞春寺、榎本元吉	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、愛宕、厳島、天満、当社大明神、[別]氏神	毛1208

【附表】

26	慶長13.2.2	1608	毛利秀元	佐世元嘉	日本神祇、[殊]氏神明、一二両社、八幡	闊24-21
27	慶長13.2.9	1608	毛利秀元	清水景治	日本神祇、[殊]氏神八幡	闊25-4
28	慶長13.5.8	1608	長井元房	洞春寺、榎本元吉	日本神祇、愛宕、白山、正八幡、 巖島 、春日、天満、[別]氏神	毛1209
29	慶長13.11.2	1608	吉川広家	山内広通	日本神祇、氏神八幡、 巖島 、愛宕、白山、春日、住吉、天満	山337
30	慶長14.6.28	1609	毛利元鎮	毛利秀元	日本神祇、[別]当国両社、氏神、高良	毛1211
31	年未詳.8.7		毛利元政	榎本元吉	弓矢八幡、 巖島 、愛宕、白山	毛849
32	慶長14.6.28	1609	毛利元俱	毛利秀元	日本神祇、[殊] 巖島 、八幡、[別]愛宕、白山、天満、氏神	毛1210
33	慶長14.7.1	1609	新藤与兵衛尉	毛利秀元	日本神祇、[殊] 巖島 、愛宕、白山、氏神、天満	毛1216
34	慶長14.7.1	1609	新藤与兵衛尉	西清房	日本神祇、[殊] 巖島 、愛宕、白山、氏神、天満	毛1217
35	慶長14.7.1	1609	毛利元宣	毛利秀元	日本神祇、[殊] 巖島 、当国一二両社、氏神、天満	毛1212
36	慶長14.9.30	1609	山田元縁	榎本元吉	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]神功皇后、 巖島 、祇園、愛宕、白山、八幡、天満	毛1232
37	慶長14.10.吉	1609	桂元綱	洞春寺玄徹	日本神祇、八幡、天満、 巖島 、愛宕、白山、摩利	毛1220
38	慶長14.11.27	1609	児玉元若	堅田元慶	日本神祇、 巖島 、八幡、[殊]氏神	毛1221
39	慶長15.後2.17	1610	阿曾沼元随	榎本元吉	日本神祇、八幡、[別] 巖島 、天満、[殊]氏神、愛宕、白山、奉頼御本尊	毛1233
40	慶長15.6.26	1610	毛利元俱	榎本元吉	日本神祇、八幡、[殊] 巖島 、愛宕、白山、春日、氏神	毛1222
41	慶長15.10.10	1610	毛利秀元	阿曾沼元理	日本神祇、[殊]氏神八幡、愛宕、白山、天満	闊35-17
42	慶長16.6.9	1611	吉川広家	井原元次	梵天、帝釈、四大、春日、住吉、熊野、 巖島 、愛宕、白山、祇神八幡、天満	毛365
43	慶長17.12.2	1612	宍道元兼		日本神祇、杵築、八幡	毛1234
44	慶長20.4.26	1615	宍戸元真	山田元宗	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]伊豆、箱根、三島、八幡、天満	毛1223
45	元和1.5.1	1615	宍道元兼	益田元祥 外2名	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、 巖島 、一二両社、天満、[別]氏神、愛宕、白山、摩利	毛1235
46	元和2.7.16	1616	吉川広家	井原元以、榎本元吉	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、住吉、春日、 巖島 、愛宕、白山、北野天満	毛1183
47	元和3.7.16	1617	桂元澄	益田元祥 外2名	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]氏神明、八幡、軍神摩利	毛1236
48	元和3.10.7	1617	福原元茂	宍戸善左衛門尉	梵天、帝釈、四大、八幡、[別]熊野、愛宕、白山、天満	毛1237
49	元和3.10.7	1617	木原盛忠	宍戸善左衛門尉	梵天、帝釈、四大、八幡、[別]熊野、愛宕、白山、天満	毛1238
50	元和3.11.10	1617	宍道元兼	児玉景唯	日本神祇、[上]梵天、帝釈、四大、弓矢八幡、愛宕、白山、[別]氏神明、当所春日	毛1239
51	元和3.12.14	1617	吉見広長	井原元以	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、伊豆、箱根、天満、[殊]氏八幡、[別]愛宕、白山、摩利	毛1293

52	元和4.閏 3.17	1618	浅屋元俊	[御申之]	日本神祇、愛宕、白山、弓矢摩利	毛1240
53	元和4.閏 3.20	1618	宍道元兼	[御申之]	日本神祇、愛宕、白山、弓矢八幡、[別]氏神明	毛1241
54	元和 4.10.12	1618	吉川広家	(桂春房、祖式 長好)	氏神、八幡、愛宕、春日、住吉、 巖島 、白山、北野 天満	吉672
55	元和 4.10.27	1618	有地元信	内藤元忠	日本神祇、[別] 巖島 、備後一宮、八幡、[殊]御本尊	毛1225
56	元和 4.10.27	1618	有地元直	内藤元忠	日本神祇、[別] 巖島 、備後一宮、八幡、[殊]御本尊	毛1226
57	元和5.1.21	1619	毛利秀元	毛利秀就	日本神祇、[殊]春日、八幡、愛宕、一二両社、天 満、[別]氏神明	毛1039
58	元和 5.11.20	1619	清水景治	[御申之]	日本神祇、愛宕、白山、天満、[殊] 巖島 、八幡、春 日、氏神	毛1227
59	元和6.1.23	1620	村上元重		日本神祇、弓矢八幡、愛宕、白山、三島、氏神明	毛1242
60	元和6.2.6	1620	村上元重		日本神祇、[別]弓矢八幡、愛宕、白山、伊豆、箱 根、三島	毛1243
61	元和6.2.20	1620	村上多兵衛	井原加賀守	日本神祇、[別]弓矢八幡、愛宕、白山、伊豆、箱 根、三島	毛1228
62	(元和 9).10.4	1623	毛利秀元	榎本元吉、宍道 元兼	日本神祇、[別] 巖島	毛1450
63	元和 9.11.13	1623	清水景治、宍道 元兼	[御申]	日本神祇、摩利、愛宕、白山、八幡、 巖島 、[別]氏 神明	毛1245
64	元和 9.11.21	1623	祖式元信	宍道元兼	日本神祇、[別]氏八幡、当所春日、 巖島 、天満	毛1246
65	寛永1.3.29	1624	宍道元兼 外3 名	益田元祥、清水 景治	日本神祇、[殊] 巖島 、摩利	毛1247
66	寛永1.7.13	1624	毛利就隆	宍道元兼	[上]梵天、帝釈、四大、廿八宿、[下]堅牢、地の三 十六离、伊豆、箱根、三島、熊野、稻荷、祇園、賀 茂、松尾、平野、諏訪、熱田、正八幡、天満、愛宕、 [惣]日本神祇、氏神	毛1040
67	寛永 1.10.14	1624	毛利就隆	[御申之]	日本神祇、弓矢摩利、愛宕、[別]氏神明	毛1265
68	寛永2.5.5	1625	上山元吉	阿曾沼元理、桂 重澄	日本神祇、愛宕、弓矢摩利、[別]氏神明	毛1248
69	寛永2.7.9	1625	清水景治	[御申之]	日本神祇、弓矢八幡、愛宕、白山、摩利、[別]氏神 明	毛1249
70	寛永2.7.9	1625	宍道元兼	[御申之]	日本神祇、弓矢八幡、愛宕、白山、摩利、[別]氏神 明	毛1250
71	寛永2.9.14	1625	吉見政春	波多野弥兵衛 尉	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]氏神明八 幡、 巖島 、愛宕、白山、摩利、天満	山近94
72	寛永2.9.14	1625	吉川広正	波多野弥兵衛 尉	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]氏神明八 幡、 巖島 、愛宕、白山、摩利、天満	山近95
73	寛永9.8.24	1632	阿曾沼就春	清水景治	日本神祇、愛宕、白山、弓矢八幡、[殊]氏神明、春 日	毛1251

「出典」欄の「毛」は『毛利家文書』、「益」は『益田家文書』、「閩」は『萩藩閩閩録』、「山」は『山内家文書』の文書番号、「山近」は『山口県史 史料編：近世』のページ番号の略。

【附表】

【表⑳】近世萩藩起請文

No.	年月日	西暦	発給者	受給者	勧請神	出典
1	正保3.8.20	1646	吉川広正	益田元堯	日本国中大小神祇、八幡、春日	吉1338
2	慶安4.4.3	1651	吉川広正	まつ坂、梶森就幸	日本神祇、摩利、八幡	山近2-563
3	承応3.11.12	1654	堅田就政	梶森就幸、児玉元恒、黒沢丹宮	梵天、帝釈、四大天王、[惣]日本神祇、[殊]伊豆・箱根、三島、八幡、天満	山近2-517
4	明暦3.11.13	1657	岩脇就信、岩脇権左衛門尉	榎本就時、堅田就政	梵天、帝釈、四大天王、[惣]日本神祇、愛宕、白山、八幡、[殊]氏神明	山近2-882
5	万治4.3.8	1661	山川就次	毛利就信 外4名	梵天、帝釈、四大天王、[惣]日本神祇、[別]氏神明、当所春日、八幡、天満	山近2-955
6	延宝6.7.9	1678	国司忠頼	山内広直	梵天、帝釈、四大天王、[惣]日本神祇、八幡、春日、摩利、愛宕、白山、天満、[別]氏神明	山450
7	文化7.3.□	1810	細川宮内	横山孫三郎	梵天、帝釈、四大天王、[惣]日本神祇、[殊]伊豆・箱根、三島、八幡、天満、[別]当国一二両社、氏神明	山近7-394

「出典」欄の「吉」は『吉川家文書』、「山」は『山内家文書』の文書番号、「山近」は『山口県史』史料編近世の巻数と頁番号の略。

【表㉓】清神社棟札一覧

No.	和暦	西暦	檀那	目的	祈願内容	出典
1	正中2	1325	上御本家并信心施主	社殿棟上	(無し)	広1
2	(康永3)	1344	地頭	社殿修理	(無し)	広3
3	応永7	1400	大江満房(光房)、源久	社殿修理棟上	四処之沙汰人百姓等満民快樂無病平安	広2
4	文明11	1474		社殿修理	信心檀越 息災延命 祈求円満 重乞願 源元成 所願満足	広4
5	明応3	1494	大江弘元	社頭造営	天長地久 社頭安穩 当所豊育 大江弘元息災延命 武運長久 一門威勢 子孫繁昌 諸人快樂 所願成就	広5
6	明応9	1500	大江弘元	拝殿上葺	大江弘元息災延命 一門繁昌 心中所求 成就満足	広6
7	永正7	1510	大江興元	感神院御宝殿上葺	大江朝臣興元身心堅固 一門繁昌 当村安穩 諸人快樂	広7
8	大永2	1522	大江幸松(幸松丸)	社頭造工	天長地久 社頭安全 当所豊饒 大江朝臣幸松息災延命 恒受快樂 武運長達 一家繁昌 子孫安栄 城内富貴 幸祐自在	広8
9	天文2	1533	(毛利元就)	社殿造工	一天泰平 四海安全 大旦越寿福増長 如意吉祥 女大施主息災延命 恒受恒楽 所生愛子等 所願成就 社頭安穩、威光自在 当所豊饒	広9
10	天文17	1548	大江隆元	上葺上棟	武運長久 家門栄昌 社頭安穩	広10
11	永禄11	1568	大江元就 大江輝元	社殿新造	天長地久 御願円満 社頭安穩 威光自在 家門安寧	広11
12	天正11	1583	大江輝元	社殿上葺	天長地久 御願円満 社頭安全 威光増益 武運繁栄 家門昌泰	広12
13	文禄5	1596	毛利輝元	社殿上葺	天長地久 社頭安全	広13

「出典」欄の「広」は『広島県史』古代中世資料編Ⅳ(1137~1143頁)の資料番号の略。

【表24】 毛利当主発給祇園社勸請起請文

No.	年月日	西暦	発給者	受給者	勸請神
⑮-2	応永 21.5.18	1414	毛利光房	前住東福季宗 和尚侍者	両社八幡祇園
⑮-6	文亀2.8.22	1502	毛利弘元	志道広良	八幡、厳島、祇園
⑮-13	天文16.7. □	1547	毛利元就 外2 名	吉川興経	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]厳島、八幡、天満、 (氏神七社、祇園) ※ () 内異筆
⑮-16	天文 19.1.12	1550	毛利元就、吉川 元春	吉川経好	日本神祇、八幡、祇園、厳島
⑮-20	天文 23.5.22	1554	毛利元就、毛利 隆元	天野隆綱	日本神祇、八幡、祇園、[殊]厳島
⑮-22	(弘治1).閏 10.18	1555	毛利元就、毛利 隆元	梶杜隆康 外2 名	日本神祇、八幡、祇園、厳島
⑮-27	(永禄1).閏 6.20	1558	毛利元就、毛利 隆元	法泉寺兵部丞	八幡、祇園、[殊]厳島、[別]氷上妙見
⑮-29	永禄5.6.8	1562	毛利元就、毛利 隆元	出羽元祐	日本神祇、八幡、祇園、[別]厳島
⑮-31	永禄5.9.27	1562	毛利元就、毛利 隆元	湯原春綱	日本神祇、八幡、[別]厳島、祇園、天満
⑮-33	永禄6.3.25	1563	毛利隆元	益田藤兼	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、祇園、[別]厳 島、天満
⑮-34	永禄 9.11.21	1566	毛利元就 外3 名	尼子義久 外2 名	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]当国杵築、芸州厳 島、八幡、氏神祇園、天満
⑮-35	永禄 10.1.10	1567	毛利輝元	桂元忠	日本神祇、八幡、祇園、[殊]厳島、杵築
⑮-38	永禄12.8.5	1569	毛利元就 外3 名	高橋鑑種	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]八幡、厳島、氏神祇 園、天満
⑮-42	年未詳.9.4		毛利元就	おさき御つぼ ね、よしみ御か	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、八幡、[殊]厳島、祇園、 天満
⑮-43	年未 詳.12.25		毛利隆元、毛利 元就	乃美隆興	八幡、祇園、[別]厳島
⑮-58	年未詳.6.4		小早川隆景、毛 利輝元	つほね	八幡、[別]厳島、[并]祇園、宮崎
⑳-8	慶長 17.12.10	1612	毛利秀就	(毛利輝元)	日本神祇、八幡、祇園、[殊]厳島、杵築

本表は【表15】・【表20】から祇園社が記載された起請文のみを抽出したものである。No.は【表15】・【表20】と対応させ、「内容」・「出典」欄は省略した。

【附表】

【表⑲】 一門・家臣発給祇園社勸請起請文

No.	年月日	西暦	発給者	受給者	勸請神
⑯-2	天文 15.5.10	1546	国司元保 外2名	長末三郎左衛門尉 外5名	日本神祇、[別]厳島、吉田之祇園八幡
⑯-4	天文 19.7.15	1550	児玉就忠	井上光俊	厳島、宮崎八幡、祇園
⑯-11	永禄9.2.15	1566	小早川隆景、吉川元春	益田藤兼	日本神祇、八幡、杵築、厳島、祇園、天満
⑯-12	永禄9.2.15	1566	吉川元春、小早川隆景	佐波隆秀	日本神祇、八幡、杵築、厳島、祇園、天満
⑯-13	(永禄9).2.15	1566	吉川元春、小早川隆景	平賀広相	日本神祇、八幡、杵築、厳島、祇園、天満
⑯-18	永禄 12.8.21	1569	長就連 外2名	安達十兵衛尉	日本神祇、八幡、祇園、厳島、天満
⑯-21	元龜 3.10.29	1572	小早川隆景、吉川元春	横井左衛門尉	日本神祇、八幡、祇園、[殊]厳島、天満
⑯-22	元龜4.9.1	1573	(吉川元長)	福原元俊	日本神祇、[別]氏神祇園、八幡、天満
⑯-26	天正6.5.20	1578	吉川元長	益田元祥	梵天、帝釈、四大、日本神祇、八幡、春日、厳島、氏神芸州吉田祇園、石州一宮、瀧蔵、[殊]大日覚王、金剛、勝軍地蔵、摩利、[別]八大祖師并以下之諸大徳、先師大和尚

本表は【表16】から祇園社が記載された起請文のみを抽出したものである。No.は【表16】と対応させ、「内容」・「出典」欄は省略した。

【表⑳】 毛利氏宛祇園社勸請起請文

No.	年月日	西暦	発給	受給	神仏
⑰-12	享禄5.7.13	1532	福原広俊 外31名	粟屋元国	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]厳島、祇園、八幡、天満
⑰-18	天文 19.7.20	1550	福原貞俊 外238名	(毛利元就)	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]厳島、祇園、八幡、天満
⑰-27	永禄10.9.8	1567	吉川元春	(毛利輝元)	日本神祇、当国厳島、[殊]氏神宮崎八幡、祇園
⑰-28	永禄 11.6.12	1568	毛利元秋	毛利輝元	日本神祇、[殊]軍天厳島、各氏神八幡、祇園、荒神、南無天満
⑰-30	永禄 12.12.16	1569	小早川隆景	毛利輝元	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[殊]氏神祇園、[別]厳島、八幡、摩利、天満
⑰-33	元龜2.2.吉	1571	吉川元長	(尾崎)	[上]梵天、帝釈、四大、日本神祇、春日、厳島、[別]当所氏神、祇園、八幡、天満
⑰-36	元龜口.8.5	1573	小早川隆景	毛利輝元	日本神祇、[殊]当国厳島、八幡、天満、氏神祇園
⑰-42	天正 11.8.13	1583	吉川元長	小早川隆景 外2名	日本神祇、[殊]厳島、氏神当所祇園、宮崎八幡
⑰-44	天正 13.12.3	1585	末次元康	毛利輝元	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]氏八幡、祇園、厳島、杵築、佐渡、天満
㉑-18	慶長 10.12.14	1605	福原広俊 外819名	(毛利輝元)	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]神功皇后宮、厳島、祇園、愛宕、白山、八幡、天満
㉑-36	慶長 14.9.30	1609	山田元縁	榎本元吉	梵天、帝釈、四大、[惣]日本神祇、[別]神功皇后宮、厳島、祇園、愛宕、白山、八幡、天満

本表は【表17】・【表21】から祇園社が記載された起請文のみを抽出したものである。No.は【表17】・【表21】と対応させ、「内容」・「出典」欄は省略した。

